



群馬学研究

KURUMA

第3号

- ◆論文
- 中世の喫茶文化 — 『長楽寺永禄日記』を中心に —
橋本素子 …… 1~12
- 寺尾・山名地域の城郭と被官層の消長 — 鷹ノ巣城から根小屋城へ —
飯森康広 …… 13~28
- 戦国期上武国境河川地域における「瀬端之備」
— 『長楽寺永禄日記』にみる利根川端の武力の様相 —
長谷川明則 …… 29~38
- 幕末期山間地域における宿役人の職務と生活 — 三国街道永井宿を事例に —
秋山寛行 …… 39~49
- 高崎まつりの山車の原点と山車巡行の展開 鈴木英恵 …… 51~65
- 高校地歴科における問題解決型学習と地域連携 東海林(近藤)聖弥 …… 67~78
- ◆動向
- 前橋市東上野町公民館所蔵文書の発見・保存・調査とその活用実践について
— ぐんま史料ネットとの連携と大字誌へ — 野口華世 …… 79~83
- 地学連携による文化財シェルターの開設
— 玉村町・群馬県立女子大学・群馬歴史資料継承ネットワークとの
被災文化財の保全に関する連携協定の締結 —
築瀬大輔 …… 85~93
- ◆年報
- 2024（令和6）年度群馬県立女子大学群馬学センター年報 …… 95~104
- ◆告知
- 原稿募集 — 投稿規定及び執筆要領 — …… 105~107

2025年3月

群馬県立女子大学群馬学センター

Gunma Prefectural Women's University Center for Gunma Studies

中世の喫茶文化

—— 『長楽寺永禄日記』を中心に ——

橋本素子

はじめに

本稿は、上野国新田郡世良田にある、中世後期には関東十刹に列した長楽寺の住持賢甫義哲の日記『長楽寺永禄日記』をテキストとして、戦国末期の長楽寺の喫茶文化の諸相を分析するものである。周知の通り『長楽寺永禄日記』は、平成15年（2003）に、永禄8年（1565）1月から9月までの全文が翻刻されて『史料纂集』に収められ、あわせて詳細な解題等が付せられた。そこでも指摘されているように、戦国末期の関東における食文化や茶に係る内容を豊富に含むことでも知られている。

では永禄8年当時の長楽寺の喫茶文化は、どのような状況にあったのか。そして中世喫茶文化史において、どのように位置づけられるものか。この点を見ていくためには、中世の喫茶文化の通史がいかなるものであるかを知る必要がある。第一章では、中世の喫茶文化史について簡潔に述べたい。次に、当該期の喫茶文化の位置づけは、喫茶文化だけを見ても十分とは言いがたい。これは特に宗教儀礼・政治儀礼の飲食饗応儀礼の中の茶を見ていく上では重要な視点である。本稿では長楽寺が当時は禅宗寺院であるため、禅宗寺院の行事食・日常食等の食事についても把握しておくことが望ましい。よって第二章では、中世禅宗寺院の食事の変遷について簡潔に述べたい。そのうえで第三章では、長楽寺の喫茶文化について、生産・流通・消費の各側面から分析を行う。さらに第四章では、中世喫茶文化史の成果をもとに『史料纂集 長楽寺永禄日記』「用語解説」に掲載されている茶に係る用語の再検討を行いた

い。これらの作業を通じて、長楽寺という戦国末期の関東の一寺院の喫茶文化の諸相について、中世喫茶文化史にどのように位置づけられるものかを検討したい。

一、中世喫茶文化の基礎知識

1. 喫茶文化の将来

日本には、過去3回、当時の先進国である中国から喫茶文化が将来された。

第1回目が、平安時代前期、800年代の初め、中国の唐から喫茶文化が将来された。これを唐風喫茶文化という。この喫茶文化の飲法は、茶を煮出して飲む煎茶法である。第2回目が、鎌倉時代初期、1100年代後半までに、宋から新たな喫茶文化が将来された。これを宋風喫茶文化という。この喫茶文化の飲法は、抹茶に湯を注いで飲む点茶法である。ただし点茶法に使用する抹茶は、現在は新芽が出始める頃から遮光して育てる覆下茶園の茶葉を使用するが、中世は一年中日光を浴びて栽培する露地茶園の茶葉を使用していた。そのため、現在より味は苦かったとみられる。実際に『喫茶養生記』をはじめとする中世の史料では、たびたび茶は苦いものと記されている。

このように中世の日本には、唐風喫茶文化と宋風喫茶文化の2つの喫茶文化が併存していた。⁽¹⁾

2. 喫茶文化の庶民層にまで至るルート

これら唐風喫茶文化と宋風喫茶文化の2つの喫茶文化は、鎌倉時代後期から戦国期までの間に、徐々

に庶民層まで受容されるに至る。その受容の経路は、複数存在した。

まず、遊芸である。代表的なものが、茶の産地や種類を飲み分ける闘茶である。これは江戸時代までにムラでも受容されるようになる。

次に、宗教儀礼である。まず、南北朝期までに寺社の年中行事等の際、参詣に訪れた俗体向けの飲食を提供する場として成立した茶屋で、誰でも金銭を支払えば茶を飲むことができるようになる。また、戦国期までに葬祭儀礼—逆修・葬儀・追善を行うことが庶民層にまで受容されるようになる。葬祭儀礼では、茶を供える、あるいは茶を参加者にふるまうことが行われていた。よって儀礼が庶民層にまで受容されるにつれて、茶も庶民層まで受容されることになる。

さらには、政治儀礼である。平安時代以来、接客、飲食饗応儀礼の場で茶が使用されてきたが、戦国期までに、ムラでも客が来たら茶を出すことが慣習となる等、庶民層にまで受容されるようになる。

このように喫茶文化が庶民層まで受容されるようになる背景には、鎌倉時代末期以降の茶道具の国産化と、北は北関東から南は九州まで茶園の広がりが見られるようになったことが指摘されよう。これらが下支えとなって、16世紀前半に庶民層まで喫茶文化が受容されるようになり、「茶飯」が当たり前のこととなる、いわゆる日常茶飯事の時代が到来したのである。⁽²⁾

3. 喫茶文化のイノベーション

この庶民層まで喫茶文化が受容されるようになった状況を受けて、喫茶文化のうち生産と消費（文化はここに含む）においてイノベーションが起きる。まず戦国期、足利将軍家の御成の飲食饗応儀礼を原型として、芸能の「茶の湯」が成立する。また同時期の宇治では、製法等の詳細は不明ながらも、延徳3年（1491）に「無上」、天文17年（1548）に「別儀」といった新しい茶銘の抹茶が登場する。さらには『長楽寺永禄日記』の後になるが、天正6年（1578）に、簾や筵で茶園全体を覆う覆下茶園の茶葉を使用した抹茶「極上」が登場する。⁽³⁾

以上を整理すると、『長楽寺永禄日記』の書かれた永禄8年は、唐風喫茶文化と宋風喫茶文化が併存し、喫茶文化が庶民層まで受容されていた時代であった。そして、すでに芸能の「茶の湯」が成立し、堺・京都・奈良で流行していた時代でもあった。

二、禅宗寺院の食事について

1. 禅宗寺院の行事食

次に、中世の禅宗寺院の食事の内容とその変遷について見ておこう。まず食事は、行事食と日常食に分けられる。

行事食の基本は、朝食時に食す点心和、正午までに食す齋（時）である。これに時代が下がるにつれ、湯・茶・菓子（茶の子）・非時、酒等が加わる。

すなわち鎌倉時代、中国五山寺院の食文化は宋文化の一環として日本に将来されて、禅宗をはじめとする諸宗派の寺院に受容される。まず仁治2年（1241）9月15日付道元『正法眼蔵』第三十「看経」には、「齋前に点心を行う。あるは麵一碗、羹一杯を毎僧に行ず。あるは饅頭六七個、羹一分、毎僧に行ずるなり」とある。鎌倉時代中期に行われた天皇の寿命無窮を祈る祝聖の看経では、食事として朝食に点心、昼食に齋が出された。この時の点心は、各僧侶に麵一碗と羹（汁）、もしくは饅頭6・7個と羹を出すものであった。⁽⁴⁾

南北朝期になると、朝食の点心和昼食の齋に、菓子と茶湯（茶と湯）が加わる。玄恵『庭訓往来』「十月復状」では、大齋を行うという設定で、どのような料理を出すことが適切かを書き上げている。すなわち点心のメニューとしては、温糟等の粥、鼈羹等の汁、饅頭等の麵及び饅頭が見える。さらには点心の後には菓子を出すものとし、柚柑等の季節の果物や伏兎等の唐菓物等の米等の加工品の名称が見える。このように『庭訓往来』では、『正法眼蔵』よりもはるかに点心の内容が増えていることに気が付く。また齋（昼食）と粥（朝食）以前に茶具足を用意すべしとあり、はっきりとしないが茶を朝食・昼食の前か後に出したものと見られる。次に齋の内容である。豆腐羹等の汁、菜（おかず）として織蘿葡萄（千切り大根）等の山海の精進物を使用した料理

の名称が並ぶ。齋の後には菓子が出されるが、生栗等の木の実や果物、および搗栗等の加工品が出される。ここまですとまとめると、点心のあとに菓子が付くようになり、齋には齋汁・菜が出され、齋のあとにも菓子が付くようになっている。ここに見える菓子とは、食後に出される嗜好品（デザート）の位置づけである。その名称については、点心のあとを「茶の子」、齋のあとを「菓子」という場合もあれば、両方ともに「茶の子」もしくは「菓子」という場合もある。⁽⁵⁾なお『庭訓往来』では湯については不明であるが、南北朝期玄恵『遊学往来』上「五月復状」には、「僧侶招請の時、茶湯の法あるべし。先ず湯、次いで茶。喫茶点心の後、喫湯点心已前」とある。⁽⁶⁾つまり、点心の前には湯が出され、点心の後に茶を出すとしているのである。ただしこれ以後の史料をみると、点心の前に湯、点心と齋の後の菓子の後に茶が出されている。よって整理すると、朝食には湯一点心一菓子一茶が、昼食には齋一菓子一茶が出されることがあるべき姿とされたのである。

さらに戦国期までには、行事前日の午後に出される非時、そして酒が加わる。非時は、点心や齋の内容に相当するもの、菓子（茶の子）等からなる。

たとえば明応2年（1493）11月20・21日の大徳寺真珠庵一休宗純十三年忌では、宿忌の非時として一膳＝飯と一汁三菜、ついで茶の子五、当日は齋二膳、ついで菓子七種が出され、あわせて酒も出された。⁽⁷⁾

以上、禅宗寺院の行事食をまとめると、

- ①点心 基本は饅頭か麵+羹（汁）。南北朝期以降、饅頭・麵両方に汁、菜が加わる。
- ②齋 二・三膳程度。飯・汁・菜からなる。酒も出される。
- ③菓子（茶の子） 点心や齋のあとに出される食べ物。縁高に入れられ楊枝で食べる。
- ④非時 行事前日の午後にいただく食事。点心・齋と同様の内容、菓子（茶の子）、酒からなる。
- ⑤茶湯 茶と湯。

以上から構成されていた。

なお禅宗寺院の日常食は、朝食の粥（小食）、昼

食の齋（昼食）、午後食の非時（非食）＝菓石からなる。

2. 禅宗寺院の飲食饗応の作法

次に、禅宗寺院の行事における飲食饗応の作法を見る。テキストとするのは、大永8（1528）伊勢貞頼『宗五大草紙』に見える「出家方の作善の時（齋）」、武家が寺家を飲食で饗応する作法である。その内容を意識すると、「法体を饗応する場合、齋では二膳を出す。齋の膳を下げる時に、二の膳にある汁や菜の器を全て本膳（一の膳）に移し置いて、空になった二の膳を本膳の上に重ねて置く。菓子は縁高に入れられて提供される。七種であったり五種であったりする。長老には、建蓋の上に縁高を据えて出される。その他の僧侶へは、菓子の台の上に縁高を据えて出すので、それを各人がひとつずつ取る。天目は、その中に茶を予め入れておいたものを、盆に据えて持って出る。これを各人がひとつずつ取る。次に、供給は湯瓶に湯を入れ、その口に茶筌を差して持って出る。茶筌を湯瓶の口から抜き、湯を天目に入れて茶筌で攪拌し提供する。これは喝食の役割である。立ったままで茶筌を振る。縁高と天目を引くときも、長老の前で出したときと同様に天目の上に縁高を据えて引く。その他の僧侶へは菓子の台を持って出て、出したときと同様に各人の前に行き、台の上に縁高を置き重ねてもらいそれを引く。天目も盆を持って出るので、出したときと同様に、各人がその上に据えていくものを引く」となる。⁽⁸⁾これは、現在、京都五山の建仁寺や東福寺、鎌倉五山の建長寺や円覚寺等で行われている「齋」と、それに続く「菓子」・「茶」からなる「四頭茶礼」の作法と酷似している。

三、長楽寺永禄日記にみる喫茶文化

前置きが長くなったが、ここでは『長楽寺永禄日記』の喫茶文化に係る記事を、生産・流通・消費にわけて分析する。

ちなみに、長楽寺がある上野国新田郡世良田において茶に係る事柄は、南北朝期成立の『異制庭訓往来』「十一月復状」に、茶具足の産地としてその名

が見えるところから始まる。すなわち、「建蓋、天目、饒州椀、定州油滴等各在金絲輪花之台、并世良田茶土器七入盆十対、木綿細襦茶巾、紫竹茶筥、黄楊茶瓢、象牙茶杓」とある。⁽⁹⁾ここで世良田は、茶を飲むための土器の産地、もしくはそれを7つ載せることが出来る盆の産地と見える。なお開山の栄朝が栄西の弟子であることから、栄朝が当地への喫茶文化を伝播したとされる向きもある。しかし栄朝の喫茶を示す史料はなく、鎌倉時代に当地で茶の栽培が行われていた史料もないため、これは由緒であると言えよう。⁽¹⁰⁾

1. 生産

(1) 中世の製茶の概要

まず生産から見ていこう。生産には、茶園で茶樹を育成する栽培工程と、摘採した茶を製品にする製茶（加工）工程がある。さらに製茶工程には、生葉を殺青し乾燥させて荒茶にする一次加工と、荒茶を撰別し合組（ブレンド）を行い仕上げ茶にする二次加工がある。殺青とは、熱を加えて酸化酵素の活性を止めることで、蒸し、湯通し、炒る、熱風を加える、のいずれかの方法でこれを行う。中世は史料から蒸しが確認され、湯通しが想定される。なお茶臼で抹茶にする工程は、現在は主に茶商が行うが、大正期ぐらいまでは消費者が行うものであった。

次に飲法である。中世には、唐風喫茶文化の茶を煮出して飲む煎茶法と宋風喫茶文化の抹茶に湯を注いで飲む点茶法が併存していた。

そのうち、点茶法で飲む茶の製法は、建保2年(1214) 栄西『喫茶養生記』「六 調茶様」に記されるところである。

見宋朝焙茶様、則朝採即蒸、即焙之、懈倦怠慢之者、不可為事也、焙棚敷紙、紙不焦様誘火、工夫而焙之、不緩不怠、竟夜不眠、夜内可焙畢也、即盛好瓶、以竹葉壅封瓶口、不令風入内、則經年歲而不損矣、⁽¹¹⁾

すなわち、茶園で生葉を摘採し、すぐに蒸して殺青し、焙炉という乾燥炉で揉まずに乾燥させるものである。まず中世の茶園は、すべて被覆をせずに栽培する露地茶園である。乾燥炉である焙炉の形状

は、炉の上に竹を割ったものを渡し、その上に紙を載せる紙焙炉である。このように『喫茶養生記』には、栄西が実際に宋で見聞したこととして、宋の製法が記されている。これが日本に将来されたが、昭和期までに行われていた手製による碾茶（抹茶の原料）の製法と変わらない内容となっている。なおこれは他の中世史料にも共通するが、『長楽寺永禄日記』には、製法に係る記載は見えない。

(2) 長楽寺の製茶

では次に、製茶の様子を見ていこう。（【表1】）

まず製茶が始まる前の2月16日（新暦3月14日）には、「茶烟（園）ヲコシラヘサス」とある。⁽¹²⁾これは、茶実を植える、もしくは茶摘みを前に整枝を行う等茶園を整えていたことが考えられる。中世は、基本的には茶実を植えて増やす実生栽培が主流であった。

長楽寺で製茶が始まるのは、4月に入ってからである。戦国期から織豊期の宇治で製茶が始まるのが3月の下旬前後で、霜害の場合には4月にずれ込むことがあった。宇治よりも緯度が高い長楽寺では、摘採時期も10日から20日程度遅いものとなる。なお茶臼で粉碎する前の抹茶の原料は、現在では「碾茶」と書き「てんちゃ」と読む。これは明治期以降の名称であり、江戸時代以前は「茶葉」もしくは「茶葉」といった。

中世の茶業において一番茶＝新茶の摘採時期には幅があることは、すでに拙稿で『金沢文庫文書』をテキストとして指摘している。⁽¹³⁾

永禄8年の長楽寺の一番茶の製茶時期は、概ね4月10日から5月4日までとなる。その中でも最初の摘採を初摘みという。この年は4月10日で、新暦では5月9日にあたる。すなわち、

十日早晨、火徳、焼餅ヲ二三ケ用、茶ヲ喫、葉ナリノ茶ヲ始トラスル、池之ハタヲツマス、別木五半、無上十二、ヒダシニ、本ニ也、(中略) 神三郎ニ茶フルイヲニサ、スルナリ、(後略)⁽¹⁴⁾

と見える。この日は、長楽寺の池の端にある茶樹の摘採を行っている。ここに何本の茶樹があったのかは不明である。ただし文禄3年(1594)5月日付

表1 『長楽寺永禄日記』永禄8年(1565)茶の生産

	月	日	本文	内容	頁
製茶前	2	16	茶烟ヲコシラヘサス、	茶実を植えるか、茶摘みを前に整枝か。	41
一番茶	4	10	葉ナリノ茶ヲ始トラスル、	製茶始め。別儀5半、無上12、簸出し2、本2。神三郎に篩を2させる。	68
	4	13	岱・幸鶴両所ニテ茶ヲトラス、	周岱・幸鶴の所で摘採。	70
	4	15	岱ハ此日モ葉成ヲ卒度ア frasル、	周岱が製茶。	71
	4	17	茶ヲ始テトラス、ウネカシラノホキツノル葉計トル、チンジュノ前、僧堂ヲハ皆ツム、法堂ヲハウネカシラ計ツム、	摘採。畝頭の新芽のみ。鎮守の前、僧堂、法堂の茶を摘採。	71
	4	20	留守ニテ茶イタシアグ、好茶十七斤、吹出二斤半、本一斤半ト云ヘリ、	義哲が留守の間に製茶。好茶17斤、吹出2斤半、本1斤半。	73
	4	21	泉蔵司茶ヲ午刻時分迄イタシツル、	泉蔵司が茶を午の刻まで製茶。	73
	4	23	十如坊茶ヲトラスル、無上七、別五アリ、	十如坊の茶を摘む。無上7斤、別儀5斤。	74
	4	25	観・也・了・番・眞アプリコヲ組スル也、	観蓮・禅也・周了・番・周真が焙籠を組み立てる。	74
	4	29	茶ヲ未刻アプリヲサム、ヨキ茶十四斤半、本三斤也、	摘採した茶を未刻に製茶し終る。好茶14斤半、本3斤。	77
	5	3	十如茶ヲトラスル、夜更ルマテ茶ヲアブル、トコーニテスル也、	十如茶を摘採。夜更けまで製茶。床一(焙炉)で行った。	78
5	4	茶を巳刻イタシアグ、上茶二斤半アリ、	茶を巳の刻に製茶し終る。上茶2斤半。	79	
二番茶	5	18	今日茶ヲトラス、常住衆・塔頭衆ヲ以ツマスル也、	摘採。常住衆・塔頭衆が行う。	84
	5	19	終日茶ヲアブル、	一日中製茶。	84
	5	20	入夜茶ヲアプリヲサム、	夜に入って製茶を終える。	85
三番茶	6	19	此日朝ヨリ茶ヲトラスル、	朝から摘採。	100
	6	20	未明ヨリ茶ヲアブル、	未明から製茶。	101
	6	21	午刻茶ヲアプリアク、	午刻製茶を終える。	101
秋番(四番)	8	3	茶ヲトルヘキ支度ニ、今日モ上草ヲ終日トルナリ、	摘採の準備として、一日中上草を採る。	120
	8	4	茶ヲツマスルナリ、	摘採。	120

「千本南坊請文」に「茶畚一本」とあり、茶の木1本でも茶園とみなしていた事例があるように、⁽¹⁵⁾ 数本もあれば立派な茶園である。これを寺内の人間を使い終日摘採し製茶を行わせていたのである。

次に製茶した茶葉は、別木(儀)、無上、ヒダシ(簸出)、本の四段階に撰別していた。上記の史料に茶の量の単位は書かれていないが、4月20日条では「斤」を使用していることから、この場合も「斤」である可能性が高い。⁽¹⁶⁾

また神三郎が「茶フルイ」を「二」行ったとある。この場合の「茶フルイ」は茶の撰別を行うことで、茶のランクに「ヒダシ」(簸出)が見えることから、篩と簸(箕)等複数の製茶道具を使用して撰別したものとみられる。簸を使った撰別は、篩うと茶葉の部位でも軽い葉身の部分が簸から飛び、軸や茎等が簸に残る。簸から飛んだ葉身はこれを集めて、さらに「別儀」と「無上」に撰別している。「本」

は茎の部分ではないかとみられる。「ヒダシ」とは簸に残った方から「本」を餞別した残りであろう。なお「ヒダシ」は、茶臼にかけて粉碎し抹茶として飲むことができる。しかし「本」は茶臼にかけて粉碎できないことから、煮出して飲む可能性が高い。なお「別儀」と「無上」はともに当時の宇治茶の茶銘であるが、長楽寺では境内茶園の茶に勝手に借用したものとみられる。この際、何をもって別儀と無上に撰別したのかは不明である。

ただし長楽寺における茶銘の付け方は一様ではなく、4月20日では「ヨキ茶十七斤・吹出二斤半・本一斤半」と見える。⁽¹⁷⁾「ヨキ茶」(好茶)は簸で選別した葉身のことを指し、「吹出」が簸出と同義である。5月4日には「上茶二斤」と見える。⁽¹⁸⁾

一番茶の摘採場所は、判明するものだけでもこの池の端のほか、鎮守の前・僧堂・法堂・十如坊等が見える。境内の複数カ所や塔頭にも茶園が存在した

のであろう。なお、現在長楽寺の池周辺には放置した茶樹が見えるが、茶樹は正しく年輪を刻まないために、これが永禄8年に植えられていた茶樹と同一であるかどうかは証明できない。

二番茶の製茶時期は、一番茶の最後から2週間後の5月18日から20日までとした。18日には「早晨、火徳、稜巖会、今日茶ヲトラス、常住衆・塔頭衆ヲ以ツマスル也」とあり、⁽¹⁹⁾ 常住衆と塔頭衆がともに茶の摘採にあたる等大人数で一斉に摘採したものとみられる。

三番茶の製茶時期は、二番茶の最後から約1カ月後の6月19日から21日までとした。これと比較検討できる史料としては、『金沢文庫文書』の南北朝期とみられる書状に「6月までに三番採る」と見ることが挙げられる。よって戦国期の北関東にある長楽寺でも、6月中旬から下旬にかけて三番茶を製茶していたとすることには、齟齬はない。⁽²⁰⁾

四番茶は秋番ともいう。8月3日には「茶ヲトルヘキ支度ニ、今日モ上草ヲ終日トルナリ」とあるように、四番茶を摘採するにあたり、上草を除去する作業を行った。そして4日には「茶ヲツマスルナリ」とあるように摘採を行っている。⁽²¹⁾

このように永禄8年の長楽寺では、一番から四番まで製茶をしていたことが抽出されるのである。

2. 流通

次に流通について見ていく。長楽寺では、境内茶園で四番にわたって茶を生産していたため、自家消費量はある程度まかなえていたものとみられる。その上に、他所で作られた茶を贈与されることもあった。たとえば、2月18日条には「佐子者此日来キ、ホシ松タケニ宇治アブリノ茶ヲ一袋持来」と見える。⁽²²⁾ 塔頭衆のひとり真佐の子がこの日義哲のもとを訪れたが、その際に干し松茸と「宇治アブリノ茶」一袋を持参して来た。この「宇治アブリノ茶」とは、宇治茶、もしくは宇治の製茶法に基づいて別の産地で作られた茶である可能性もあろう。

3. 消費

最後に消費について見ていく。その際に (1) 長

楽寺の年中行事での茶の使用、(2) 長楽寺の日常における茶の使用、(3) 茶の贈答の三項目に分けて分析してみよう。

(1) 長楽寺の年中行事

①年始礼

住持義哲への僧俗の年始礼とそれに伴う飲食饗応は、元日以降適宜行われている。

まず元日である。

朔日、寅刻起、行水、向吉方、則歳徳神ヲ念ス、本尊へ参、鎮守其外ジユンダウイタシ帰、内ニテ向本尊三拝、座具ヲヲサメス、左右ニ焼香三拝ス、座シキニ出、祝儀致之、佐・岱・観・瑞・也・真・靖七人也、徳ヲ招ニ不被来、^{十一}九種之茶子ニテ喫茶、其後土器杯ヲ出シ、タコニノスイモノニテ冷酒ヲ出ス、愚先ノミ、佐ヘマイラセ、愚呑、岱ニノマス、其後次第々々ノマスル也、二献目、ヌリモノ、杯、ザウニヲ出シ、カン酒也、

(後略)⁽²³⁾

元日は寅の刻(午前3時から5時)に起床し、行水、吉方に向かい歳徳神を念じた後、鎮守そのほかを巡堂して仏殿に戻り、本尊を三拝し左右に焼香三拝した。永禄8年当時の長楽寺の伽藍配置がどのようなものであったのかは明らかにしえないが、本尊を安置した仏殿、法堂、僧堂、鎮守、土地堂、祖師堂、小庫裏等の存在が知れる。義哲は巡堂の後方丈とみられる建物に戻り、その中の一室と見られる座敷に出て祝儀を行った。すなわち、真佐・周岱・観蓮・瑞・禅也・周真・周靖といった常住衆・塔頭衆等を招き、11種の茶の子で喫茶をおこなった後酒宴となり、一献目に蛸煮の吸物に土器杯で冷酒、二献目に雑煮に塗物杯で爛酒を出した。一献目の吸物の具に至っては、精進物ではない。

二日も、年始礼に来た客の飲食饗応を行っている。その内容は一樣ではないが、例えば安生・正甫蔵主・源才蔵主・勝にはまず茶の子・茶を出し、一献目に蛸の肴に土器杯を用いて冷酒で三度礼(義哲と三人が飲み交わす)を行い、二献目に雑煮に爛酒、三献目には椀麵に爛酒を出した。

第二章で述べた通り、禅宗寺院の行事食の基本は朝食の点心と昼食の齋である。また文明2年(1470)「建長寺年中諷経並前住記」の正月1日条をみると、粥(朝食)が終わった後、祝聖諷経、西来庵諷経、修正三時上殿、早晨に方丈で観音懺法、齋後に大仏殿で法花懺法が行われるとされる。ここにも行事食の基本である粥と齋が見える。⁽²⁴⁾ これらと比較すると、永禄8年の長楽寺では、飲食饗応の基本となる点心も齋も無く、茶の子と茶と酒宴から構成される等、かなり簡略化されていることがわかる。

むしろこの内容に近いものは、武家儀礼「御成」の酒肴ではないか。御成は將軍や大名が臣下や寺家に赴き飲食や芸能の饗応を受けるものである。享禄元年(1528)伊勢貞頼『宗五大草紙』によると、室町將軍家の伊勢貞宗邸常御成の事例として、酒肴において初献に雑煮、二献に饅頭等の点心、三献に吸物(もしくは二献に吸物、三献に点心)、四献に蒸し麦(三献までに点心が出た場合には吸物)、五献以下は吸物が出されたとする。⁽²⁵⁾ 翻って長楽寺における吸物・雑煮・麵(点心)という内容は、出される順番が違えども、御成の酒肴で三献までに出来る肴の内容と重なる。よって長楽寺の年始礼の酒宴は、武家儀礼の祝儀の酒肴の影響を受けたものであるといえよう。

なお、元日に茶の子と茶を服すということは、戦国期には禅宗寺院に限られるものではない。安房国保田妙本寺では、日蓮像前において茶の子と茶を服し、⁽²⁶⁾ 豊後国大友家では、「寝所」で起床した後、梅干しと茶を飲んだように、⁽²⁷⁾ 僧俗を問わず行われる慣習となっていた。これが今日でも正月に行われる大福茶に繋がるものと見られる。

②孟蘭盆会の土地堂施餓鬼

次に7月16日の孟蘭盆会の土地堂施餓鬼である。

十六、早晨、土地堂諷経、茶子ヲ献シ、茶湯シテ、盆タナヲトリヨク、(後略)⁽²⁸⁾

すなわち土地堂で諷経を行うが、その際には盆棚を設え、茶の子を献じ、茶湯を供えている。

③八朔

八朔は、8月1日に僧俗問わず行われる年中行事である。秋の収穫時期を迎え、「田の実」を「頼み」

にかけて、日ごろから頼みとしている人に御礼を行うものである。中世には物品の贈答が行われた。

長楽寺では7月23日に「八朔之茶袋ヲツクラスル」とあるように、⁽²⁹⁾ 八朔に先立ち茶袋が作られた。長楽寺からは、茶袋に詰めた境内茶が贈られたものとみられる。しかも7月27日には「時ヲ能用ツル、八朔茶ヲイレサスルナリ」とあるように、⁽³⁰⁾ 昼時に八朔茶を入れさせている。これは八朔の前に試飲をしたものとみられる。

④先師等忌日

2月22日は先代住持の義海の忌日であり「暁ハ義海和尚献茶湯、焼香、礼拝」とあるように、明け方に茶湯を献じ、焼香し、礼拝している。⁽³¹⁾

また1月20日は宗以の月命日であり、「暁、宗以ニ茶湯ニテ回向ス」とあるように、明け方に茶湯を献じている。⁽³²⁾

⑤小結

以上のように、茶の使用目的は、年始礼の場合、法会—法会内容—附帯部—饗での飲用の茶であり、土地堂施餓鬼と先師等忌日の場合、法会—法会内容—形式—会場荘厳における供物の茶として位置付けられる。これらは宗教儀礼の茶である。⁽³³⁾ 八朔の事例は、茶の贈与であり、年中行事でも僧俗問わず行われることから、政治儀礼の茶といえよう。以上は拙稿でこれまで指摘した茶の消費目的の範疇に止まるものである。

(2) 義哲の日常の茶

永禄8年当時、義哲は腸等に不調を感じる病気を患っており、⁽³⁴⁾ 養生のため、あるいは消化のため、朝食時に茶を用いることを習慣化していた。また昼食時にも飲むこともあった。

さらには、薬を茶で飲む事例も見られる。3月5日には、

小豆飯ヲカサニ程用、此上ニ神仙ヲ茶ニテ卒度用、(中略)雲門ヲ東坡ニサンセウヲ入、ツケアフリ、田楽ノヤウニシテ少用、喫茶、⁽³⁵⁾

と見える。この日義哲は、午前中に小豆飯を「カサ」と呼ぶ容器に2杯ほど食べたあと、神仙という薬を飲んでいる。現在の常識では、薬を茶で飲むこ

とは推奨されてはいない。薬も茶もともに身体によいもの、との認識から用いたのであろうか。さらにこの日は夕刻と見られるが、雲門という餅菓子に味噌に山椒を入れたものを付け炙り田楽の様にして食べた後にも、茶を飲んでいる。南北朝期以来、茶の効能は「茶の十徳」として唱えられるところであり、その内容は「諸仏加護徳・五臓調和・煩惱自在・寿命長遠・睡眠自在・孝養父母・息災延命・天魔随心・諸天加護・臨終不乱」とされている。病を得た義哲にとって、五臓調和と寿命長遠は、効能を期待したい切実な問題であったといえよう。⁽³⁶⁾

(3) 贈答・接客の茶

また、長楽寺の旦那である金山城城主由良氏の一族や家臣に対して、新茶をはじめとして折々に茶を贈ることがあった。例えば3月25日、義哲は金谷城へ向かった。

早晨、文殊諷経、時ヲカサニ二程用、其上鰻ヲ一用、其後湯付ヲカサニ一程用、山へ登、坂中御入へ饅外居一、抹茶一器ソユ、ヒコ、ヲ以テ申ヲク、大方ハシタヘカミヨリ相待、御留守ナリツル、山之小屋ヘノホリ、外居一ツイニ入、坂中へ抹茶ヲソヘマイラス、実城ヘモ一書啓シツル、以自筆如何ニモ懇切之返事也、御乳ヘモ饅五十、西城ヘモ同抹茶ヲソヘマイラス、金筑小大勝二束・三袋、長嶋一束・三袋、江州へ燭十挺・三袋、帰ニモタセ立ヨル、コレハ廿六日之事也、山之小屋ニテメシヲ少用、非時ヲモ少用、寝也。⁽³⁷⁾

ここで義哲は、由良国繁には抹茶一器、西城へも抹茶を添えて贈っているが、金谷筑後守、長嶋以下の由良家家臣には葉茶で送っている。寺家が将軍家や古河公方以下の領主クラスの武家とその一族に対して抹茶を贈るという事例は、すでに拙稿で指摘したように『蔭涼軒日録』等に見える。⁽³⁸⁾ また武家が寺家に依頼して葉茶を抹茶にしてもらう事例は『金沢文庫文書』等で見られる。⁽³⁹⁾ 従来、抹茶は茶臼で粉碎した傍から劣化が始まるため、消費者が磨るものとされてきた。しかし抹茶一人前を磨るためには、30分程度の時間が必要となる。そのため領主ク

ラスの武家では、たとえ抹茶が劣化するとしてもそれを可とし、それよりも複数の茶臼を所有しそれらを使って粉碎することができる能力がある祈願寺あるいは菩提寺になっている寺院に、葉茶を抹茶にしてもらうことを依頼することがあったのである。

さらには、接客の際に茶を使用している。

濟藤主・内勘兩人今日之礼トシテ来リキ、今井拾モ来、何ニモ雲門ニテ茶ヲノムセ返、⁽⁴⁰⁾

すなわち、3月3日、由良家中として度々長楽寺に使者として訪れる齋藤主税助・内田勘左衛門尉、同じく由良家旗本一族の今井拾左衛門が礼に来たため、雲門（餅菓子）と茶を出している。寺家で客が来たら茶を出すことは、平安時代に唐風喫茶文化が将来されて以来行われてきたが、これに菓子（茶の子）が付くことが定着するのは中世後期である。

四、用語の再検討

最後に、『史料纂集 長楽寺永禄日記』「用語解説」に掲載された、茶に係る用語の再検討を行いたい。以下、掲載頁数、用語、読み、掲載されている解説を提示したうえで、これまでの中世喫茶文化史の研究成果に基づき修正案を提示する。

①334頁「焙籠」^{あぶりこ}「焙子とも。茶などを炒るのに用いる大きめの竹籠」。

乾燥炉の「焙炉」^{ほいろ}の上に渡す細竹の格子のこと。ジョアン・ロドリゲス『日本教会史』第32章にも見える。⁽⁴¹⁾

②335頁「宇治アブリノ茶」^{うじあぶりのちゃ}「宇治焙りの茶。宇治産の良い茶が贈答品に用いられたということか」。

「焙る」は狭義には乾燥工程を、広義には製茶工程全般を指す。よって、宇治で製茶された茶、もしくは宇治で行われている製法で作られた茶という意味になる。管見では、このような表現をされた事例を他に見ない。よって後者の場合、宇治の製法とは何を指すものかは不明である。

③335頁「雲脚」^{うんきやく}「品質の劣った抹茶」。

大茶・簸屑・簸出の類義語である。抹茶用の葉茶の場合、簸（箕）で篩うと、葉身の部分が軽いため簸の外に飛び、そうではない部分が簸の中に残る。その簸に残った部分から茎（「本」か）を除いたも

のこのことである。これも狂言『簸屑』にみられるように、茶臼で挽いて抹茶にして飲む。

④343頁「茶畑」^{ちやえん}「茶を栽培するときの苗床のことか」。

「ちやえん」と読むこと、また史料の内容から「茶園」のことである。2月16日条「茶畑ヲコシラエサス」とは、新たに茶園を作るために茶実を植えたこと、もしくは製茶シーズンを前に茶園で茶摘みの準備をすることが考えられる。また3月13日条「茶畑ノ南ニウユ」は、茶園の南に植えることで、いずれも齟齬はない。

⑤343頁「茶の子」^{ちやこ}「茶を飲むときに添える菓子や果物。茶受け。点心」。

南北朝期頃から確認される、禅宗寺院の行事食である点心（朝食）や齋（昼食）の後に出される食べ物である。いわゆる食後の嗜好品（デザート）の位置づけになる。「菓子」ともいう。戦国期頃からは行事前日の非時（夕食）の後にも出される。様式としては、縁高に五・七・九という奇数の品数の食べ物が入れられ提供される。長楽寺で元旦に出された11種は、品数としては多い事例となる。基本的には楊枝を使い食べることができるものとされ、手前に楊枝が添えられる。内容は、果物、木の実の生物や加工品であり、コンニャクや麩等の調理品の場合もある。長楽寺の元日の事例では、茶の子を点心や齋と切り離されて、従来はその後に出されていた茶とともに出すようになっていく。

⑥343頁「茶礼」^{ちやれい・さらい}「茶事の礼式」。

禅宗寺院の儀礼において茶を出すこと。

⑦346頁「葉成」^{はなり}「葉茶・煎茶のこと。蒸して冷却し焙った茶葉を粉にして湯を混ぜて用いる抹茶・碾茶に対して、茶葉に注いだものをいう」。

新芽が出ている様子を表現しているものと見られる。ほかに事例ない。

⑧347頁「簸出」^{ひだし}「製茶の際に選別して出したこわい茶。下等の茶」。

製茶の際に簸（箕）で選別し、簸に残った方の茶から茎を抜いたもの。簸屑^{ひくず}。狂言『簸屑』では、簸屑を茶臼で挽いて抹茶にして飲む。

⑨348頁「吹出」^{ふきだし}「茶の種類」。

簸出・簸屑と同義である。

⑩348頁「別儀」^{べちぎ}「別儀とも書く。抹茶の茶銘のひとつで、脇茶で製したもの」。

本来は「別儀」と書く。宇治抹茶の茶銘のひとつ。『天王寺屋会記 宗達自会記』天文17年（1548）12月6日条が初出である。天正6年（1578）の「極上」登場までは、宇治茶の最上位の茶銘であった。よって『長楽寺永禄日記』の時期においては、最上位の茶銘であった。露地茶園の茶葉を製茶したものと見られる。製法は、摘採し、蒸して殺青しおおり冷ます、もしくは湯通しをして水分を絞る。乾燥は焙炉を使用する。飲み方は、茶臼で粉碎して抹茶にし、湯を注ぐ。無上と比較して、色を重視し浅く蒸したために、旨味が減ったとする説もある。但し『長楽寺永禄日記』においては、長楽寺の境内茶園の茶をランク分けして、勝手に宇治茶の茶銘を付けたものである。

⑪349頁「無上」^{むじょう}「茶の種類。最も高級な茶をさすと考えられる」。

宇治抹茶の銘のひとつ。『山科家礼記』延徳3年4月20日条が初出である。天文17年の「別儀」の初出までは、宇治茶の最上位の茶銘であった。『長楽寺永禄日記』の時代には、「別儀」に続く第2位の茶銘である。露地茶園の茶葉を製茶したものと見られる。基本的な製法は「別儀」に同じだが、「別儀」より蒸し時間が長いという説もある。但し『長楽寺永禄日記』では、長楽寺の境内茶園の茶をランク分けして、勝手に宇治茶の茶銘を付けたものである。

おわりに

以上『長楽寺永禄日記』をテキストに、永禄8年における長楽寺の喫茶文化について見てきた。

まず生産では、初夏から秋まで四番にわたって製茶をしていたことが抽出された。これまで中世後期の禅宗寺院については、製茶道具の存在から大徳寺の塔頭などで製茶を行っていたことを想定してきた。⁽⁴²⁾ その点からしても、ここまで具体的に茶の生産について知ることができる史料は他に例を見ない。このような生産の状況を受けて、住持の義哲を始めとする寺内の僧侶たちは、宗教儀礼だけではな

く、日常においても豊かな喫茶の時間を享受できたのであろう。

ただし禅宗寺院でいえば、円覚寺黄梅院では毎年の中居方及び茶礼用に、⁽⁴³⁾ また円覚寺黄梅院の夢窓疎石、⁽⁴⁴⁾ 建長寺の蘭溪道隆、⁽⁴⁵⁾ 大徳寺真珠庵の一休宗純の遠忌でも、⁽⁴⁶⁾ 茶を購入していたことが抽出される。禅宗寺院ならば何処にも境内茶園があり、それで茶の消費を賄っていたと考えられがちではあるが、そうではない。寺院ごとの事情により、境内茶園での生産と市場での購入の割合は多様であったということになる。なお永禄8年の長楽寺について言えば、開山遠忌等の大規模な行事もなく、茶を購入した記事が見えないため、境内茶園の茶で寺内の消費を賄うことが出来たものと見られる。

次に流通に係る史料は少ないものの、境内茶園以外の茶を贈与されることが抽出された。しかもそれは宇治茶、もしくは宇治茶を意識して作られたものであった。

最後に消費については、禅宗寺院としての宗教儀礼や旦那の由良氏やその家臣との接客・贈与等の政治儀礼で使用されていたことが抽出された。しかし芸能の「茶の湯」に係る記事は見えない。

確かに「はじめに」で述べたように、『長楽寺永禄日記』の書かれた永禄8年は、喫茶文化が庶民層にまで受容されている時代であり、すでに芸能の「茶の湯」が成立している時代であった。いっぽうで、足利将軍家は存続しており、武家儀礼「御成」に見るような独自の飲食饗応儀礼が併存している時代であった。なお武家故実書に見える「茶湯」も「ちゃのゆ」と読むが、それは茶道具を意味するものである。

つまりここで留意すべきは、戦国末期において喫茶文化は多様に展開されていたこと、そして芸能の「茶の湯」が成立してから半世紀以上経過しているものの、それが全国で均一に受容されていたわけではなかったということである。

たとえば小田原の北条氏は、千利休の高弟とされる山上宗二を庇護したことから、一族をあげて芸能の「茶の湯」に傾倒していたように思われがちである。しかし、天正6年(1578)から11年の間に比定

される9月23日付の北条氏3代氏康の息氏規の書状には次のように見える。

仍箱一給候。御心指祝着候。秘蔵可申候。但茶之湯とやらん不存候間如何。然共自家康節々無上御音信候。賞味不浅候。⁽⁴⁷⁾

まず氏規は、茶入りの箱を貰った礼を述べ、次に自分は芸能の「茶の湯」は心得がないが、家康から折々に「無上」を贈ってもらっているので、茶の味は分かっているつもりであると述べている。芸能の「茶の湯」は、京都・奈良・堺、あるいは博多等の都市部の上層町人層を中心に展開された。戦国大名も本人の嗜好から、あるいは社交上の必要性からこれを受容し、またそれに詳しい家臣もいた。しかしここにみるように、それが遍く一族や家臣にまで受容されていたとは限らないのである。同様に、永禄期の堺や京都の大徳寺派の禅宗寺院が上層町人を中心とした茶湯者たちとの関係を密にしていたとしても、同時代の関東十刹である長楽寺において、芸能の「茶の湯」を行っていた記事が抽出されないことには、何等不思議はないのである。むしろ宗教儀礼や政治儀礼において茶を使用していたことが抽出できることこそが、永禄期の関東の寺院においては、標準的な状況といえるのではなからうか。

以上のように、戦国末期の関東の一寺院である長楽寺においては、生産・流通・消費にわたり芸能の「茶の湯」以外の喫茶文化の諸相が豊かに展開されていた状況が抽出されるのである。

よって各地の戦国期の地層から茶道具が出土したとしても、それをもってすぐに芸能の「茶の湯」を行っていたと判断することが、いかに早計であるかということの理由はここにあるのである。その空間ごとに、宗教儀礼や政治儀礼等での使用も想定すべきであろう。

さて記主の義哲であるが、8月29日には体調が一層悪化していた。

廿九、(中略)寝テノドカワク間、茶ヲ一服用イツレハ、無程気アシクナリ、ムネエスクシテトシツル、又腹モ痛程ニ、雪隠へ行ケハシタ、カニヤシキ、更ニ不審ナリツル、非時ニハハイナト入ル欵、茶ニアシキモノ入ル欵トヲモフ

也、⁽⁴⁸⁾

ここに義哲は、もはや養生の仙薬たる茶さえも受け付けられない状況になっていた。やがて『長楽寺永祿日記』は、その幕を閉じることになるのである。

注

- (1) 小著『中世の喫茶文化 儀礼の茶から「茶の湯」へ』吉川弘文館 2018年、9頁。
- (2) 前掲小著『中世の喫茶文化』、142頁。
- (3) 前掲小著『中世の喫茶文化』、154頁。共編『宇治堀家文書』「解題」八木書店 2021年、219頁。その後研究を深化させたことにより、覆下栽培は、今日みるような栽培法が1度に確立したわけではなく、2段階にわたって改良され成立したものであったことが判明した。すなわち織田政権期から約200年は、簾や筵のみで被覆されるものであった。この時の遮光の目的は霜よけであり、遮光率は65%前後であった。1800年代以降は、その上に藁を振って栽培するものへと展開する。この時の遮光の目的には、日除けが加わる。これによって遮光率は95%前後まで上がることになり、より旨味成分が多く葉質が柔らかな生葉が栽培されるようになった。この点については稿を改めたい。
- (4) 『正法眼蔵』(二) 全訳注増谷文雄 講談社文庫 2004年、290頁。
- (5) 『庭訓往来』(『続群書類従 第13輯下 文筆部消息部』八木書店 2013年、1141頁)。
- (6) 『遊学往来』(前掲書『続群書類従 第13輯下 文筆部消息部』、1149頁)。
- (7) 明応2年11月21日付「一休宗純十三年忌下行帳」(『大徳寺文書別集 真珠庵文書之一』1号 東京大学史料編纂所 1989年、3頁)、明応2年9月20日付「一休宗純十三年忌非時配膳注文」(同5号 前掲書、46頁)、明応2年9月21日付「一休宗純十三年忌齋配膳注文」(同6号 前掲書、49頁)。禅宗寺院で酒が飲まれたことについては、芳澤元「僧坊酒宴と室町文化」(『芸能史研究』第228号 芸能史研究会 2020年1月)・同「僧坊酒宴追考」(伊藤信博編『アジア遊学 250 酔いの文化史—儀礼から病まで—』勉誠出版 2020年)。
- (8) 『宗五大草紙』(『群書類従 第22輯 武家部』八木書店 2013年、574頁)。
- (9) 『異制庭訓往来』「十一月復状」(『群書類従 第9輯 文筆部消息部』八木書店 2013年、492頁)。
- (10) 例えば『長楽寺の宝物』東毛歴史資料館 2003年、60頁「茶釜」の説明など。
- (11) 『喫茶養生記』(再治本) (『茶道古典全集 第2巻』淡交社 1956年、32頁)。
- (12) 『長楽寺永祿日記』永祿8年2月16日条(史料纂集 八木書店 2003年、41頁)。
- (13) 拙稿「中世茶の生産について—『金沢文庫古文書』を中心に—」(『鎌倉遺文研究』第34号 2014年10月)。
- (14) 前掲書『長楽寺永祿日記』永祿8年4月10日条、68頁。
- (15) 前掲小著『中世の喫茶文化』、60頁。
- (16) 前掲書『長楽寺永祿日記』4月20日条、73頁。
- (17) 前掲書『長楽寺永祿日記』4月20日条、73頁。
- (18) 前掲書『長楽寺永祿日記』5月4日条、79頁。
- (19) 前掲書『長楽寺永祿日記』永祿8年5月18日条、84頁。
- (20) 前掲拙稿「中世茶の生産について」、3頁。
- (21) 前掲書『長楽寺永祿日記』永祿8年8月3・4日条、120頁。
- (22) 前掲書『長楽寺永祿日記』永祿8年2月18日、42頁。
- (23) 前掲書『長楽寺永祿日記』永祿8年1月1日条、2頁。
- (24) 尾崎正善「月中・年中行事清規三本の紹介—『南禅寺回向』・『建長寺年中諷経並前住記』・『瑞鹿山圓覚興禅寺月中行事・年中行事』」(『鶴見大学仏教文化研究所紀要』9 2004年4月、111頁)。
- (25) 前掲書『宗五大草紙』、570頁。
- (26) 『千葉県の歴史 資料編 中世3』千葉県 2001年、632ページ。
- (27) 荒木和憲「一六世紀大友氏領国における喫茶文化の諸相」(『茶の湯の歴史を問い直す—創られた伝説から真実へ—』筑摩書房 2022年、157頁)。
- (28) 前掲書『長楽寺永祿日記』永祿8年7月16日条、112頁。
- (29) 前掲書『長楽寺永祿日記』永祿8年7月23日条、115頁。
- (30) 前掲書『長楽寺永祿日記』永祿8年7月27日条、116頁。
- (31) 前掲書『長楽寺永祿日記』永祿8年2月22日条、46頁。
- (32) 前掲書『長楽寺永祿日記』永祿8年1月20日条、26頁。
- (33) 山岸常人「法会の変遷と「場」の役割」(奈良女子大学古代学学術研究センター設立準備室編『儀礼に見る日本の仏教 東大寺・興福寺・薬師寺』法蔵館 2001年、202頁)。
- (34) 前掲書『長楽寺永祿日記』「解題 五、義哲の生活—病状・薬・食物・養生—」岸真一執筆分、210頁。
- (35) 前掲書『長楽寺永祿日記』永祿8年3月5日条、55頁。
- (36) 前掲書『遊学往来』「四月復状」、1149頁。
- (37) 前掲書『長楽寺永祿日記』永祿8年3月25日条、62頁。
- (38) 小著『日本茶の歴史』淡交社 2016年、105頁。鏡阿寺から古河公方へは、拙稿「中世後期東国の政治儀礼における喫茶文化について」(『寧楽史苑』第64号 奈良女子大学史学会 2019年、6頁) 参照。
- (39) 前掲小著『日本茶の歴史』、67頁。
- (40) 前掲書『長楽寺永祿日記』永祿8年3月3日条、54頁。
- (41) ジョアン・ロドリゲス『日本教会史 上』岩波書店 1967年、570頁。
- (42) 前掲小著『中世の喫茶文化』、72頁。
- (43) 永享七年五月二八日付「黄梅院年中下行定書」(『黄梅院文書』61号、『鎌倉市史 史料編 第三』鎌倉市 1961年、98頁) 他。
- (44) 宝徳2年9月26日付「夢窓疎石百年忌仏事納下帳」(同78号、前掲書『鎌倉市史 史料編 第三巻』、110頁) 他。
- (45) 永祿10年「本庵祖師(蘭溪道隆)三百回忌一会帳」(『神奈川県史 資料編 3 古代・中世(三下)』神奈川県 1979年、558頁)。
- (46) 明応2年9月21日付「一休宗純十三年忌下行帳」(前

掲書『大日本古文書家わけ第十七 大徳寺文書別集 眞珠庵文書之一』1号、1頁)他。

- (47) 天正7-9年9月23日付「北条氏規書状」(神奈川県立歴史博物館蔵北条家文書。梯弘人「九月廿三日付北条氏規書状について」、『神奈川県立博物館研究報告(人文科学)』第47号 2020年12月)。なお梯氏は、箱には茶道具が入っているものとされたが、これは茶入りの箱であろう。贈与された茶を秘蔵するとあるが、これは「大切に飲む」程度の意味であり、『金沢文庫文書』以下、まみ見られる文言である。
- (48) 前掲書『長楽寺永禄日記』永禄8年8月29日条、129頁。

寺尾・山名地域の城郭と被官層の消長

—— 鷹ノ巣城から根小屋城へ ——

飯 森 康 広

はじめに

本稿で検討する寺尾・山名地域とは、現在の高崎市寺尾町・根小屋町・山名町・木部町を中心とする範囲を概ね指している。東方には利根川の支流烏川が流れ、西方に観音山丘陵が連なる。この丘陵の東麓に鎌倉街道が通行し、点在する集落を結んでいる。本地域は複数の武士の本貫地があり、一括りにできる地域ではない。しかし、紛争地として一定の枠組みに含まれると考える。城郭は観音山丘陵上に選地した山城として共通している。このため、構造を比較検討することで、城の役割や時代変化を追える有用な地域と考えている。

寺尾は、治承4年(1180)新田義重が源頼朝に服属せず、自立の志を示して構えた寺尾城(『吾妻鏡』)の所在地として知られる。以後、その系譜にある山名氏の勢力範囲であったが、やがて西国に活躍の場を移した。室町期には山内上杉氏に重用され、伊豆国守護代となった寺尾氏や、榛名山俗別当職として榛名山麓に所領を展開した木部氏の存在が知られるが⁽¹⁾、概して史料に乏しく、戦国期の動向は不明な点が多かった。ところが、近年森田真一氏により「落合文書」が紹介され、本地域に関わる寺尾氏や落合氏の動向が明らかとなった⁽²⁾。本稿は、この史料から判明する寺尾氏の消長を手がかりに、本地域の城郭の在り方を探ろうとするものである。

城郭に関しては、特に重要な2つの注目点がある。一つは鷹ノ巣城の存在である。従来、山崎一氏により茶臼山城を鷹ノ巣城とする論が展開されてきた⁽³⁾。この比定地の問題とあわせて、重要な点はこ

の鷹ノ巣城主が小幡三河守であるかどうかにある。その可能性を積極的に捉えた時、従来考えられてきた戦国史に新たな光をあてられるものとする。

もう一つは、根小屋城に関して、従来から武田信玄の築城とされるものの、その成立背景を体系づけた研究はなかったと考える。これを鷹ノ巣城や山名



図1 関係城・地名位置図

城をめぐる価値づけの変化のなかに位置づけることで、その在り方を再評価できるものとする。

ところで、本地域の城郭に関する重要なテーマは、境目の城の在り方である。この点について、隣接する藤岡市の高山城をめぐる重要な研究成果がある。松岡進氏は縄張り分析から畝堀に注目し、北条氏の関与と天正18年（1590）の使用を結論づけた⁽⁴⁾。これに対し齋藤慎一氏は、縄張り分析から畝堀が上野国側を内とし、武蔵国側である北条領国内部を外としていることに注目し、武田氏が対北条氏を目的に、境目の城として取り立てたとした⁽⁵⁾。また、竹井英文氏は高山城に関する文献史料を網羅的に検討し、改めて松岡・齋藤両氏の研究成果を論じた⁽⁶⁾。氏はその成立時期は保留としながらも、概ね齋藤氏の武田氏関与説を支持し、現在の到達点となっている。本稿で検討する山名城や根小屋城もほぼ同様に評価できると考えるため、その歴史的な背景や縄張り構造を検討し、実像を探りたい。

また、本地域周辺は紛争地としても看過できない地域である。南方約8kmに位置する平井城は、関東管領上杉憲政の居城であり、天文21年（1552）北条氏の侵攻により、憲政はこの城を追われ、領国支配は崩壊した。周辺には被官衆が多くおり、この際その多くが一時没落したものと考えられる。しかし、永禄3年（1560）長尾景虎（以後、上杉謙信）が越山し、上野国内から北条氏を一掃した。この際、高山城も上杉軍により落城している。ただし、翌4年武田氏が西上野に侵攻し、あわせて侵攻した北条氏によって、本地域は上杉勢力下から奪回された。紛争は概略こうした経過をたどるが、各所ではそれぞれに展開が異なっている。このため、本稿では紛争のなかで消長した被官層と、そのなかで利用され変化した城郭の構造分析を含めて検討を行いたい。

1. 関係城郭の史料と課題

(1) 第三の鷹ノ巣城（寺尾中城）

従来から鷹ノ巣城に関しては、安中市板鼻と下仁田町の2か城が広く知られている。加えて、山崎一氏は本地域の茶白山城を鷹ノ巣城と呼んでいる⁽⁷⁾。それに関わって、以下の史料がある。なお、山崎氏

はこの刊本の校註者であるので、氏の認識にもこの史料の影響を推測できる。

史料1 鷹ノ巣（『上州故城墨記』⁽⁸⁾）

二所あり

一は碓氷郡板鼻にあり。

信玄の家人依田六郎が折りし処なり。按ずるに、信玄、業政と戦ふ事三度。此時未だ壘ある事を聞かず。西上州手の中に入りて後にこれを構ふか。一以下略一

一は甘楽郡下仁田にあり。

岩山なり。小幡三河守貞政が居城なり。謙信鶴岡拝賀の時、供奉せし者なり。古戦録には、三河守を武州の諸将の中とす。疑ふらくは、依田も此地なるか分明ならず。

史料2 寺尾古城（『上州故城墨記』）

茶臼の城とも云、又館とも云、山の上なり。本城長廿二三間ばかり、四周壘あり、其下は堀切にて、幅十間ばかり、夫より段々下にて麓に二の丸の趾あり。

『志』寺尾古城 源義家の男足利義国、其子新田大炊助義重入道西上、西上州寺尾城に居住すといふ。母上野介敦基が女なり。今の永福寺の東の方高山茶白山是なり。一以下略一

一、鷹巣古城、小幡三河守。今の永福寺の南山なり。上杉憲政譜代の家なり。後謙信の旗下、後武田武藤先方衆五千貫小幡三河守に給ひ、三千貫長井豊前守に下さる。

一、館。館治部殿。小山田六左衛門貞盛より。

二百石。佐藤治部少輔、野村○獄、野村治部左衛門、寺尾豊後守。

ここで、問題となるのが、下仁田の鷹ノ巣城と、寺尾の鷹ノ巣城の2か城は、取り上げた事績が違いながら、ともに小幡三河守を城主とすることである。記事内容はそれぞれを伝承地として伝えたもので、両城の相互関係は記されず、三河守を城主とする2つの候補地を挙げたにすぎない。二者択一の判断は難しい。ただし、山崎一氏は、この「鷹巣古

城」の註において、「茶白山の城のことで、小幡三河守は下仁田鷹巣城主でこの城とは関係ない」と記し、下仁田の伝承を優先採用している。加えて、下仁田及び寺尾周辺で、管見の限り小幡三河守に関わる史跡・伝承地は知られていない。なお、野村氏はおそらく野付氏であろう。寺尾の北方にある高崎市乗附町に関わる武士である。

ところで、山崎氏の註には疑問がある。鷹巣古城は「今の永福寺の南山なり」とあり、茶白山城には「今の永福寺の東の方高山茶白山是なり」とある。永福寺を起点とすれば、茶白山城は確かに南東方の山城である。一方、永福寺の南西方にあるのが寺尾中城であるから、ここが鷹ノ巣城のこととなる。つまり、『上州故城壘記』が記す鷹ノ巣城は茶白山城でないことは明らかであろう。

さて、筆者も下仁田と小幡三河守の動向にやや齟齬があることを認めつつも、下仁田を有力比定地として考えてきたところである⁽⁹⁾。ところが、高崎藩大河内家文書の『御家事向大概附録 全』⁽¹⁰⁾に、茶

白山城と寺尾中城に比定される城が掲載され、検討の必要がある。

まず、茶白山城（図2）に、「寺尾村手白山ト申候、城主、脇屋次郎吉助」と書き込まれ、校註者である山崎一氏は、「寺尾茶白山城跡、城主脇屋義助は誤伝」としている。図を現地の遺構に照らせば、明らかに茶白山城であり、山崎氏の見解は妥当である。また、この図で注目されるのは、北麓に「在家」と注記された複郭構造の屋敷が描かれていることであり、在地勢力の存在を示唆する。史料2に記された二の丸の可能性があり、現在は消滅しているが、下郭のようなものかもしれない。

次いで、寺尾中城（図3）に、「寺尾村本見城ト云、城主、鷹巣三河寺ト申伝ル、但、平一二三ノ印、一八一段、二八一段下り、三、四八段々二下り」と書き込まれ、山崎氏は「寺尾中城跡」と注記している。これも図を現地の遺構に照らせば、やはり寺尾中城であり、山崎氏の見解は妥当である。注目すべきは、「鷹巣三河守」の記載であり、これは

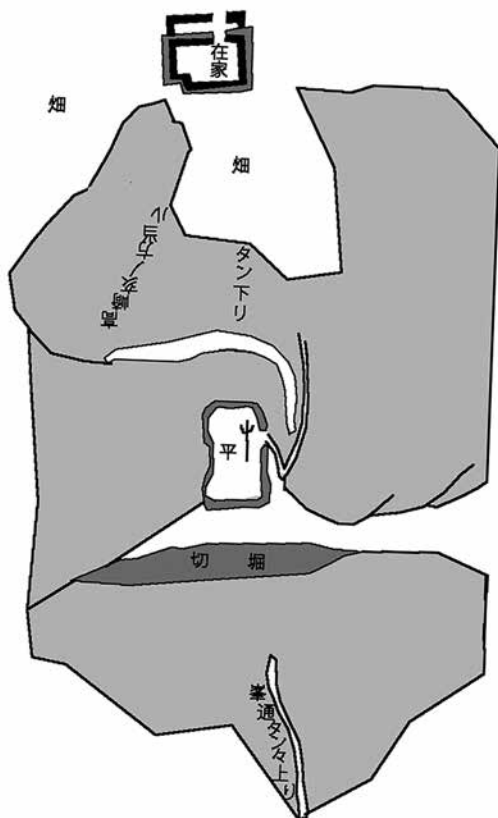


図2 『御家事向大概附録 全』茶白山城トレース図

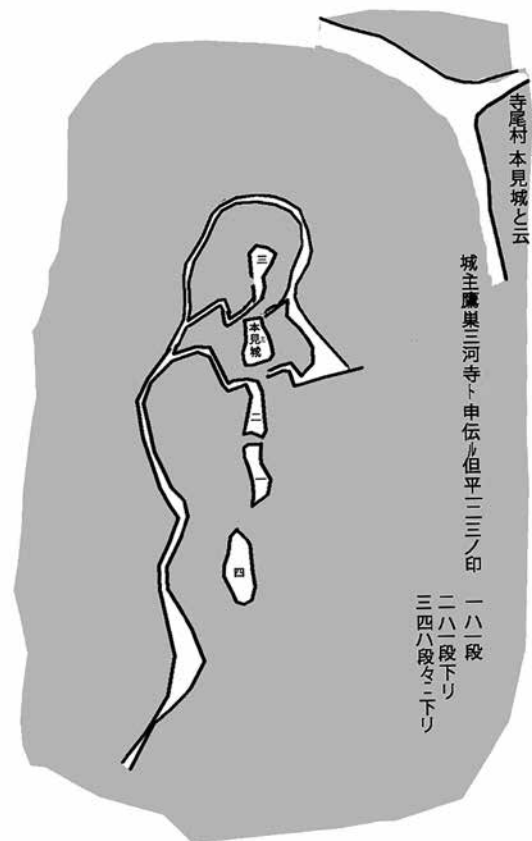


図3 『御家事向大概附録 全』寺尾中城トレース図

鷹ノ巣の小幡三河守と読み替えが可能と考える。したがって、ここでも寺尾中城が小幡三河守を城主とする鷹ノ巣城に比定できることとなる。ちなみに、「寺尾村本見城」の意味が分かりにくい、原史料には「見」に「ミ」とルビが振られており⁽¹¹⁾、本城あるいは実城と解釈すれば、地域の拠点に位置づけていたこととなるだろう。

以上、鷹ノ巣城を寺尾中城とすることには、一定の根拠が認められる。そこで、次章ではここに小幡三河守がいた可能性に基づいて、情勢変化を探りたい。なお、茶臼山城について、久保田順一氏は「狼煙台ともいわれるが、麓の平場にあった館の要害であろう。戦国期以降の寺尾氏の拠点の可能性がある⁽¹²⁾」としている。おそらく、『御家事向大概附録全』所載図を考慮したと推測するが、寺尾氏を城主と位置づけた見解は重要である。

(2) 山名城と木部城

山名城は現在明瞭な遺構を残すが、伝承等は少ない。『上州故城堡記』「山奈の城址」の記事は、「新田一族居城す。山奈冠者伊豆守義範住す」とあり、戦国期には言及していない。字名は「下ノ城」で北方近くの根小屋城が字「城山」である。

山名氏は西国に進出して大名化を遂げており、室町期に本地域での活動は知られないが、本貫地である山名とのつながりを保ち、山名八幡宮別当職の補任等は続けていた。『新編高崎市史』⁽¹³⁾によれば、鎌倉山名氏は「古河公方時代には見えなくなるので、鎌倉公方の衰退とともに、自らも力を失ったと見られる」としており、本地域も同様と推測する。ただし、山名八幡宮に連なる在地勢力の存在も想定され、山名城が利用される素地はあったものと考えられる。

戦国期においては、隣接する木部が紛争地となり、木部城が史料に現れ、この城との関連が疑われる。永禄6年(1563)12月9日武田信玄は箕輪城攻めから倉賀野城(ともに高崎市)攻めへ転じ、烏川対岸の木部に対陣した。「一昨日至于当地木部被寄陣、当古地従今日御再興、自元存外堅固之地候條、十日之内に可為急出来候」(群2338)⁽¹⁴⁾と、大戸城

主(東吾妻町)浦野氏へ伝えた。

この記述には、幾つかのポイントがある。まず木部は北方を烏川、南方を鍋川に挟まれて、両川の度重なる氾濫で形成された低地である。集落は微高地上に点在する。旧河道を起源に持つ低地がいくつも連続して複雑な地形となっているが、全体として低平な土地で、概して見通しが良い。ここには、木部城・木部北城・木部氏館の城館3か所が存在し、木部城は一辺150m規模の回字状の方形館で、木部氏の本拠に相応しい。ただし、木部氏は当時弱体化しており、史料上は動向が不明であった。「関東幕注文」(群2122)にも現れず、永禄4年の上杉軍に参陣した可能性は低い。このため、「古地再興」に符号するように思える。しかし、古地とは言え、方形館であれば、普請に10日も要さないであろう。現地に武田勢が手を入れたことを想像させる遺構痕跡も認めにくい。他の城館2か所も同様である。

「存外堅固」というからには、相応の要害の地が想定される。しかも、改修に急いで10日かかるのであれば、大工事であろう。少し都合良く考えれば、「当古地」は当地の古地とは限らず、単にこの古地と考えることも可能である。周辺で堅固な山城として、古地となっていたとすれば、山名城が最有力候補地である。ちなみに、山崎一氏が関係する『群馬県の中世城館跡』(群馬県教育委員会1988)の「山名城」備考欄には、「木部城の要害城、根小屋城の前堡となる」と記されている。おそらく、同様な価値づけによる理解と推測する。以下、山名城を念頭に、木部城の動向を示す。

史料3 某禁制写(埼玉県飯島文書)

木部在城衆并番手衆、於于泉・立石両郡不可乱妨、殊竹木不可剪執、但自箕輪・倉賀野竹木剪取之事者、以此印判者定可被制止之者也、仍而如件、

永禄癸亥潤十二月十四日

服部勘解由介殿 (群2210)

永禄6年の武田家禁制であろう。これにより普請から1か月後には在城衆と番手衆が置かれていたことが判明する。禁制の問題点は後述するが、在城衆

らによる竹木の切り取りを制限したもので、鑄川周辺を含む多胡郡・緑野郡での乱妨を禁じた点は重要である。

翌7年5月、信玄は倉賀野城攻略を受けて、「倉賀野仕置等条々注進得其意候、然者此上も和田・木辺・倉賀野三ヶ城用心肝要候、三日之中ニ飯富・真田・阿江木・望月等倉賀野可為着城候」(高326)⁽¹⁵⁾と大熊伊賀守に命じている。ここでは木部城が和田城(高崎市)、倉賀野城と並ぶ重要な城と位置づけられており、倉賀野城に対する付城ではなく、烏川右岸を守備する重要拠点として取り立てられたことが再確認される。つまり、ここでいう木部城は、山名城を指すと考えた方が妥当であろう。

(3) 根小屋城

明治初期の「根古屋城墟」(『上野国郡村誌』山名村⁽¹⁶⁾)に、「村ノ西北根古屋界上字城山ナリ、村人之ヲ上城ト呼フ」、「按ルニ甲陽軍鑑武田三代記皆云フ、永禄六年信玄既ニ箕輪ヲ滅シ皆ヲ山名鷹巣ノ間ニ置キ、望月甚八、友野彦十郎ヲシテ之ヲ守ラシム、上野伝説雜記ニ亦然リ、上野風土記ニ根小屋ノ山上ハ信玄ノ砦跡ト、蓋シ天造ノ要害隠然ナル堅塁信玄ノ相地シテ築キシ者ナラン」とある。現地には何らかの伝承があったものか不明ながら、これほど明確に信玄築城説が展開される例は希だろう。引用文献にある地理的要件から、疑問の余地がないとの判断だろうが、概ね是認できる。ただし、永禄6年とあるのは文脈から箕輪城落城後であるから、同9年以降と修正すべきと考える。

同様な記事であるが、『関八州古戦録』⁽¹⁷⁾では永禄13年として、「十月廿日謙信春日山ヲ打立関東ノ越山ナリ、此折節武田入道越後ノ大田切アタリマテ働ヲ懸ケ、夫ヨリ引返シ西上野エ出テ箕輪ニ在馬、上武ノ境金窪原マテ輝虎ト対陣シ、先手ノ迫合兩三度ノ後双方引取レタリ、其時晴信武州山名ト鷹巣ノ間ニ砦ヲ築キ、信州ノ望月神八郎重氏仁科加賀守信盛伴野助十郎ヲ入置テ守ヲシメラル」と記す。この時期、金窪原(埼玉県上里町)で上杉・武田両軍の対陣があったものか確認できないが、築城時期やその背景をうかがえる内容として重要であろう。ま

た、在城者として望月氏ら信州衆が挙げられている。永禄7年の倉賀野在城者(高326)にも望月氏らが見られるため、一連の動向として理解できる内容である。

2. 紛争地の展開と被官層

(1) 小幡三河守と鷹ノ巣城

ここでは、前章で課題としたとおり、小幡三河守が鷹ノ巣(寺尾中城)城主であった想定に基づいて検討を進める。

小幡氏の研究者白石元昭氏⁽¹⁸⁾は、早くから小幡三河守に注目し、「甘楽小幡宗家より分流し、代々山内上杉家上流被官層に属し、三河守と称していた。三河守系は遅くも永享の頃には単なる鷹巣城主ではなく散所的所領をもち平野部に進出していた。日常居住したのは恐らく平井より南、武蔵国境に近い位置であった」と述べており、現在でも有用である。ただし、本稿では小幡三河守を下仁田の鷹ノ巣城主とする伝承及び本貫地という前提を考慮せず、寺尾の鷹ノ巣城をある段階で入手したという観点から検討を加えたい。

史料1に「謙信鶴岡拜賀の時、供奉せし者なり」とあるとおり、小幡三河守は永禄4年(1561)謙信の小田原攻めに従軍した。「関東幕注文」(群2122)では総社衆に属して参陣している。この際、『上杉家御年譜』⁽¹⁹⁾に「鷹巣城主小幡三河守景宗」と記されるので、この時点で鷹ノ巣城主であったと推測される。また、三河守は管領上杉憲政の被官として重用されていたとみられ、「天文年中 前管領憲政公越後江御入之時御供」⁽²⁰⁾に「嘉兵衛父 小幡三河」とあり、憲政と共に上野国を脱出し、後に上田(新潟県)に遣わされたとみられる。なお、脱出以前の状況を示すものとして以下がある。

史料4 武田晴信書状(陽雲寺文書)

為年頭之祝儀、太刀并肴到着日出珍重候、仍御同名尾州へ別而申談候上者、有同意入魂所希候、何様従是以使者可申述候条、不能重説候、恐々謹言

卯月十一日 源晴信(花押)

小幡三河守殿 (戦武627)⁽²¹⁾

晴信の署名から永禄2年以前である。尾州は国峰城主（甘楽町）小幡尾張守憲重のことであり、武田氏と通じており、三河守もその伝手を頼み、友好関係を結んでいる。ただし、憲重は北条氏とも結び、天文17年（1548）頃から平井城を攻めた。しかし、三河守はこれに同調せず、管領方に留まり、運命を共にしたものである。

さて、三河守の鷹ノ巣城入城には、上杉憲政が関わったものとする。詳しくは後述するが、憲政と管領職を争った憲寛に与した寺尾氏は、これを契機に没落したとみられる。このため、三河守は憲政から鷹ノ巣城を含む寺尾地域を与えられたと考える。「小幡三河守系図」⁽²²⁾にはこの頃の人物として二代がいる。

通家 三川守始弥七郎、仕憲政公為執事居上州鷹巣城、享禄三年卒

憲重 三川守始喜兵衛、始景宗、景村、実白井長尾景秀男、憲政公来越後之時供奉、天正十年卒

通家は鷹ノ巣城を居城として、享禄3年（1530）に死去している。憲寛が安中城攻めで敗れ、保渡田に逃れたのが前年であるから、その頃寺尾氏が没落したと考えると、入城が可能である。こうした経緯で、三河守系一族は鷹ノ巣城を獲得し、永禄3年には鷹ノ巣城主として上野国に復帰したものと考える。

しかし、同4年信玄が初めて西上野に侵攻し、追放されていた小幡憲重を国峰城へ復帰させ、12月には北条氏と共に倉賀野城を攻めた（群2145）。この際、寺尾周辺も武田勢力下となり、三河守は信玄に再従属したのであろう。「勝頼記上」（『甲陽軍鑑』）は信玄が落とした城として、「上野之内落城之事一、松糸田 一、なんもく 一、たかのす 一、くらがの 一、みのわ」⁽²³⁾の五か城を記している。筆者は以前この「たかのす」を、下仁田の鷹ノ巣城とした上で、上野国内に復帰した小幡三河守が、南牧谷に侵攻した武田軍に攻略されたと考えた⁽²⁴⁾。しかし、これを寺尾の鷹ノ巣城とすれば、状況が無理なく理解できる。信玄は永禄4年倉賀野攻めに先だっ

て、鷹ノ巣城を攻略したのであろう。ちなみに、系図に憲重とあるのは混乱が生じたとみられ、永禄10年の起請文（群2372）により、三河守の実名は信尚と知られている。

(2) 小幡三河守の没落と周辺情勢

永禄12年（1569）小幡三河守は武田氏に対して逆心を企て、在所を追われることとなった。

史料5 武田信玄書状（島根県立博物館所蔵文書）
今度三河守企逆心候之間、為退治遣人衆候之処、雖不始子細候、別而御稼之由祝着候、殊二不日二追伐大慶候、此上も謀叛之族令出来者、一左右次第二為可出人衆、信玄駿州表出馬延引候、猶期来信候、恐々謹言、

六月十日 信玄（花押）
高田大和守殿 （戦武1419）

逆心の内容は不明であるが、三河守は在所を攻められた観がある。信玄が派遣した討伐軍に菅原城主（富岡市）高田大和守がおり、格別な働きがあったと知られる。「此上も謀叛之族令出来者」と境目地域にある被官たちに、引き続き武田氏へ離叛する危険性がある状況であった。

また、北条氏康が安保新左衛門尉へ出した書状に、「小幡三河守・同長根両人を引付、不浅忠信候」（戦北1271）⁽²⁵⁾とあることから、三河守は安保氏に誘われて、北条氏へ転じたことが判明する。なお、安保氏知行地に関わって、この時期の複雑な事情があるため後述する。

ここで三河守とともに、北条氏へ転じた「同長根」（高崎市吉井町）は、小幡長根氏の意味である。永禄10年に武田氏へ起請文を出した長根衆に、神保小次郎昌光と小河原右馬助重清がいる。このうち、小河原氏を小幡氏にあてる説もあるが、白石元昭氏は否定的である⁽²⁶⁾。黒田基樹氏は、その後長根住として確認される「孫十郎＝縫殿助は、小幡長根氏の武田氏離叛後に、長根に入部したものと捉えられ、その場合、国峯小幡氏の一族の可能性が高い」⁽²⁷⁾としている。三河守に同調して武田氏を離叛し没落した

小幡長根氏は、三河守と近い一族であった可能性もあるだろう。

三河守の活動はこの後途切れるので、没落したものとみられる。「小幡三河守系図」では憲重（信尚）が「天正十年十月卒」とあるので、この後上杉憲政を頼って越後へ逃れたものと考えられる。三河守の所領は没収となる。永禄13年に「上州緑野郷此間小幡三河守知行」が、信玄から左馬助（武田信豊）に宛行われている（戦武1528）。貫高は書かれていない。また、元亀2年（1571）の例がある。

史料6 武田信玄知行充行状写（小林家文書）

定

一、下大塚 小幡三河守分 五拾貫

一、秩父領之内 名所者開出可披露 五拾貫

以上

為山名之替、被下置候者也、仍如件、

元亀二年辛未

内藤修理亮

四月二日 龍朱印

奉之

市川備後守

松林齋

追而、若下大塚有先判所持之人者、

重而可被開取合者也、

（高397）

松林齋は、後述する小林監物の後身である⁽²⁸⁾。小林氏は永禄4年12月に侵攻してきた武田氏へ降参しており、小林氏旧領をめぐる小幡憲重との調整が課題となった（高298）。久保田順一氏はこの際の旧領を甘楽郡内と想定しつつ、本領は高山御厨内大塚郷であったとしている⁽²⁹⁾。このため、史料6で替地となった山名100貫文は、早い段階で武田氏から宛行われたもので、永禄6年の武田氏木部在陣の際であったのかもしれない。武田氏の古地再興による山名城利用には、小林氏も在地勢力として絡んでいた可能性がある。

また、ここで替地となった小幡三河守旧領下大塚は、50貫文とややまとまっており、小林氏の本領と思われる地域であった。したがって、小幡三河守がいつ知行したのかも気にかかる。追書に、「有先判所持之人者」とあるとおり、緑野郷の例と同じく、

三河守没落後すぐに他者に給付されていた可能性がある。

さて、保留しておいたとおり、鑄川と神流川に挟まれた地域（藤岡市主要部）には複雑な事情がある。永禄6年安保氏は北条氏から「上州河北根本足利領内」の土地を宛行われている（群2197）。地名のみを示すと、上大塚・中大塚・栗須・森・中島・三木・矢場・発久・保美・浄法寺郷・牛田村・神田村・立石村・譲原村・北谷村・鬼石村（藤岡市）、佐野・岩氷（永）郷・池郷・泉村（高崎市）、阿坊郷（埼玉県上里町）とある（図1）。貫高が示されていないので、給付規模はわからないが、地名の広がりから、一円的な範囲と考えられる。この位置づけについては混乱もあったが、久保田氏の見解が妥当と考える。氏は「武田氏が後北条氏に先立って旧緑野郡に進出したとみるのは、情勢からみて不可能である」。「後北条氏は永禄四年末には武田氏の西上州進出に呼応して緑野郡内に進出し、この地域を占領していた」⁽³⁰⁾とする。

史料3の状況も、この影響下にあった。立石（藤岡市）は烏川南岸、泉（高崎市）は鑄川北沿岸と境界に位置する。久保田氏は「両地が属する多胡郡・緑野郡が後北条方のものであったため、武田氏が両郡という表現で両地への「乱妨」を禁じた」としている。

ただし、忘れてならないのは、この時期の高山城の存在である。武田氏は永禄5年に侵攻し、「何敵地之麦作悉苜執、和田・天引・高田・高山へ籠置、倉賀野・諏訪・安中之苗代難払、其上武州本庄・久々宇迄放火」（戦武785）した。倉賀野攻めに際し、この段階で武田方の拠点は高山城であったと判明する。「上州河北根本足利領内」が北条勢力下であったことを考慮すると、武田氏は甘楽方面から山間伝いに勢力を伸ばしていたことがわかる。古地再興による山名城の取り立てが同6年であったことを考えると、北条氏領との間に境目の城を創出した意図が浮上してくる。

ところが永禄10年になると、状況が一変する。「上州河北根本足利領内」のうちの多くが、武田氏によって別人へ宛行われる。小林監物には、保美・

森・中嶋（藤岡市）等で109貫文（高353）と、綿貫郷ほかの替地として中栗須・下栗須・大塚・篠塚ほかで101貫文が宛行われる（高354）。また、高山彦兵衛尉にも宇塩・八塩・松房・川除（藤岡市）100貫文⁽³¹⁾が与えられる（高351）。史料6の下大塚50貫文や緑野郷（戦武1528）も、同じ頃小幡三河守へ宛行われたものとみられる。おそらく、同様な知行地は他にもあったと想像される。これは武田氏と北条氏が手切れとなり、安保氏の知行地が武田氏に奪われたことを意味している。久保田氏は「永禄十年（正月二十八日）と推定される上杉輝虎書状案写に「南甲有手切」とみえるので、この頃はすでに武田氏と後北条氏の間に対立が生じ、この年の一月から四月の間に武田氏は後北条方の所領を併合したのであろう⁽³²⁾と推測している。緑野郷について「此間小幡三河守知行」とあるのは、武田氏がこの地を北条氏から奪って、三河守が没落するまでの間を指すものとする。ところで、三河守の本領は不明のままであるが、仮に鑄川南岸地域であったと考えた場合、永禄10年の一連の知行宛行で、不満が残ったことが想定できる。ここに安保氏による調略を受ける要因が生じたのかもしれない。

さて、小幡三河守が没落するに及んで、鷹ノ巣城を含む寺尾地域はどうなったのであろうか。直後の史料はない。天正8年（1580）寺尾の館村に、武田家臣佐藤治部少輔が37貫文余を得て配置される（「高崎近郷村々百姓由緒書」高参考31）。まさに史料2に記された人物である。同じ頃、国峰城主小幡信真から佐藤氏へ安堵状が出され、同17年にも次代小幡信定から安堵状を得ている。佐藤氏は国峰小幡氏の配下にあったとみて良いであろう。佐藤氏が配置されるまでの期間、小幡信真の勢力下であったことも推測される。やや距離のある寺尾に国峰小幡氏関わった背景には、長根と同じく同族小幡氏であったことが考慮されたのかもしれない。ただし、天正8年に和田城主和田信業が、寺尾郷内の土地を社領寄進しており（戦武3344）、寺尾は和田氏の影響下にもあった。やや、入り組んだ状況である。いずれにしろ、寺尾において対応するような変化が見られるため、小幡三河守の没落に関係する可能性が高

いだろう。

(3) 寺尾氏の消長

寺尾氏については、近年森田真一氏により「落合文書」が紹介され、新たな動向が明らかにされつつある。寺尾氏は関東管領山内上杉氏に重用された上野国人領主で、伊豆国守護代にも抜擢された。長禄2年（1458）に足利政知が伊豆国堀越へ下向したため（堀越公方）、解任されたとされる。その後は、上野国内での活動が知られる。

史料7 上杉憲房判物（落合文書）

去年以来、令同心木部隼人佑、父子走廻候、神妙候、仍屋敷分事、任先落居之旨、還補不可有相違候、謹言

四月廿一日 憲房（花押）

寺尾左京亮殿

（森田2）⁽³³⁾

この史料の年代は森田氏により、花押型から永正6年（1509）以降とされる。寺尾左京亮は木部隼人佑に同心する立場を認められて、屋敷分を保証されている。したがって、それまでに屋敷分を没収されていたらしい。前代の上杉顕定には屋敷分を安堵されているので（森田1）、その間に一時失脚していたとみられる。その後、左京亮は上杉憲寛方となり、敵対する上杉憲政方の小幡左衛門尉の「知行地之内上野上」⁽³⁴⁾を与えられた（森田4）。しかし、憲寛は憲政との関東管領職争いに敗れ、享禄4年（1531）には国外へ退去している。前述のとおり、小幡三河守通家は前年に死去するため、それ以前に寺尾氏が没落し、三河守が鷹ノ巣城入城を遂げたと考えたい。なお、寺尾九左衛門尉は浜川合戦（高崎市浜川町か）での軍功を賞されている（森田8）。時期は不明ながら、山内上杉方として転戦したことが知られる。

(4) 山名と木部氏

前章で述べたとおり、永禄6年に古地再興が行われ、木部城が武田方の境目の城として機能していた。この城はおそらく山名城ではないかとした。史

料6では、元龜2年(1571)に小林松林齋へ山名郷100貫文の替地が出されたことから、小林氏は山名城再利用にも関わった可能性を考えた。また、永祿10年には武田・北条間の境界が、鑛川から神流川へ移っており、山名城の位置づけにも変化が生じた面もあるだろう。

同12年6月に小幡三河守が高田氏らに攻撃され没落した。こうしたなか、同年8月に「山名之内百貫文」が信玄から浦野民部右衛門尉に給付される(群2516)。これは同10年の「渋河之内石原郷」150貫文宛行(群2357)に引き続く、加増であった。時期や地理上の観点から、小幡三河守没落との関連が気にかかる。次いで、以下が信玄より出される。

史料8 武田信玄定書写(浦野文書 新編会津風土記)

定

亡父民部右衛門尉仁、於山名之内百貫出置候キ、荒田故無所務、剩只今依当忠出木辺越前守候、然者彼替之地無相当候條、雖土貢不足、多比良領之内六拾貫相渡候、委曲可在土屋右衛門尉口上候者也、仍如件、

元龜三壬申 六月十九日 (花押影)

浦野新八郎殿 (群2710)

永祿12年に浦野氏へ加増された山名之内であるが、所務できていなかったという事情も考慮され、ここで替地が出されている。注目すべきは「只今依当忠出木辺越前守」である。替地を出した事情はこちらにあるのだろう。前述のとおり木部氏は山名近郊の在地勢力で、この頃までに一時没落していたと推測される。同10年に小林監物に宛行れた中栗須・下栗須之内散地27貫500文は、木部氏の旧領とみられる(高354)。ただし、史料7では木部隼人佐が上杉憲房方として活動しているので、あるいは寺尾氏同様に上杉憲寛に与したため没落した可能性もあるだろう。

当忠の内容は不明ながら、これにより木部氏は武田氏の被官として復活を遂げることとなった。武田氏滅亡後は、北条氏被官として活動した記録も残し

ている。史料8により百貫文を知行した意義は大きいだろう。山名に隣接する木部氏がそこを獲得したことは、元々木部氏の旧領地であったことを示唆するのではないだろうか。木部氏の勢力は山名まで及んでおり、没落以前山名城に関わっていたことも考慮される。なお、史料6の元龜2年には、小林氏へ替地が出され、更に山名で100貫文の知行地が生じていたことも、関連するのかもしれない。

ところで、『関八州古戦録』では永祿13年に「晴信武州山名ト鷹巢ノ間ニ砦ヲ築キ」とあり、根小屋城築城を指すと考えられている。これまでみてきたとおり、鷹ノ巣城の場合、小幡三河守没落後に、周辺の知行宛行はなかった。一方、山名では知行者の変更が著しくなされ、最終的には隣接する木部氏が知行することとなった。この扱いの違いは、城の存続に関わると考える。山名城は上信国境に近いこともあり、木部氏が引き続き山名城を守備した可能性がある。一方、新たに築かれた根小屋城が、武田氏直轄の番城として中核地に位置づけられることとなり、あわせて鷹ノ巣城は廃城となったものとする。

3. 城郭の構造

(1) 寺尾中城(鷹ノ巣城)(図4)

寺尾中城は、南北に長い観音山丘陵の中央部附近に位置し、烏川へ向かって東流する衣沢川の本流と支流に挟まれた細く高い尾根上を利用する。城域は長さ約800mに及ぶ。東方約1kmに細尾根を1つ挟んで茶臼山城がある。周辺地下には長坂炭鉱という垂炭の炭鉱があり、南麓の谷間は昭和まで炭鉱の町が存在していたらしい。

郭Ⅰは尾根突端に近い郭で、面積が最も広い。内部はほぼ平坦で、北面に坂虎口があり、下面の腰郭につなぐ。この腰郭の東西に城道があり、郭Ⅱへ結ぶ。北側は現在遊歩道によって広がるが、北方下に堅堀が並走するので、この通路は元々存在していたのだろう。

郭Ⅱは尾根の突端となる。中程に浅い堀切(図●印)を設けて、郭面を二分する。この堀切から北側は中央に通路を設け、両側から土塁で挟み込む。北端に門があったと考えられる。そこから北方へ城道

は下るが、この段差は大きい。法尻に大きく堀切をめぐらし、外側に土塁を伴う。このラインで城域は一区切りとなる。また、郭Ⅱの東面中央から北東方向へ斜路が延び、登城路Aへ向かう。ここを大手道と考える。途中は堀内道に見えるが、明確ではない。中程で南方からの城道と合流する。以下細尾根を下るが、北側に豎堀が並走し、その北の深い谷地形とあわせて、二重の豎堀状となる。

郭Ⅲは低く狭い郭である。西方を郭Ⅰへ向かう城道と、東方中腹を通行する城道へ向かう斜路が分岐する北側に位置し、これを監視する機能を持つのであろう。郭Ⅳは高所である。

郭Ⅴは城内で最も高所となる。現地では主郭と表示される郭である。状況から南端の搦め手と考える。ここは技巧的な面があり、南面鞍部に二重の堀切を設ける。現状で内側の堀切が広いものの、遊歩道による改変を想定する。山崎一氏の作図⁽³⁵⁾では最上部に土橋が描かれており、元来豎堀状であったと推測される。氏の図では外側の堀切から東方へ城道が描かれることから、堀内道としてここで城道が東西に分かれていたのかもしれない。この郭の南中腹に馬出状の小郭があり、低土塁をめぐらす。東端に現在遊歩道が通り、改変が著しいものの、ここに通路を想定する。また西方外側に谷状の窪みがあり、ここから下方への通行も想定できる。更に西方稜線に沿って豎堀が設けられる。南面堀切から南方約80mの尾根上に、堀切とそれに続く豎堀が見られる。これは観音山ファミリーパーク建設に先立つ発掘調査⁽³⁶⁾で発見された遺構を、完全に埋めずに残したもので、城の遠構えであろう。

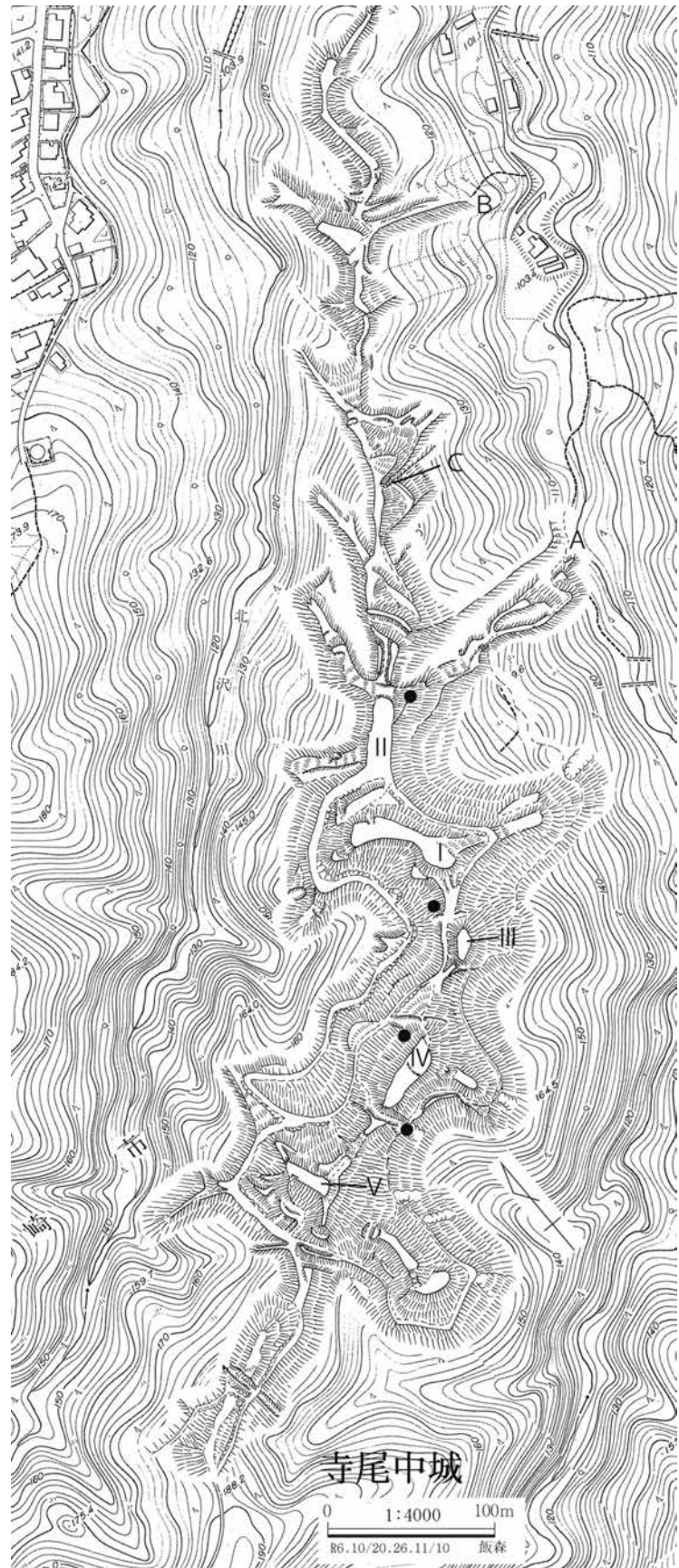


図4 寺尾中城縄張り図(1:4,000)

次に郭Ⅱ北方の斜面を見る。郭Ⅱの北方約250mに城道Bがある。この道は東麓の集落から現在の鍛冶平神社へ向かう参道として利用されるもので、細い稜線を登っている。南面は谷のため切り立っている。北面は豎堀が並走し、その北の谷とあわせて二重豎堀状となる。これは登城路Aと共通する。尾根の西方にも城道があり、豎堀で通行を規制する。この城道は西方谷間から登るもので、内向きのものと考えられる。

C地点は不可解な部分である。豎堀が尾根の少し下から東方へ下って谷地形と結ぶが、豎堀を挟んで南北に城道が通行している。しかし、この豎堀に寸断され、通行が不可能となっている。橋を架けるくらいなら、むしろ尾根上へ上がった方が容易なので、この城道は放棄されたと推測する。また、南方の道は土塁を東面に伴う整ったもので、この形態は城内数か所で採用されるものである。この地点は、城の改修を示す部分であろう。おそらく、郭Ⅱ北面で遮断する処理を行った際、あわせて北斜面を改修したものと推測する。

まとめると、郭Ⅰ～Ⅴが城の主要部で、『御家事向大概附録 全』の図にはほぼ一致する。郭Ⅰが「本見城」にあたるのだろう。図に●印で示した堀切は、規模も小さく現状で浅くなっている。遮断施設として弱いため、戦国期の遺構と見なしにくい。また、各郭の上面は一律に平坦で、変化に乏しいこともあり、これを根拠に従来からこの城を戦国期以前のものとしてきたのであろう。しかし、郭Ⅱ法尻の堀切や郭Ⅴ南面の二重堀切、登城路A・Bに設けた二重豎堀等、際だった遺構を考慮すると、防御上の弱点を補強した可能性が高い。つまり、永禄期に小幡三河守が居城としたと考えても矛盾しない構造と考える。

(2) 茶臼山城 (図5)

茶臼山城は、南北に長い観音山丘陵の中央部附近に位置し、現在は西斜面が掘削されて、独立丘陵と化している。旧状は南北に長い尾根の北端であった。西方に中山川が流れ、これに沿って甘楽方面へ向かう峠道が通行する。西方約1kmに細尾根を1つ

挟んで寺尾中城がある。

城域は北麓まで広く含むが、明確な遺構を残すのは山頂部に限られる。郭Ⅰは南北約50mの長方形の主郭である。西から南面にかけてL字形に高土塁をめぐらしており、山城では珍しいため、失われた南方尾根筋からの来攻に備えた構造と推測する。東面中央に虎口が開き、両側を土塁で囲み整っている。城道は斜めに下り、堀内の土橋から郭Ⅱへ結ぶ。堀切は北から方面をL字形に囲み、内部に一部障子状の高まりが見られる。堀切外側に帯郭が並走する。北東角に井戸跡が残る。

郭Ⅱは南北二段に分かれ、北側が低い。東方に郭Ⅲが並ぶ。ここまでは郭面がよく整形され、城道も明確である。以下、北麓はなだらかに下る。裾近くに削平された平場が数段あるが、後代の耕作地等と見分けが付かない。大手は北麓となるが、遺構は明確でない。

この城は規模から出城に位置づけられる。北麓の下郭から登るものと推測する。構造から戦国期の卓越した築城術をうかがわせ、寺尾中城か根小屋城の出城と考えるのが妥当であろう。

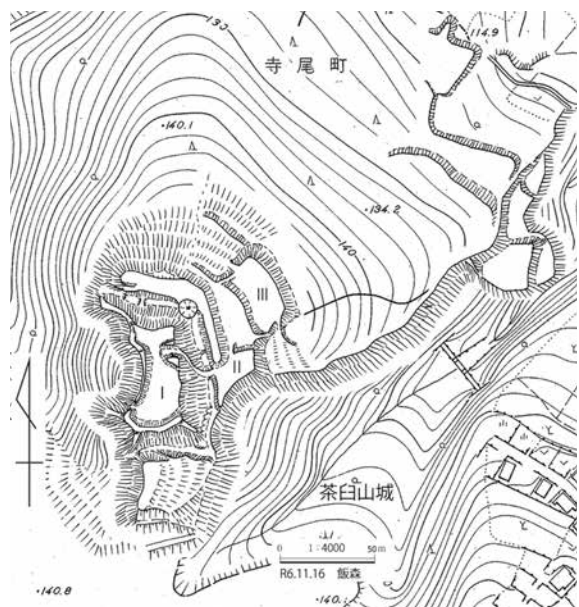


図5 茶臼山城縄張り図 (1:4,000)

(3) 山名城 (図6)

山名城は、観音山丘陵の南端に位置し、烏川と鑄川が合流する低平地に近い山稜上にある。東から南

へ周辺を一望できる最適地で、南方は深い谷で家屋が密集する。北東約800mの尾根続きに根小屋城がある。

郭Ⅰは東西長さ約50mと東西に長い六角形の主郭で、横堀が南側を除いて半円形にめぐり、郭Ⅰは眺望に優れている。郭上面は南半分が一段下がり、東面中央部は柵形状に窪んで下段へつなぐ。下段南東角に斜路があり、横堀内へ下りる。これが大手であろう。城道は堀内から斜路を南へ下り、中程に武者隠しを設ける。東方郭Ⅱは堀底との高低差が少ない。郭Ⅰをめぐる横堀は、堀内道として郭Ⅱ・Ⅴを結ぶ。北面は土塁により通路が屈曲する。東方を内側とする配置である。西面は大きな堀切となり、その南端は堅堀となつて、堀内道として中腹の城道へつながる。この堅堀は途切れながらも斜面を長く延



図6 山名城縄張り図 (1:4,000)

びる。郭Ⅰ南面は腰郭と斜路を経て中腹の腰郭へ結び、多方向から城道が合流する。郭Ⅰの南下方約70mに馬出があり、ここから東方の大手方向へ結んでいる。

郭Ⅱは東西約70m、南北約50mのゆがみのある方形平場と、1段低く張り出した北西段で構成される。横堀は東面をU字形にめぐり、西面の横堀とはつながらない。郭Ⅰをめぐる横堀と、郭Ⅱ周辺をめぐる横堀をつなげないところに、この横堀配置の巧みさがある。郭Ⅰへの城道は迷路状になる。横堀の南東端は堅堀となつて長く斜面を下る。郭Ⅱはこの城の出撃上の要である。南面中央に土塁で挟んだ虎口があり、南面を蛇行しながら下りる。南面下にやや広い腰郭があり、郭Ⅰからの城道も合流し、眼下の大手道を監視する位置にある。郭Ⅱの東面と北面にも城道を開く。北面下には長い帯郭があり、東端は広く櫓台となる。横堀は北西部で消え、ここに郭Ⅱから城道が下り、西から北へ折れて堅堀に沿って北麓へ向かう。

郭Ⅲ・Ⅳは規模が大きいものの、内部の削平が悪く、面的な利用は限定的である。

郭Ⅴは一辺15m規模の小郭で、東西両側を深く掘り切っている。北面に虎口があり、谷に沿って西縁を下る。そこから西側の堀切内を通行したのだろう。郭Ⅴの連絡は悪い。

郭Ⅶは西方尾根が交差する頂部となる。長さ約40mと規模も大きい。東端に柵形虎口があり、東下の平場へ通路をつなぐ。東面の堀切は浅く、郭Ⅴ以东のものとは異なる。郭Ⅴとの間に長さ25m程の細長い郭Ⅵがあるものの、郭Ⅴとの連絡が悪く、東面の大堀切で城域が二分轄された観がある。郭Ⅶの北側の郭も堀切や堅堀を使用して工夫されているが、やはり郭Ⅴ以东に比べると規模が小さい印象である。

郭Ⅴ以东の郭群は、横堀により連絡路を確保する巧みな構造であり、統一感のある改修を受けていると考える。帯郭は郭Ⅱ北面に一部あるのみで、横堀は通路兼陣地として機能している。これは城史から考えて、武田氏による永禄6年の改修を想定させる。この城の城道は、南北へ均等に配慮がなされており、南方は深い谷で関係する集落が展開していた

とみられる。

(4) 根小屋城 (図7)

根小屋城は、観音山丘陵の南東端に位置する。細かな尾根が東西方向に樹枝状に伸びた縁辺の最高所を利用する。烏川流域に広がる低地を広く見渡せることから、監視にも優れた立地である。南東約800mに尾根続きで山名城があり、連携が図られていたのだろう。北西約1.5kmに茶臼山城がある。

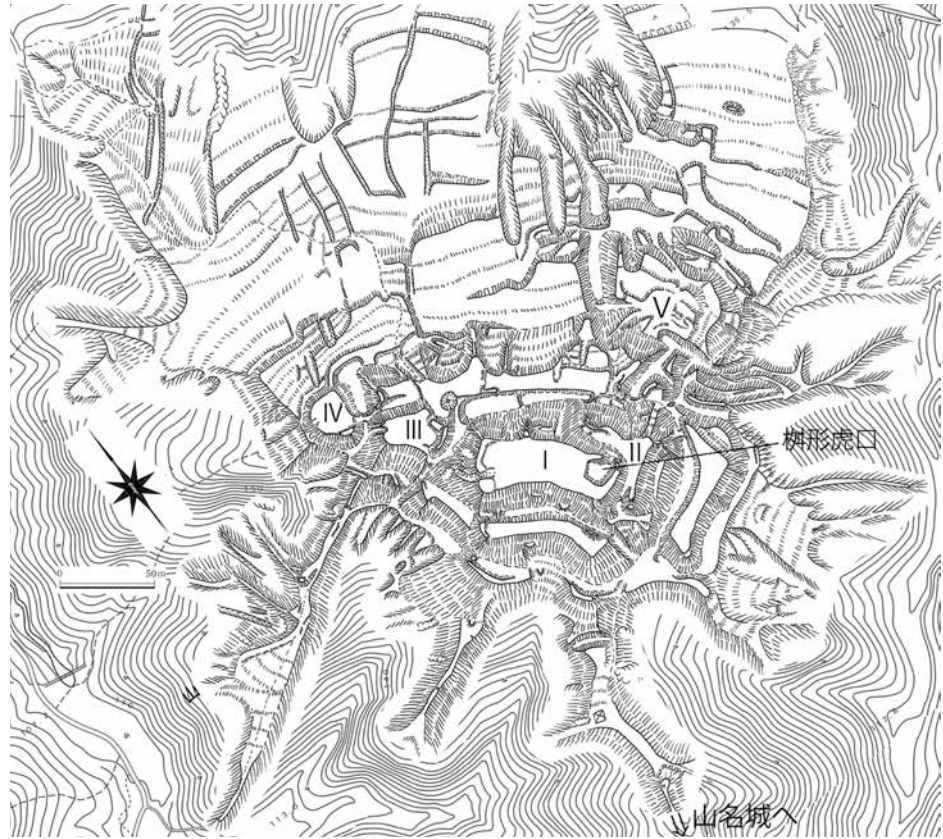


図7 根小屋城縄張り図 (1 : 4,000)

郭Iは最高所にある、東西70mに及ぶ長方形の郭である。360度視界が開け、優れた立地である。東端に整った樹形虎口を設ける。この城が技巧的に秀でている象徴的な部分である。虎口の東下には三角形で馬出状の郭IIを設ける。東方への備えの位置であると同時に、南北に通路を開いている。郭I西端には坂虎口があり、南側に櫓台を伴う。北下の郭IIIと高低差をもってつなぐ。

郭IIIは長さ30m程の小郭であり、馬出に近い機能である。郭I側にL字形に高土塁をめぐるのは、南東角に南方からの出入り口があるからである。この城道は堀切内を通行して北面の帯郭にできる。郭IVも長さ20m程の小郭で出入り機能を優先し、北角の虎口から土塁が通路として延びる。北西方向への出撃にも入念なことがわかる。

郭Iのまわりには、郭III側を除く3方向に横堀を挟んで帯郭がめぐっている。斜面側に対して強力な抑えである。南面の帯郭への連絡は工夫されていて、郭IIの南下に更に虎口空間を設け、木橋により東西の帯郭と結んでいる。西面から南面にかけて

は、二段目の腰郭がL字形にめぐり、連絡路としても機能している。南東尾根筋は山名城方面へ結ぶ。

大手は郭IIから北へ下り、帯郭の東端の窪みから北斜面を下っていく。西側尾根から槍先状に平場が突き出し、横矢をかけている。大手は東へ折れて郭Vに至る。この郭は珍しい空間で、大手筋に造られた陣地のような郭である。東西幅は50m余で自然地形を残しながらも、ほぼ三段に分かれる。全体を堀切と堅堀で囲み、大手は斜路により北方へ向かう。大手の西側斜面には大規模な堅堀を執拗に入れており、大手方面から西方へ回り込む動きを入念に防いでいる。

この城の場合、横堀を配置する平面プランが、山名城と一見類似するように見えるが、機能的には異なっている。つまり、帯郭それぞれが独立しており、横堀は連絡路の機能を果たしていない。横堀は郭I側面を防御することに特化している。横堀が堀内道として機能する必要がないのは、郭Iがそれぞれに直接の城道を有しているからだろう。帯郭が連絡路として機能するのは北側のみで、郭III・IVと一

体的に機能する。この状況は山名城の横堀と共通する効果をもたらしている。郭Ⅰから全方位に城道が確保できているのと同時に、郭Ⅲ・Ⅳへも連絡していることは非常に優れた構造と評価できよう。

城史から考えて、山名城から根小屋城への境目の城としての機能の改良がなされたとすれば、一つには攻撃正面が北東斜面側に絞られた点があるだろう。しかも、郭Ⅴを大手筋に構えることにより、攻撃的な構造を強めた面をうかがうことができよう。構造から考えると、山名城は守備すべき郭が多かったが、この城では郭Ⅰに一極集中する形態となっている。

まとめ

(1) 城の評価

本稿では4つの城について個別に検討した。それらは個性的でありながら、一連の流れのなかで捉えることができるため、貴重な事例と考える。

寺尾中城は、従来から新田義重に関連する伝承をもち、戦国期以前の古様な城と考えられてきた。確かに主要部である郭Ⅰ～Ⅴは、郭面や堀切に古様な面があり、従来の位置づけを裏付けることができた。ただし、主要部の南北端部の遮断施設は非常に卓越しており、熟練した築城術をうかがわせる。特に登城に関わる登城路A・Bの二重堅堀は、県内全体からみても秀でた構造であろう。これは戦国後期における使用を想定できる内容と判断する。

特に本稿で注目したのは、寺尾中城が小幡三河守の居城である鷹ノ巣城ではないかという命題であった。これを遺構から追認できたことは大きな成果と考える。

山名城も改修をうかがわせる城であった。横堀を巧みに使用した構造は際立っている。永禄6年(1563)の武田信玄の古地再興に伴う木部城に比定することで、卓越した構造を理解できたと考える。これは北条領に対する境目の城を創出するという意味でも重要であろう。なお、改修を受けなかったとした郭Ⅶ周辺も、寺尾中城主要部に比して、巧みな構造であった。山名城も山名氏の伝承をもつ城として、寺尾中城と比肩しうる古様な城と考えられるが、改修

前の状態も戦国期に使用されてきたことを想定でき、各城の利用状況の多様さを示していよう。

根小屋城は武田氏が新造した城として貴重である。本稿では番城としての役割を、山名城から引き継いだと位置づけたことで、武田氏が意図した構造を理解する材料となるだろう。この城では、横堀の使い方が山名城に比して、より防御上高まっていることを指摘した。

茶白山城は他とは違い小規模で、出城と位置づけた。ただし、卓越した築城術に基づいており、他の3か城を補完する城として位置づけて良いと考える。城の成立背景は明らかにしえないが、紛争地に求められる城の配置を考える手がかりとして、重要であろう。

(2) 被官層の消長

本地域を本貫地としてきた勢力として、山名氏や寺尾氏がいたが、早くから山名氏は活躍の場を他所へ変える。寺尾氏は不明な点が多かったが、近年新たな史料が発見され、16世紀初頭まで活躍していたことが判明した。本稿では寺尾氏に代わる勢力として、小幡三河守を位置づけた。実態を伝える史料は多くないが、不明であった小幡三河守の居城が判明した成果は大きいと考える。管領上杉氏の重臣であった立場から、武田氏の被官となり、武田氏と北条氏の対立に乗じて、武田氏を離叛した動向は、本拠の情報なくして理解できないものであろう。失脚した結果として、上杉氏を頼って越後へ逃れるという末路も、依拠していた立場を物語るものと考えられる。なお、やや空白期を置いて、武田家臣佐藤氏が寺尾を引き継いだことも興味深い。その背景に寺尾中城の廃城があるのではないかと考えた。永禄12年(1569)の小幡三河守没落、翌13年の根小屋城築城を考慮すると、寺尾中城の廃城が一連の動きと思える。

それと期を同じくして、元亀3年(1572)に木部越前守が復権し、浦野新八郎への替え地によって、山名之内百貫文を武田氏から得ていたことが判明する。前年には小幡三河守旧領等と引き換えに、小林氏が山名で百貫文を失っている。これも木部氏への

対応ではないかと考えた。以後、木部氏は勢力を保ち、北条領国下でも活躍を続けた。その背景には、山名城の位置づけの変化を推測した。山名城は根小屋城築城まで武田氏の番城として境目の城であった。それが武田氏直轄の城でなくなったとき、改めてそこを保持する在地勢力として、木部氏が抜擢されたのではないだろうか。

以上、所領給付による地域支配の背景に、城の運営という側面があることを確認できたと考えている。寺尾氏や小幡三河守の没落、木部氏の復活といった政治情勢を、城の構造や価値づけの変化から考えることは、文献史料では読み取れない地域情勢をすくい上げる手法として有効と考えた次第である。大方の批判を賜りたい。

註

- (1) 佐藤博信 1993 (初出)「上杉氏家臣木部氏の軌跡」『続中世東国の支配構造』思文閣出版1996
- (2) 森田真一 2021「史料紹介「落合文書」」『長野市立博物館紀要』第22号。また、一部は「戦国期山内上杉氏文書集」(黒田基樹『戦国期山内上杉氏の研究』岩田書院2013)にも掲載されている。
- (3) 山崎 一 1978「茶白山城(鷹ノ巣城)」『群馬県古城址の研究』上巻 群馬県文化事業振興会
- (4) 松岡 進 1988「戦国期城館遺構の史料的利用をめぐる」『中世城郭研究』第2号
- (5) 齋藤慎一 2002 (初出)「武田信玄の境界認識」『中世東国の道と城館』東京大学出版会2010
- (6) 竹井英文 2012 (初出)「上野国高山城の基礎的研究」『杉山城問題と戦国期東国城郭』戎光祥出版2022
- (7) 註(3) 山崎書に同じ。
- (8) 山崎 一校注 1970『上州故城記』(『群馬県史料集』別巻(1) 古城誌篇 群馬県文化事業振興会)
- (9) 鷹ノ巣城を立地から武田氏の南牧谷侵攻と結びつけた位置づけは変わらないものの、その関係者として小幡三河守を想定したことは、現在は早計であったかと考えている(飯森康広2022「武田氏の南牧谷侵攻と鷹ノ巣城」『戦国期上野の城・紛争と地域変容』岩田書院)。
- (10) 『御家事向大概附録 全』(『高崎市史料集』大河内家文書(無名書2) 高崎市教育委員会 1987)
- (11) 群馬県立文書館が所管する『御家事向大概附録 全』の写真を閲覧した成果に基づく。
- (12) 久保田順一 2022「寺尾氏と寺尾郷」『戦国上野国衆事典』戎光祥出版
- (13) 『新編高崎市史』通史編2 中世 高崎市 2000
- (14) 『群馬県史』資料編中世 1986所載の2338号文書、以下群〇〇と略す。
- (15) 『新編高崎市史』資料編中世 1994所載の326号文書、以下高〇〇と略す。また、参考史料は高参考〇〇と略す。
- (16) 『上野国郡村誌』多野郡山名村 群馬県文化事業振興会 1981
- (17) 『関八州古戦録』関東史料研究会 1974
- (18) 白石元昭 1981『関東武士上野国小幡氏の研究』群馬文化の会
- (19) 『上杉家御年譜』一謙信公 米沢温故会 1977
- (20) 「米沢藩古代土籍」『新編高崎市史』参考資料21。小幡喜兵衛は三河守子孫であり、米沢藩士として存続している。
- (21) 『戦国遺文』武田氏編(東京堂出版) 所載627号文書、以下戦武〇〇と略す。
- (22) 註(18) 白石氏前掲書所載「小幡三河守系図」上杉家文書
- (23) 酒井憲二編著 1994『甲陽軍鑑大成』第一巻本文編 汲古書院
- (24) 註(9)に同じ。
- (25) 『戦国遺文』後北条氏編(東京堂出版) 所載1271号文書、以下戦北〇〇と略す。
- (26) 白石元昭 1981「武田起請文と関東幕注文」註(18) 白石氏前掲書
- (27) 黒田基樹 1992 (初出)「小幡氏の研究」『戦国大名と外様国衆』文献出版1997
- (28) 『群馬県史』資料編中世補遺編(一) 小林家文書(中世史部会 1989『群馬県史研究』第29号)による。
- (29) 久保田順一 1996 (初出)「武田・後北条の領土分割」『室町・戦国期上野の地域社会』岩田書院 2006
- (30) 註(29)に同じ。
- (31) 永禄12年武田氏は高山彦兵衛尉に命じて、浅利信種と相談して、上武境に砦を築くように命じている。この宛行はこれに関わるものとする。周辺の城砦のうち、構造を考慮すると、真下城(藤岡市譲原)に比定されると考える。
- (32) 註(29) 久保田氏前掲書と同じ。
- (33) 註(2) 森田氏前掲紹介2号文書、以下森田〇〇と略す。
- (34) 元弘3年(1333)に寺尾光業は上野上郷内田在家と落合村内田在家等の地頭職を有していた(村石正行2004史料紹介「寺尾氏の遺した文書一通」『信濃』第56巻第9号)。
- (35) 山崎 一 1978「寺尾中城」註(3) 山崎書に同じ。
- (36) 石守 晃編 2000『寺尾中城』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団。参考として遺構図を示す。調査では時期を示す出土遺物はなかったという。ただし、過去に物見郭付近で15世紀後半以降と想定される内耳鍋の破片が採集されていたが、現在その所在が不明という記事を載せる。

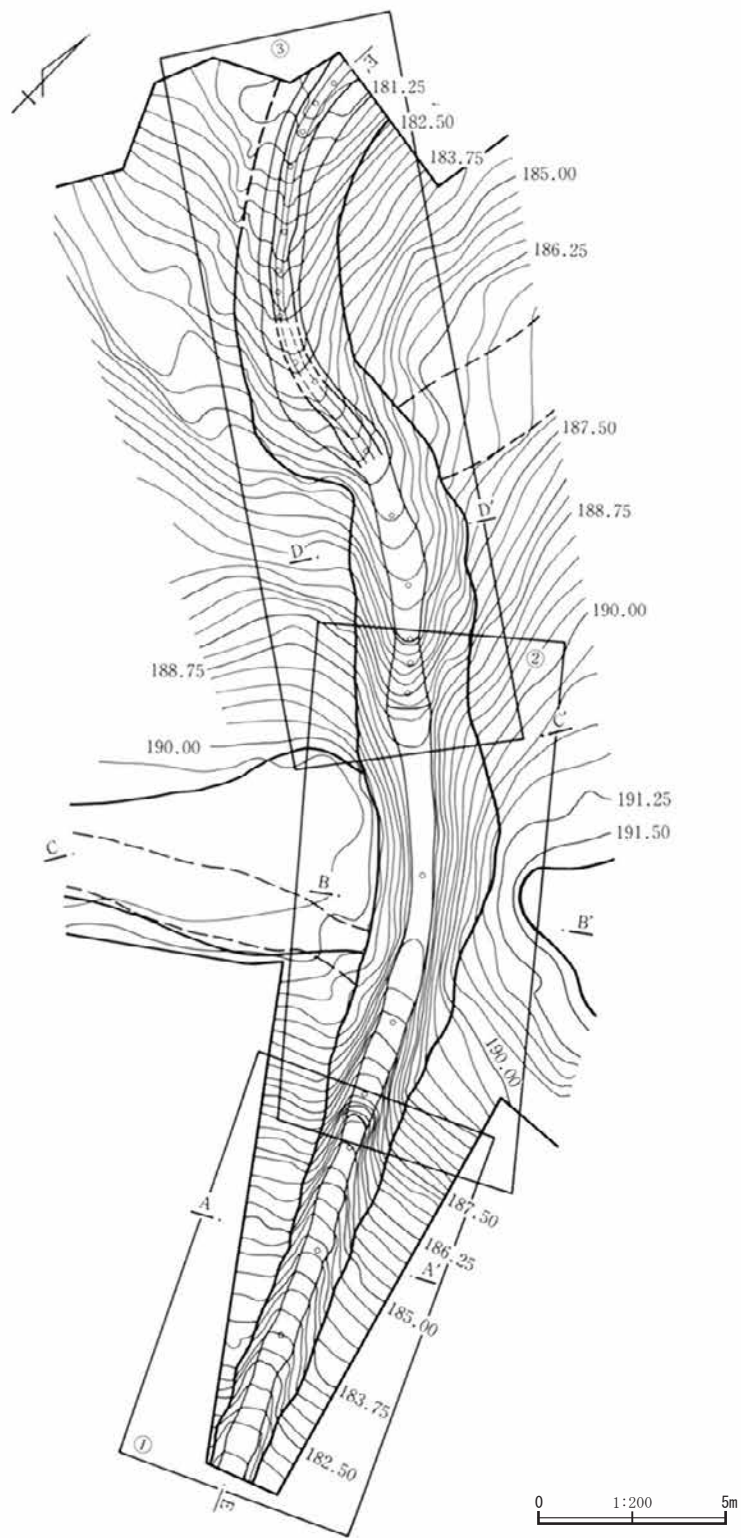


図8 寺尾中城堀切調査図 (註(36)報告書より転載)

戦国期上武国境河川地域における「瀬端之備」

——『長楽寺永禄日記』にみる利根川端の武力の様相——

長谷川 明 則

はじめに

本稿で主要な検討素材とする『長楽寺永禄日記』は、戦国期に長楽寺の住持であった、賢甫義哲という臨濟僧が記した日記である⁽¹⁾。長楽寺は天台宗の寺院として群馬県太田市に現存しているが、承久3年(1221)と伝わる創建当初は禅密兼学の道場であった。近世になると、開基の徳河義季(新田義重の子)が徳川將軍家の遠祖とされ、新たに住持として入寺した天海によって天台宗に改宗された。

『長楽寺永禄日記』は永禄8年(1565)正月から9月までの9か月分が残存している。記述内容は、寺内での暮らしや寺領経営のほか、長楽寺のある新田領を支配する金山城主由良氏との交際、さらには義哲自身の健康状態のことなど多岐にわたる事柄が記されている。その中で特筆されるのが、長楽寺の南を流れる利根川を境に接する、小田原北条氏方の勢力との間で繰り広げられる紛争に関する記述である。永禄8年当時、由良氏は越後の戦国大名・上杉氏に従っており、小田原北条氏方に属する利根川対岸の深谷上杉氏とは対立関係にあった。

国境を警備する由良氏側の勢力として、先行研究では、『長楽寺永禄日記』に登場する「門前之者共」が取り上げられることが多い。築瀬大輔は、彼らが長楽寺のある世良田(太田市世良田町)に常駐し、敵が利根川を越えて来ると、梅澤源八郎や斎藤弥左衛門尉などの侍衆に統率されて「瀬端」・「河端」に緊急出動したと指摘している⁽²⁾。築瀬は同じく『長楽寺永禄日記』に登場する「河辺者」について、世良田に構築された「寄居」に常駐する由良氏直属の

武力であり、その代表格である小此木左衛門二郎や斎藤主税助が、対岸から侵入してくる北条勢を撃退したとする⁽³⁾。築瀬は近著でも「門前之者共」に言及しているが、それを統率する侍衆の一人に小此木左衛門二郎を挙げている⁽⁴⁾。小此木左衛門二郎については後で詳しく検討するが、「門前之者共」と「河辺者」が同種の集団なのか、あるいは違いがあるのかは整理が必要である。

『長楽寺永禄日記』の戦乱の記録としての性格に早くから注目し、多くの指摘をしているのが、荒垣恒明の論考である⁽⁵⁾。荒垣は、「瀬端」の緊急事態に対処した小此木左衛門二郎や「門前之者共」が、地域に関わりの深い人々だったと論じている。具体的には、左衛門二郎は新田荘に隣接する刈名荘小此木郷(群馬県伊勢崎市境小此木など)を拠点とする由良氏の同心衆であり、長楽寺とも日常的に深い関わりを有していた。また、「門前之者共」については、長楽寺門前に居住する者を指すと想定し、その性格は不明としつつも、彼らの中には武器を所有する者もいたと指摘している。

近年では、近藤聖弥が『長楽寺永禄日記』が書かれた時代背景を検討する中で、義哲が小田原北条氏の勢力を「敵」と表現してその動向に関心を持っていたと指摘している⁽⁶⁾。近藤は、由良氏の求めに応じて「瀬」の深さに注意を払い、さらに「門前之者共」を駆け付けさせるなど、長楽寺が由良氏勢力の危機管理体制の一翼を担っていたと論じている。

以上、戦国期の長楽寺周辺で国境警備の役割を担った勢力についての研究状況をまとめたが、各集

はせがわ あきのり(群馬県職員/伊勢崎市史編さん専門委員会中世部会調査員)

団の指揮命令系統や内部構造については検討の余地があるように思われる。例えば、「門前之者共」は由良氏に従属する小此木左衛門二郎の指揮下にあったのか、それとも近藤の指摘するように、由良氏の危機管理体制の一翼を担う長楽寺の指示を受ける集団だったのだろうか。本稿においては、『長楽寺永禄日記』にみえる「門前之者共」・「河辺者」・「足軽共」の3者について、その用例を丁寧に読み解くことで、各集団の性格を明らかにしていきたい。

ここで本題に入る前に、築瀬大輔が提示した国境河川地域という地域概念について確認したい。利根川のように網状の流路を持つ大河川では、複数の渡河点が群的・面的に存在していた。河川が持つ融通性（対岸交流機能）に注目した築瀬は、渡河点を中心に一体性を持った国境河川地域の存在を指摘した。そのうえで、利根川と渡良瀬川の2つの国境河川地域を掌握した横瀬氏（後の由良氏）による領主権力の成立過程を論じている⁽⁷⁾。

この問題提起を前提として、群馬県地域文化研究協議会では、令和4年度地域研究会を「上武国境河川地域の歴史と文化」と題して開催した。会場となった群馬県千代田町には、利根川の歴史的渡河点である赤岩があり、現在でも対岸の埼玉県熊谷市葛和田との間に渡船が運航されている。同研究会の開催趣旨でも、同町には渡河点を核として利根川両岸に一体の地域が形成されたことが指摘されている⁽⁸⁾。

本稿で扱う長楽寺周辺にも、利根川の歴史的渡河点である平塚（伊勢崎市境平塚）が存在している。このことから、平塚周辺と赤岩周辺はともに、利根川沿岸の上武国境河川地域の一事例であることが指摘できる。

利根川渡河点という空間を理解するために有益な史料用語として、築瀬は戦国期武家文書にみえる「利根川端」の語彙を検討している⁽⁹⁾。築瀬の分析によれば、「利根川端」とは利根川渡河点の周辺において、その対岸に向かって陣を張ることを想定した地理的概念である。一方で、渡河点における軍事発動を前提にしない用例もあるという。さらに、「利根川端」が用いられるのは、河床が高く渡渉が容易かつ頻繁に行われる、利根川上流域の上武国境地域

に限られるとも指摘されている⁽¹⁰⁾。

長楽寺周辺で利根川対岸からの越境に備えなければならなかったのは、ここが利根川渡河点の平塚を擁する国境河川地域だったからである。本稿における国境警備を担った武装集団の検討は、上武国境河川地域の理解を深化させるものであると考える。

1. 「門前之者共」

まず「門前之者共」については、次の記述が端的にその軍事的役割を表している。

【史料1】『長楽寺永禄日記』四月廿九日条

廿九、(中略)、当地之足軽トモ河向コヘ、敵ニシカリトメラルトノ由告来間、螺ヲ立、門前之者共ヲ、河ハタヘカケサスル、向ヘ乗越、人馬ヲトリ、無何事帰也、(後略)

【史料1】では、「当地之足軽トモ」が対岸で敵方と遭遇したとの連絡が義哲のもとに寄せられた。日記の記事を素直に読めば、これを受けて長楽寺周辺では緊急事態を知らせる法螺貝が鳴らされ、長楽寺住持である義哲が「門前之者共」を現場に駆け付けさせたように解釈できる。しかし、本当にそういった読解が正しいのであろうか。単純に考えると、長楽寺が由良氏領内で有力な寺院であるとは言っても、武家領主ではない同寺が独自の武力を持ち、自らの判断で敵方に対処することができたのかという疑問がある。そこで、【史料2】で「門前之者共」がどのような集団だったのかを検討してみたい。

【史料2】『長楽寺永禄日記』二月九日条

九日、長手普請二門前・寺中ノ者トモ六十余人申付、長手内堀ヲホラス、(後略)

【史料2】にみえる「長手普請」とは、由良氏の居城金山城内で長楽寺が請け負っていた普請のことである。『長楽寺永禄日記』には関連の記事が散見される。この日、義哲は人足60人余りを長手の堀普請に派遣しているが、彼らは「門前・寺中ノ者トモ」であった。「寺中」の者とは、まさに長楽寺内の使用

人のことであろう。この記事からは、長楽寺門前に暮らす人々が、寺内の使用人と同様に、長楽寺によって人足として動員される対象だったことが確認できる。

【史料3】『長楽寺永禄日記』正月十一日条

十一、(中略)北丹へ年甫之礼ニ瑞ヲコスベキニテ、其支度用意イタス、然処ニ門前之者ハヨソハツレ不調法ナル程ニ、内之小者ヲ一人ツレ度分申、愚ト義論イタシツル、愚云コトニハ、小者コトモト用之時ハ門前者ヲモツレヨト云イツルヲ、レイノ酒ニテ高聲イタシ、別人之コセ、我ハコユマジキトノ云イコト也、先、泉蔵司門前之者ヲツレヨト云処ニ、タノ内之小者ヲツレ度トノ儀ニテ、愚ガ前ニ出、直ニ此儀ヲ云程ニ、アルニマカセ、門前ノモノナリトモツレヨト、アイサツイタス処ニ、愚、泉ヲインギウイタシ、如此申トノ出語、シハアテガイヲセラルトノ云イコトナリツル、更ニ不及分別出語也、雖然、為使可越分ニ又納得申ツル、(後略)

【史料3】は引用箇所が長く理解しづらいが、厩橋城(群馬県前橋市)の北条高広のところへ「年甫之礼」(年始の挨拶)に瑞という僧侶が派遣される場面である。瑞は義哲に対して、「門前之者」は同行させず、「内之小者」を連れて行きたいと主張し、義哲との間で議論になっている。義哲は「門前之者」を連れて行くように説得するのだが、瑞は「それなら自分は行かない」と強硬に主張した。「内之小者」は【史料2】の「寺中」と同じく長楽寺内の使用人を指すのだろうが、寺僧にとって「門前之者」は「内之小者」よりも「不調法」な存在と認識されていたことが読み取れる。ここでも、長楽寺住持の代理として寺僧が派遣されるのに際して、「門前之者」が随行員として動員される対象だったことが確認できる。

【史料2】と【史料3】からは、「門前之者共」が寺内の使用人と同様に、長楽寺が請け負った普請の人足などとして動員される対象だったことが確認できた。では、彼らは国境河川地域における緊急事

態に対応可能な武力を備えていたのだろうか。その点を【史料4】で確認してみたい。

【史料4】『長楽寺永禄日記』四月廿五日条

廿五、早晨、文殊、稜巖会、過夜モ門前彦太郎家ニ盗入、鉄器・ヤリナドトル、ヲシツケ両夜令盗来ツル、(後略)

この前夜、「門前彦太郎家」に盗みが入り、「鉄器・ヤリナド」が盗まれたという。4月23日の夜にも長楽寺塔頭の霊雲庵に盗みが入っており(四月廿四日条)、義哲が【史料4】で「過夜モ」と表現しているのは、そのことを踏まえてのことである。彦太郎の人物像について、【史料5】で確認しておこう。

【史料5】『長楽寺永禄日記』正月廿六日条

廿六、(中略)主計・助右ハ自長手午時歸也、重両郷人足フレニ平塚郷へハ也蔵司・小三郎、八木沼へハ的の子・助六・彦太郎遣申付也、

【史料5】も「長手普請」に関する記事である。長楽寺は前日から平塚郷と八木沼郷(伊勢崎市境米岡)から徴発した人足を長手に派遣していた(正月廿五日条)。長楽寺は由良氏領内の寺院であるが、平塚郷や八木沼郷などを治める領主でもあり⁽¹¹⁾、これら寺領内から人足を動員することもあった⁽¹²⁾。この日は、両郷からさらなる人足を動員するため、平塚郷には也蔵司・小三郎の2名が、八木沼郷には的の子・助六・彦太郎の3名が派遣された。この5名のうち、也蔵司と的の子が寺僧である。先述のとおり彦太郎は「門前」に住んでおり、彼を含めた残りの3名は「門前之者共」と呼ばれる者だろう。彦太郎ら「門前之者共」は、寺僧とともに寺領内から人足を徴発する任務を与えられているのである。【史料4】からは、彼ら「門前之者共」の住居には、「鉄器」や「ヤリ」(槍)などの武具があったことが確認できた。

ここまでの検討により、【史料1】を読解した際の疑問は解消されたようである。「門前之者共」は長楽寺の指示を受けて普請などに駆り出されることもあるが、単なる使用人とは異なり、武装した集団

だったのである。「門前之者共」についての検討は以上になるが、表現は異なるものの、『長楽寺永禄日記』で「門前之者共」のことを指していると思われる記述を提示しておきたい。

【史料6】『長楽寺永禄日記』正月七日条

七日、(中略) 過時分ニ西口ニカイタチキ、各力ケサスニ敵廿騎計ノリ越、コナタヨリ早出合程、無別儀テキ打返也、(後略)

この日、「西口」で法螺貝が鳴ったため、義哲は「各」を駆け付けさせた。敵20騎ほどが利根川を越えて襲来していたが、素早い対応によって何事もなく撃退したという。ここでは「門前之者共」とは明記されていないものの、義哲の指示で小田原北条氏方の襲来に対処していることから、「各」とは「門前之者共」のことであろう。

2. 「河辺者」

次に「河辺者」について検討していく。

【史料7】『長楽寺永禄日記』五月十七日条

十七、(中略) 梅源、斎弥来、関宿ヘノ陣触也、愚申事ニハ、爰許瀬々アマタ御座候而、今朝モ平塚へ乗籠候条、河辺者ヲハサシヨカレ可然分申断、(後略)

この日、梅澤源八郎(「梅源」と斎藤弥左衛門尉(「斎弥」)が義哲のところにやって来た。この兩名は、近世に編纂された『新田金山伝記』の中で、由良氏の「旗本」に位置付けられる人物である⁽¹³⁾。「関宿」とは関宿城(千葉県野田市)のことであり、この年の3月2日に小田原北条氏の軍勢が関宿城を攻めたことが、『長楽寺永禄日記』にも記されている(三月三日条)。兩名は関宿城への援軍のための陣触を伝えに来たのである。【史料7】によると義哲は、この日の朝も平塚郷に敵の「乗籠」があったと懸念を表明しており、世良田周辺が手薄になってしまうことから、由良氏に「河辺者」を配置するよう依頼している。「門前之者共」が長楽寺の

指揮下にある集団だったのに対して、「河辺者」は由良氏が長楽寺周辺に配置した武力だったことがわかる。

「河辺者」については、『長楽寺永禄日記』以外の史料にも記述がある。

【史料8】由良成繁制札⁽¹⁴⁾

制札

□為河辺之備差置寄居候者共□近郷竹木不可截、殊作毛□少茂不可致狼藉、若於有□此旨輩者、堅可処重□之状如件、

永禄六年^癸

六月廿四日 成繁(花押)

長楽寺

進覽

【史料8】は、由良氏当主の成繁が永禄6年(1563)に発給した制札である。成繁はこの制札で、「河辺之備」のため「寄居」に配置した者が、近郷の竹木を伐採したり狼藉を働いたりすることを禁止している。制札が長楽寺に発給されたのは、現に被害を受けていた長楽寺が由良氏に要請したためであろう。「為河辺之備差置寄居候者共」(河辺の備として寄居に差し置き候者共)は、「河辺者」を成繁の視点から詳しく言った呼び方であると思われる。「河辺者」が由良氏によって長楽寺周辺に配置されたのは、利根川対岸の小田原北条氏方の勢力に備えるためだったことが改めて確認できた。

『長楽寺永禄日記』で国境警備の任務を担った武士では、小此木左衛門二郎の登場頻度が高い。小此木氏は境城(伊勢崎市境)を居城とする小規模な国衆である⁽¹⁵⁾。表1は、『長楽寺永禄日記』における彼の登場記事を管見の限り網羅したものであるが、義哲は彼を「左衛門二郎」とのみ記しており、「小此木左衛門二郎」と表記することはない。それにもかかわらず彼が小此木氏だとされるのは、永禄4年(1561)に上杉氏の旗下に参集した関東武士の名を記した「関東幕注文」の新田衆にみえる、「小此木左衛門次良」と同一人物の可能性が高いからである⁽¹⁶⁾。「関東幕注文」で「小此木左衛門次良」の次には、

表1 『長楽寺永禄日記』における左衛門二郎の登場記事

月	日	左衛門二郎の登場記事
1	2	・申刻、左衛門二郎来、茶子ニテ出茶、タコニ肴ニテ冷酒、五度礼シテ、愚ノミ、左衛門二郎ニノマス、左衛門二郎杯ヲ愚ノミ、南小二郎ニサス、酒過テニ献目ニヌリモノ、杯ヲ出ヌル、麴子ニテカン酒、左衛門二郎ニノマセ、愚ノミ、各ヘハ小汁器、マヘヘヘーツ、出、三五ツ、進ム、麦ノスヘカヘニ久喜、サカナノスイモノヲ出也、能々麦・酒奔走イタシカヘス也、 ・左衛門二郎モ酒代一枝モタス、 ・左衛門二郎相伴ニ、麴子ヲ愚モ能用キ、
1	5	・左衛門二郎家中中澤・栗原・立野五袋ツ、得意其外ニモソレヘニ出、帰ル、
1	6	・此朝、昨之奔走、又火事何事ナキ目出度分、守仙ヲ使ニコシト、ハク、左衛門二郎八山ヘ登、御料人ヨリ返答アリツル、
1	11	・此昼コロ中野殿、左衛門二郎同心為礼被尋、冷酒之上椀麵、カン酒ヲ三杯ス、メマイラセツル、
1	16	・早晨ヲ誦了時分、方々ニ蝶ヲ立、雖然土地堂諷経、楞嚴呪・消災呪ニテ回向ス、敵八木沼マテ来トモ、左衛門二郎当地ヨリモテシゲニ出合間、引除、左衛門二郎ハ瀬ヲ乗コシ追共、互ニ無何事イツヨリモ味方ソロイヨクイツルト云ヘリ、
1	22	・此暮左衛門二郎モ普請之儀聞アワセニ来ル、酒ヲカンシテ、テンモク一進返也、
2	1	・折節左衛門二郎方来、相伴スト也、
2	8	・左衛門二郎馬セメニ来、時ヲ饗、相伴ニ粥ヲ用ツル、
2	9	・其後道厳・下山監物・大屋半右衛門尉・左衛門二郎・得意、雲門ニテ竹葉小盞四五ツ、進ム、愚ハ相伴ニ粟粥ヲ汁キ一、雲門ヲモ少シ用、 ・此日左衛門二郎モ留守ニテ中嶋迄乗籠由、左衛門五郎一札コシツル、矢修ヘモ金筑ヘモ、実城ヘ御心得可有之分申届、
2	20	・其時分敵十騎計乗籠、八木沼近辺迄来ツル、左衛門二郎早出合故、馬ヲトリテ行ヲ河端ニテヨイトス、
2	22	・左衛門二郎午刻来、湯付ヲ饗返也、相伴ニ二口三口用、
3	6	・左衛門二郎、小二郎同心ニテ立、爰許ヘヨル、進酒透、又陣立延ニヨツテ自中途山ヘ直ニ登、如此段、使ヲコ、モトヘ差越ツル、
3	12	・左衛門二郎来リ馬ヲセム、時ヲ饗シ、進酒返ス、洞春モ相伴、愚ハ汁器一程用、
3	18	・時ヲ左衛門二郎・源八郎相伴ニ能用、
3	21	・左衛門二郎相伴、饅ヲニ食ス、 ・左衛門二郎方ニハ、先湯付ヲ奔走イタシキ、
3	28	・ヒル中野殿、左衛門二郎同心ニテ被越、湯ツケヲマイラセ、相伴ニ少用、
4	1	・左衛門二郎来、驪而帰、
4	7	・其後左衛門二郎相伴ニ湯ツケヲ二口三口用、
4	21	・時ヲ左衛門二郎相伴ニテ能用、
4	26	・左衛門二郎処ヘモ伊勢ト参会可申段、岱・光兩人コス、アナタヨリ返答アルヘキトアイサツニテ返シキ、
4	27	・伊勢、普光マテ来、爰許取籠ヲキ、愚ニシラセス帰、左衛門二郎モ昨之挨拶、中澤以伊勢度々方々ニテ背語、此断ヲ承届之上、参会可致之ト云コトナリキ、
4	28	・折節、左衛門二郎モ来程、時ヲ饗、進酒、帰之砌、明日来伊勢ト参会スヘキヨシ、意見イタシ返シツル、中澤モ左衛門二郎帰時分ニ来ツル、
4	29	・無程伊勢守コクル間、左衛門二郎招、取合ヲスル、先スイモノニテ酒、先愚ノミ、伊セニサシ、左衛門二郎ノミ、又伊セニノマス、ヤカテ麵・打麦ヲ出シ、愚始中野方ニサシ、ソレヲ左衛門二郎ニノマセ伊セニサス、伊セノミ、又、左衛門二郎ニノマセ、ソノ、チアナタコナタヘサツツサ、レツス、メツル、其内ソクシンヲト、ノヘ、肴ニイタシ、又進酒ツル、未刻カヘス、帰ニ左衛門二郎処ヘ立ヨル、
4	30	・下武士ヘ岱子・普光指添、左衛門二郎ヲコス、メシ・打麦奔走、未刻帰、
5	5	・ヒル左衛門二郎来、湯ツケヲ奔走、相伴少用、
5	9	・其後左衛門二郎来、湯ツケヲ奔走、五盃ス、メ返、湯ツケノ相伴カサ一程用、
5	20	・中野方、左衛門二郎同心来也、麦ニテ酒ヲ卒度ス、メマイラセツル、相伴ニ少用、
5	23	・左衛門二郎来ツル、干飯ニテ酒一杯進歸也、
5	25	・関宿敵昨廿四退散、ヲノヘ当庄之人数打返也、左衛門二郎モ重今朝立、中途ヨリ帰也、
6	6	・其時分左衛門二郎モ来ル、茶子、茶ニテヤカテ帰也、
6	14	・左衛門二郎モ朝ココ、雲門ニテ五杯進メ返也、
6	20	・及晩左衛門二郎来、非時ヲ饗ス、相伴ニ自常能用、
7	6	・左衛門二郎ハ厩橋ヘ為証人コクル、所望ナル間、蠟燭五挺コシツル、
7	17	・今朝厩ハシヘ、左衛門二郎処ヘ抹茶・文ヲ遣、今晚返事来ツル、
7	19	・自境之使ニ横左馬助殿一札・抹茶一合遣、左衛門二郎ヘハ下緒ヲースシ指越也、
7	20	・此暮左衛門二郎処ヨリ返事来、下緒之礼、又昨日金敷平ヘ敵陣之引ト書加コシツル、
8	9	・左衛門二郎自厩橋帰、不聞合、周仙ヲ遣也、又、左衛門二郎モ帰由、アナタヨリ使ヲコシツル、
8	15	・南小二郎来、令相伴、其後又、左衛門二郎モ来、無程帰、
8	20	・実城之返札陣ヨリ今日来、左衛門二郎・小二郎、又当地足軽トモヲモ被帰也、
8	29	・時ヲ左衛門二郎相伴ニコ、ロヨク用、
9	7	・左衛門二郎モ普請茶一斤トラセ返、
9	15	・此日巳午間ニ南方衆三相之陣ヲ掃、長井之南コエ塚ト云処ヘ、陣ヲヨスト、左衛門二郎旦那陣ヨリ帰、路次ニテモノ語シツル、
9	29	・又、左衛門二郎・梅筑コヘラル、湯ツケヲ饗返ツル、

※9月7日条の「左衛門二郎」は、前日条に登場する石崎左衛門二郎の可能性もある。

同族の「同伊勢守」と「同宮内少輔」が記される。『長楽寺永禄日記』では「左衛門二郎」が「伊勢守」とともに義哲と面会した記事もあることから（四月廿九日条）、『長楽寺永禄日記』の「左衛門二郎」と「関東幕注文」の「小此木左衛門次良」は同一人物とみるのが妥当である。なお、彼は義哲の相伴役を頻繁に務めており、長楽寺で馬責め（調教）を行うなど⁽¹⁷⁾、長楽寺や義哲との深い関係が確認できる。

【史料9】『長楽寺永禄日記』正月十六日条

十六、雲門ヲ半ケ用、喫茶、早晨ヲ誦了時分、方々ニ螺ヲ立、雖然土地堂諷経、楞嚴呪・消災呪ニテ回向ス、敵八木沼マテ来トモ、左衛門二郎当地ヨリモテシゲニ出合間、引除、左衛門二郎ハ瀬ヲ乗コシ追共、互ニ無何事イツヨリモ味方ソロイヨクイツルト云ヘリ、(後略)

【史料9】によれば、小田原北条氏方の兵が長楽寺領の八木沼郷まで越境してきたが、左衛門二郎が出撃したので退散した。「瀬ヲ乗コシ追共」とあるから、左衛門二郎は利根川を越えて深谷領まで敵方を追撃したようである。

【史料10】『長楽寺永禄日記』二月廿日条

廿日、(中略) 其時分敵十騎計乗籠、八木沼近辺迄来ツル、左衛門二郎早出合故、馬ヲトリテ行ヲ河端ニテヲイヲトス、(後略)

【史料10】でも、八木沼郷に敵方10騎ほどが越境してきて左衛門二郎が対応している。荒垣恒明は、『長楽寺永禄日記』における「乗籠」には、人や物の掠奪行為の意味合いが濃厚だったと論じている⁽¹⁸⁾。その指摘に従えば、敵方は盗んだ馬に乗って逃げようとしていたが、左衛門二郎によって馬から追い落とされ、掠奪は失敗したようである。

先述のとおり、八木沼郷は長楽寺の寺領である。小此木氏の所領ではない八木沼郷で左衛門二郎が防戦しているのは、由良氏に対する軍役としての務めであると思われる。つまり、左衛門二郎は由良氏から、長楽寺周辺の国境河川地域を警備する「河辺者」

としての役割を与えられていたのである。

【史料11】『長楽寺永禄日記』二月九日条

九日、(中略) 朝粥ヲ一椀用、長手へ来、ヒルホド小豆ノメシヲ能用、其後道巖・下山監物・大屋半右衛門尉・左衛門二郎・得意、雲門ニテ竹葉小盞四五ツ、進ム、愚ハ相伴ニ粟粥ヲ汁キ一、雲門ヲモ少シ用、(中略) 此日左衛門二郎モ留守ニテ中嶋迄乗籠由、左衛門五郎一札コシツル、矢修ヘモ金筑ヘモ、実城へ御心得可有之分申届、(後略)

【史料11】では、左衛門二郎が金山城にいて留守だったところに「乗籠」があり、中嶋（伊勢崎市境中島）まで敵方の侵入を許している。この日義哲は、金山城内の長手で左衛門二郎と対面している。彼が留守にしていることを知っているにもかかわらず、ここで義哲が彼の名前を日記に記しているのは、義哲の中で「敵方の越境には左衛門二郎が対応する」という認識があったためであろう。

3. 「足軽共」

「河辺者」と同様に利根川端で活動した武装集団として、『長楽寺永禄日記』には「足軽共」も登場する。

【史料12】『長楽寺永禄日記』二月廿三日条

廿三、(中略) 泉龍寺之桂頓ト云フ僧於河端足軽共ニヒラツ、ミ・物本ナト被取、寺家へ走来、被申間、則使ヲ遣、尋処ニ今井拾左衛門何ヲモソロヘテ返、彼僧一宿セラル也、(後略)

【史料12】では、泉龍寺（伊勢崎市柴町）の桂頓という僧侶が、河端で「足軽共」から掠奪を受けている。桂頓が長楽寺に助けを求めてきたので、義哲が使者を派遣したところ、今井拾左衛門という者が掠奪品を返却してきた。荒垣恒明が指摘しているように⁽¹⁹⁾、義哲が交渉して解決したことから、この「足軽共」は敵方ではなく新田領の足軽であろう。翌日、義哲が今井拾左衛門に茶3袋を贈っていることから（二月廿四日条）、彼は掠奪した張本人では

なく、掠奪品の返却に関する「足軽共」との交渉を義哲から引き受けたのではないだろうか。

【史料1】では「当地之足軽トモ」という表現が見えたが、彼らは利根川を渡って敵方と小競り合いになっていることから、【史料12】の「足軽共」と同様に国境河川地域で活動していた集団だと思われる。また、【史料1】では長楽寺の指揮下にある「門前之者共」と「当地之足軽トモ」が別の呼び名で書き分けられていることから、後者は長楽寺の指揮下にはない武装集団であり、恐らく由良氏が配置した「河辺者」の指揮下にあったのであろう⁽²⁰⁾。

【史料13】『長楽寺永祿日記』八月廿日条

廿日、(中略)実城之返札陣ヨリ今日来、左衛門二郎・小二郎、又当地足軽トモヲモ被帰也、院主成田ヘカヘリ也、宿中ヘ使ヲコシ、何モ猶々瀬端之備可申トフルハ也、

【史料13】では、左衛門二郎や南小二郎とともに、「当地足軽トモ」を帰らせる旨、由良成繁から義哲に連絡がきている。成繁は那波（伊勢崎市）へ出陣しており（八月十六日条）、左衛門二郎らは成繁に同行していたものと思われる。そのような中で、敵方の北条氏邦が「当口」（新田領）または成田（埼玉県熊谷市）を攻撃する計画があるとの情報があり、義哲が那波に在陣中の成繁へ報告していたのである（同月十九日条）。【史料13】で成繁が左衛門二郎らを新田領に帰らせたのは、利根川対岸の敵方への対応のためだったことがわかる。義哲自身も、「瀬端之備」を世良田宿に指示している。

先述のとおり、左衛門二郎は由良氏から「河辺者」の役割を与えられていたものであり、彼と一緒に那波から帰ってきた「当地足軽トモ」は、その指揮下で敵方に備えることを期待されていたものと考えられる。表現は異なるが、【史料12】の「足軽共」

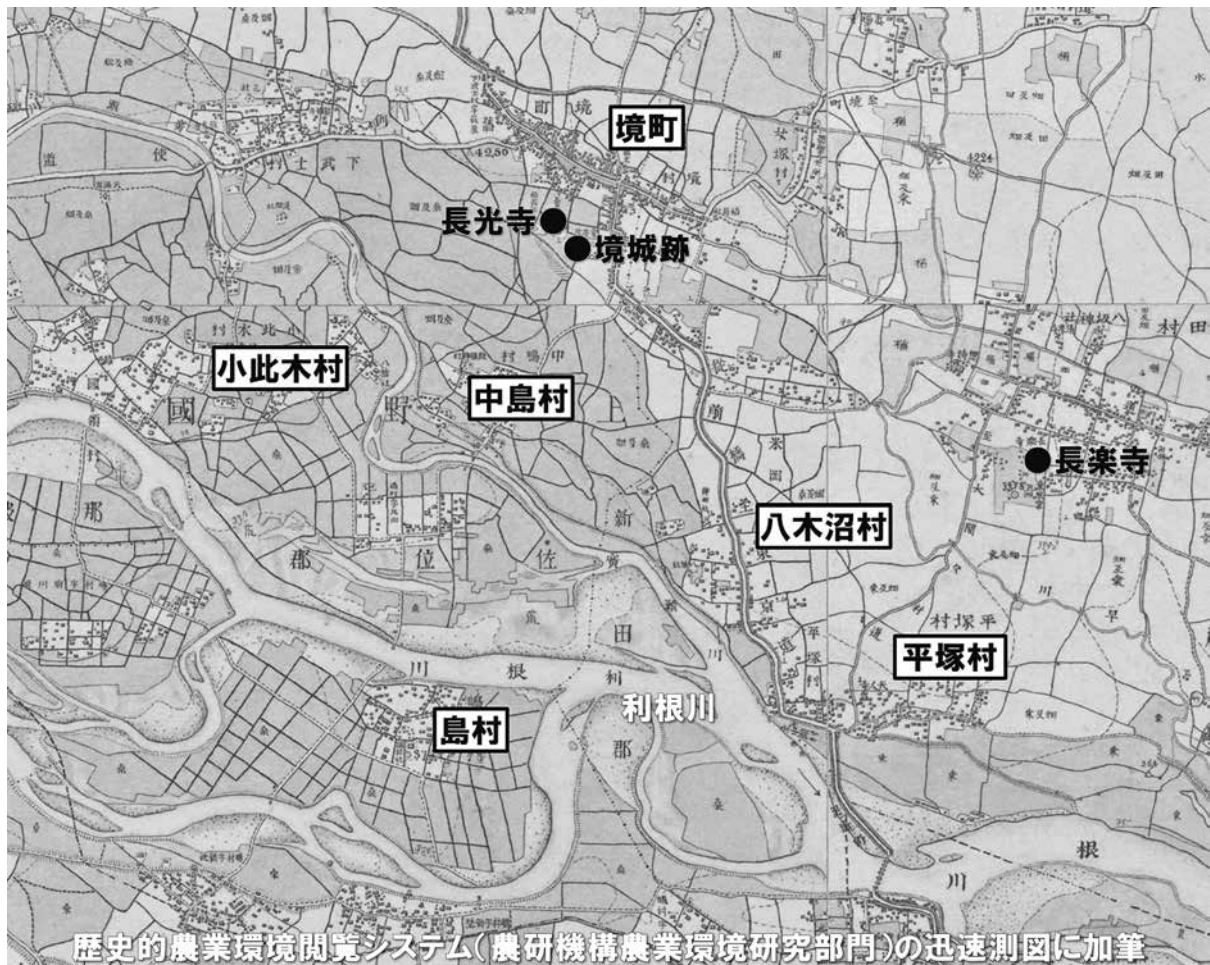


図1 上武国境河川地域の中世村落

も利根川端で活動する点が共通していることから、「当地足軽トモ」と「足軽共」は同じ集団のことを指していると考えるべきであろう。

おわりに

ここまで、長楽寺周辺で「瀬端之備」を担った集団について、『長楽寺永禄日記』を中心に読み解いてきた。先学では明確に区別せずに論じられることもあったが、その性格は一樣ではなく、異なる立場の者が活動していたことが確認できた。

まず「門前之者共」は、義哲や寺僧から寺内の使用人に比べて「不調法」だと認識されていたが、長楽寺が人足として徴発できる集団であった。彼らは単なる使用人ではなく武装していて、義哲の指示で敵方との小競り合いに対処することもあった。次に「河辺者」は、上武国境河川地域の警固のために配置された由良氏に従う武士であり、その代表格としては小此木左衛門二郎が挙げられる。最後に「足軽共」は、『長楽寺永禄日記』で「当地之足軽トモ」や「当地足軽トモ」とも表記され、「河辺者」の指揮下で国境河川地域の警固を担っていた。

この3者を大きく分けると、長楽寺の指揮下にある「門前之者共」と、由良氏の指揮下にある「河辺者」・「足軽共」となる。近藤聖弥が指摘するように⁽²¹⁾、「足軽共」のような集団の掠奪行為は当事者間では解決せず、長楽寺が仲介することで掠奪品が返却されることが多い。長楽寺は自身の指揮下にある「門前之者共」だけではなく、由良氏配下の「足軽共」とも日常的な交流があったのである。また、掠奪行為の被害者からも、義哲に頼めば事態が好転すると認識されていたものと思われる。さらに、先述のとおり義哲は、「河辺者」の代表格である小此木左衛門二郎とも深い関係があった。

小此木氏は、鎌倉御家人の小柴氏の系譜を引くと考えられている伝統的な小領主である⁽²²⁾。「此木」は「柴」を二字に分けたものであり、元は「小柴」だったものが、「小此木」と書かれるようになったものと思われる⁽²³⁾。その転換時期は明らかではないが、鎌倉後期の関東下知状の正文には「柴」と一字で書かれていることから⁽²⁴⁾、ひとまず本稿では、鎌

倉期は「小柴氏」、南北朝期以降は「小此木氏」と考えたい。

鎌倉期の小柴氏について確認しておきたい。『念仏往生伝』には、弘長2年(1262)に往生した「小柴新左衛門尉国頼」の記事がある⁽²⁵⁾。嘉暦3年(1328)には、「小柴彦次郎盛光妻紀氏」が、八木沼郷などの所領を買得して長楽寺に寄進している⁽²⁶⁾。なお、彼女は正和年中(1312~17)に焼失した長楽寺の再建に尽力した大谷道海の娘と考えられている。久保田順一は鎌倉期の小柴氏について、小此木の地は旧利根川の中州であり、新田荘や周辺の河筋地域で有徳人的活動に関わった武士だと論じている⁽²⁷⁾。つまり、小此木左衛門二郎の「河辺者」としての役割は、鎌倉期の小柴氏以来の国境河川地域に拠点を置く武士としての伝統を踏まえたものと言えよう。また、小此木氏は単なる長楽寺近隣の領主ではなく、鎌倉期以来の長楽寺との縁故があったことが注目される。

観応3年(1352)には、鳥山氏が押領している新田荘寺井村(太田市寺井町)の所領を岩松頼宥の代官に沙汰付けるよう、「小此木新左衛門尉」が室町幕府から命じられている⁽²⁸⁾。享徳4年(1455)には、享徳の乱の序盤に小此木で合戦があり、「小此木刑部左衛門尉」が討ち取られている⁽²⁹⁾。

戦国期の「関東幕注文」にみえる「小此木左衛門次良」が、『長楽寺永禄日記』の左衛門二郎に比定できるのは先述のとおりである。しかし筆者は、『長楽寺永禄日記』における義哲と左衛門二郎の関係が親密すぎる点に疑問を感じていた。由良氏が支配する新田領において、郷単位の所領を有するという点では、長楽寺と小此木氏は同格の領主である。左衛門二郎は「関東幕注文」で小此木氏の筆頭に記されており、同氏の当主か嗣子であったと思われるが、そのような彼に、長楽寺の馬責め(調教)をさせるだろうか。

【史料14】『長楽寺永禄日記』九月六日条

六日、(中略)石崎左衛門二郎自成田来、敵三相二陣トルヨシ告来、則実城へモ此由申届也、(後略)

【史料14】では、「石崎左衛門二郎」という人物が登場する。ここから、『長楽寺永禄日記』に登場する左衛門二郎が実は石崎氏であり、これまでの通説で小此木氏だとされていたのが誤りだった可能性も想定できる。しかし、【史料14】の「石崎左衛門二郎」は成田から小田原北条氏方の軍勢の動向を知らせに来た人物であり、その他の箇所が登場する左衛門二郎とは別人であろう。つまり先ほどの想定は成り立たず、左衛門二郎が小此木氏であることを前提に、義哲と左衛門二郎の親密さの理由を考えた方がよさそうである。

【史料15】『長楽寺永禄日記』七月十五日条

十五、(中略) 其過テ境へ行、一返施餓鬼ニ長興ニテヨミ、堀ノ内へ行、先祖ニ水施餓鬼シテ、泉書記処ニテ麵アル、(後略)

義哲と左衛門二郎の親密さの謎を解く鍵になるのが【史料15】である。この日、義哲は境(伊勢崎市境)の「長興」と「堀ノ内」に出かけて、孟蘭盆の施餓鬼供養を行っている。境には、「小柴左衛門長光」による開基との伝承がある長光寺があり⁽³⁰⁾、「長興」との関連が推測できる。また、「堀ノ内」とは小此木氏居城の境城であろう。小此木氏の系図には、義哲を左衛門二郎の叔父とするものがある⁽³¹⁾。系図は後世の誤解や改竄を含む可能性があって取扱いに注意が必要だが、【史料15】で義哲が「堀ノ内」で先祖を供養していることを踏まえると、義哲が小此木氏出身だった可能性が高まる⁽³²⁾。先述のように左衛門二郎が『長楽寺永禄日記』で「左衛門二郎」とのみ表記されることについては、義哲自身が小此木氏出身だったと考えれば、苗字を省くのも納得できる。

次に示す【史料16】からは、義哲が正月にも境へ出向いていることが読み取れる。

【史料16】『長楽寺永禄日記』正月五日条

五日、(中略) 其後、境へ行、一枝礼銭二十袋ソヘカヘス、初献レイ酒、其上ウチムキ・メンス、又愚ニハ時ヲトノヘ、麦ノ半ハメシヲ出

ス、能用ツル、帰時分、内カタニ行、スイモノニテ一コンアリ、内カタノミ愚ヘサ、ル、次第々々ノミ畢帰ル、(中略) 愚境ヨリカヘリテノチ、堀内小者ノ家ヨリ火ヲ出ス、小屋一焼、ルイ火ナシト九春即来、シラスル也、(後略)

1月2日には左衛門二郎が「酒代一枝」を持参して長楽寺に来訪していることから(正月二日条)、【史料16】の境訪問はその答礼と思われる。つまり、義哲は、左衛門二郎をはじめとする小此木氏の人びとに対する年始の挨拶のために境を訪問しているのである。義哲が年始の挨拶に寺外へ出向くのは、前日の金山城訪問(正月四日条)の次であり、小此木氏との近しさがここからも読み取れる。

なお、【史料16】では「堀内小者ノ家」から出火した情報が記されているが、境から長楽寺に帰った後という話の流れから推測すると、「堀内」とは境城のことではないだろうか。翌6日に義哲は、前日のもてなしの礼と火事見舞いのため使者を派遣している(正月六日条)。左衛門二郎は金山城へ登城していて不在のため、「御料人」から返事があったという。この点からも、【史料16】の境訪問が、左衛門二郎への年始の挨拶であったことが確認できる。

このように、義哲は「河辺者」の代表格だった左衛門二郎と同族だった可能性があり、この関係は長楽寺周辺における「瀬端之備」を円滑に進めるのにも役立っていたものと思われる。先述の北条氏邦による軍事行動の情報は、境から義哲のもとに寄せられており(八月十九日条)、義哲は恐らく小此木氏から得た情報を由良成繁に報告したのであろう。義哲は自ら長楽寺の「門前之者共」を指揮して敵方に備えるのみならず、由良氏の指揮下にある「河辺者」や「足軽共」とも日常的に交流していたのである。

ここまでの本稿における分析からは、由良氏領内における上武国境河川地域の警備が、長楽寺を中核として各種の武装集団が連携することで遂行されていたと評価できよう。さらに、長楽寺住持の義哲と「河辺者」の代表格である左衛門二郎とは、由良氏領内で郷単位の所領を有する領主同士という関係性

にとどまらない深い関係にあった。血縁関係の可能性も含めた彼ら二人の関係は、長楽寺が由良氏領内で担っていた国境警備機能を理解するうえで、特筆すべき重要な視点であると考えられる。

〔付記〕 本稿は、2018年11月から2024年7月にかけて『長楽寺永禄日記』を輪読した、長楽寺永禄日記勉強会での読解が基礎となっている。同勉強会の世話役を担った群馬県立女子大学群馬学センターの築瀬大輔教授をはじめとする勉強会メンバー各位に感謝申し上げます。また、本稿は、伊勢崎市史編さん専門委員会中世部会で構想を報告した内容がもとになっている。ご助言いただいた中世部会メンバーにも重ねて感謝申し上げます。

註

- (1) 『長楽寺永禄日記』の刊本としては、『群馬県史 資料編5』（群馬県、1978年）のほか、峰岸純夫校訂『史料纂集 古記録編135』（統群書類従完成会、2003年）がある。後者は解題や索引が充実しており、読解に有益である。以下、『長楽寺永禄日記』の出典は全て『史料纂集 古記録編135』によるものとする。また、本稿において「〇月〇日条」と言う場合は、『長楽寺永禄日記』の同日条からの引用を指す。
- (2) 築瀬大輔『長楽寺永禄日記』（賢甫義哲）—関東平野の原風景を読み解く』（松園斉・近藤好和編『中世日記の世界』ミネルヴァ書房、2017年）。
- (3) 築瀬大輔『上野の戦国地侍』（みやま文庫、2013年）。
- (4) 築瀬大輔『小田原北条氏と越後上杉氏』（吉川弘文館、2022年）。
- (5) 荒垣恒明「戦乱のなかの新田領」（前掲『史料纂集 古記録編135』）。
- (6) 近藤聖弥『長楽寺永禄日記』における記主の視点』（『群馬歴史民俗』43、2022年）。なお、近藤は、義哲が自身の生きる現在を「乱後」と認識し、「前代平安」の時代とは明確に区別していたとも指摘している。
- (7) 築瀬大輔『関東平野の中世—政治と環境—』（高志書院、2015年）。
- (8) 『群馬文化』346（2022年）の研究会特集に収録された趣旨文より。
- (9) 築瀬大輔「戦国期史料にみる「利根川端」の考察」（『利根川文化研究』40、2016年）。
- (10) 築瀬大輔『小田原北条氏と越後上杉氏』（前掲）。
- (11) 「正木文書」年月日未詳新田庄知行分目録（前掲『群馬県史 資料編5』正木文書98）には、「世良田長楽寺領」として平塚郷・八木沼郷・女塚郷・青根郷の4郷が記されている。また、「長楽寺文書」天文廿四年五月十九日由良成繁書状（同書、長楽寺文書41）には、「長楽寺領平塚・八木沼之諸百姓」とある。
- (12) 築瀬大輔『上野の戦国地侍』（前掲）。
- (13) 『新田金山伝記』（『金山城と由良氏』太田市教育委員会、1996年、史料編462）。
- (14) 「長楽寺文書」永禄六年六月廿四日由良成繁制札（前掲『群馬県史 資料編5』長楽寺文書42）。
- (15) 『伊勢崎風土記』（『群馬県史料集 第2巻 風土記篇Ⅱ』群馬県文化事業振興会、1967年）には、「割小柴村、置境町・中島・島村三村」（小柴村を割きて境町・中島・島村の三村を置けり）とある。このことから、中世以前の「小此木」は現在の伊勢崎市境小此木より広く、同市境・境中島・境島村を含んだものと思われる。
- (16) 「上杉家文書」関東幕注文（『群馬県史 資料編7』2122、群馬県、1986年）。
- (17) 築瀬大輔「小此木左衛門二郎」（群馬県立歴史博物館編『戦国人—上州の150傑—』上毛新聞デジタルビジネス局出版部、2021年）。
- (18) 荒垣恒明「戦乱のなかの新田領」（前掲）。
- (19) 荒垣恒明「戦乱のなかの新田領」（前掲）。
- (20) 「共」には目下の者という意味もあることから（『日本国語大辞典』ジャパンナレッジ版）、義哲にとっての「足軽共」や「当地之足軽トモ」は、「河辺者」よりも格下という意識があった可能性がある。
- (21) 近藤聖弥『長楽寺永禄日記』における記主の視点』（前掲）。
- (22) 築瀬大輔「小此木左衛門二郎」（前掲）。
- (23) 『伊勢崎風土記』（前掲）に「近古割読柴字而曰小此木村」（近古、柴字を割き読みて、小此木村と曰えり）とある。
- (24) 「長楽寺文書」元亨四年十月七日関東下知状、同嘉暦三年二月十九日関東下知状（前掲『群馬県史 資料編5』長楽寺文書12、同13）。
- (25) 『念仏往生伝』（『群馬県史 資料編6』544、群馬県、1984年）。
- (26) 「長楽寺文書」嘉暦三年八月廿六日小柴盛光妻紀氏寄進状案（前掲『群馬県史 資料編5』長楽寺文書69）。
- (27) 久保田順一「長楽寺建立・再建と新田一族」（同『中世前期上野の地域社会』岩田書院、2009年、初出2004年）。
- (28) 「正木文書」観応三年六月十二日室町幕府御教書案（前掲『群馬県史 資料編5』正木文書29）。
- (29) 「正木文書」（享徳四年）卯月五日足利成氏書状案、同（享徳四年）卯月六日野田持忠副状案（前掲『群馬県史 資料編5』正木文書223、同237）。
- (30) 『伊勢崎風土記』（前掲）に「小柴左衛門長光開基」とある。
- (31) 小此木明治氏所蔵「小此木系図」（『境町歴史資料』42、1960年、井田晃作による筆写）。
- (32) 義哲が小此木氏出身だった可能性については、既に井田晃作「長楽寺伽藍再建人大谷四郎入道道海とその出自背景試論」（『群馬文化』205、1986年）で言及されている。ただし、井田論文の主な目的は大谷道海の出自を検討することであり、義哲の出自について詳細な論証はされていない。

幕末期山間地域における宿役人の職務と生活

—— 三国街道永井宿を事例に ——

秋山寛行

はじめに

本稿は山間地域の宿場の「業務」とそれ以外の「生活」の部分を含括的に分析し、宿場とそこに生きる宿役人の1年間の動向を明らかにすることを目的とする。

近世交通史の研究は五街道の宿場を中心に行われ多くの研究蓄積がある⁽¹⁾。児玉幸多氏や丸山雍成氏らの宿場の機能や助郷などの周辺村落との関わり、宿内の商業・文化などについての分析がある⁽²⁾。また、本陣の研究では大島延次郎氏がその機能を明らかにしている⁽³⁾。

本稿に直接関わる論考として、池田真由美氏が東海道四日市宿の本陣を事例に大名家がどのように本陣を利用するのか、宿泊の手続きの一連の流れを明らかにしている⁽⁴⁾。また渡辺和敏氏は従来の研究に加えて、東海道二川宿本陣の経営の側面を明らかにしている⁽⁵⁾。ほかにも本陣が記録した休泊記録「休泊帳」を分析した研究もある⁽⁶⁾。

しかし本稿で検討する脇往還に関する研究は、五街道と比べると蓄積が少ないのが現状である⁽⁷⁾。先行研究では伊勢路・中国路・佐渡路などは重要であるが、それ以外のものは宿駅も小規模で、人馬継立や休泊の機能も不十分な場合も少なくなかったと評価されている⁽⁸⁾。一方で「五街道と直接の関係を持たない遠隔地の場合、脇往還が主要な幹線」との評価もなされており⁽⁹⁾、地域の交通を検討する上で重要な街道であろう。

このような宿場の機能を中心にした研究の一方で芳賀登氏はかつて「なぜか今日の交通史の研究とく

に宿駅の研究は、制度的研究かそれとも宿場財政の研究に終始して、宿場町の生態をえがく研究やその構造を明らかにする努力に乏しい。」と批判し、「宿場町は、宿場機能のみを重視してえがけるものではない。むしろ宿場町がどのように発展し、いかに周辺との関連づけでさかえたかを明らかにしたい。」と述べている⁽¹⁰⁾。それにこたえるかたちで渡辺和敏氏や深井甚三氏・渡辺浩一氏が宿場町や都市という視点で分析を行っている⁽¹¹⁾。

このような視点を発展させたのが井上攻氏の研究である⁽¹²⁾。氏は「従来の狭い交通制度史や宿駅負担の構造分析に対し、宿場内の様々な諸結合や外部との関係構造（外部世界との交流、領主との関係）、さらにこれらの諸関係から導き出される宿場の自己認識などの検討を通し宿場を捉えようとする概念」として「宿場世界」論を提起している。文化期から天保前期を事例とし、神奈川宿本陣「石井家日記」を用いて、宿場での火事や天保飢饉時の対応、除災祈願、文化交流や歳時記、相撲興行などいままで見過ごされてきた宿場の多様な姿を明らかにしている。またその後も宿場内の多様な側面をまとめている⁽¹³⁾。

その一方で「宿場を形成させる条件やその立地の違いなどにより、いくらかの偏差はあるものの、神奈川宿で認識された「宿場世界」の傾向は、この時期の江戸近郊宿場において、共通なものであったと思われる。」とし、これらの傾向自体が江戸近郊の宿場の特徴であることを認めている。江戸から離れた宿場や山間地域に位置する宿場の様相は一様ではないことを念頭に置かなければならないだろう。氏

の提起は宿場の多面的な世界を明らかにする成果の一方、公用通行での人馬継立という宿場の存立に関わる第一の業務自体を議論から外してしまっている。本来、宿場にとって「職務」と「生活」は不可分の関係にあるのは明白で、宿場内外の関係構造を捉えるのであれば、両者を合わせた上での検討が必要であろう。

このような問題の中で、近世の豪農によって作成された日記を研究している高木俊輔氏の研究が示唆的である⁽¹⁴⁾。氏は島崎藤村の作品『夜明け前』の元になった「大黒屋日記」(中山道馬籠宿大脇信興著)等の日記史料をデータベース化し、そこに登場する「用語」に注目し、当主の本陣としての側面から宿場内での出来事、周辺の宿場までひろがる人的関係、そして幕末維新の動向にどのように宿場が巻き込まれていったのかといったことなどを明らかにしている。氏の研究に学びつつ、本稿でも日記史料の細部にもこだわって分析を試みたい⁽¹⁵⁾。

本稿で事例とする三国街道に関する研究は街道の特徴や宿場の概要をまとめたもの等がある⁽¹⁶⁾。また本稿で事例とする永井宿に関する研究として自治体史の記載⁽¹⁷⁾、払米に関する研究⁽¹⁸⁾、交通の面では佐渡奉行による通行の事例の分析⁽¹⁹⁾や、幕末維新期の動向⁽²⁰⁾、本陣の対応について分析したものがある⁽²¹⁾。

以上のような先行研究に学びつつ、本稿では山間地域の宿場において、宿役人は、どの時期にどのような業務を行い、その中に生活はどのように関わってくるのかを明らかにしたい。そのため宿役人自身によって記された日記を用いて、人馬継立という業務のみならず、広く本陣当主の日常生活について明らかにしたい。宿役人の「職務」と「生活」を包括的に検討することで宿場での1年間の動向の全体像について示したい。

第1章 三国街道永井宿と史料の概要

(1) 永井宿の概要

本節では分析対象とする三国街道と永井宿・笛木四郎右衛門家の概要について確認しておこう⁽²²⁾。三国街道は中山道高崎宿から北上し、上越国境の三国峠を越え、越後国長岡を経て寺泊へ至る街道で金子

から与板まで25ヵ宿がある。

各宿場の宿立時期は異なるが、徳川幕府の佐渡の金銀山開発の進展に伴って、慶長10年(1605)頃から整備がだんだんと進み、佐渡奉行の通行や参勤交代制の確立による大名の往来によって宿場としての機能が確立されたと考えられる。三国街道経由で参勤交代を行い、永井宿を通った大名家は長岡藩牧野家・与板藩井伊家・村松藩堀家の3家であり、他には佐渡奉行や幕府役人などが通行している。

事例として取り上げる永井宿(永井村)は、立地が上野国利根郡最西端に位置し⁽²³⁾、旧新治村の最奥部に位置する傾斜台地上の小集落であり、江戸と越後・佐渡を結ぶ三国街道の上野国内最後の宿場である。支配は天正18年(1590)真田信幸の沼田入城以降、沼田藩真田家領であり、真田家改易後は幕末まで幕領であった⁽²⁴⁾。9月ごろから雪が降り始め、残雪の期間も長い寒村であり、生業は農林業というより三国街道の継ぎ立て場としての農間渡世の比重が高かった。耕地の大部分が山間部の畑地の生産力の低い土地であり、山陰・谷間の畑地の内八割強は下々畑であった。村高は天保元年(1830)の「永井村宗門改帳 控」によれば、36石8斗9升8合であり、戸口は家数25軒、人数108人(男56人・女52人)であった。

問屋ははじめ2人であったが、宝暦12年(1762)から徳兵衛・四郎右衛門・十兵衛の3人が月10日交替で公用荷物などの継ぎ立て業務を行うようになった。人馬継立は宿方・在方、周辺村だけではなく、隣宿同士が共同で荷物を継ぎ立てる「合宿勤め」で、宿場の規模が小さく、越後から江戸への上り荷物のみ取扱う「片継ぎ宿」であった。また関東から越後への下り荷物は相俣宿から永井宿を通過し、浅貝宿まで直接運び込まれた。助合村(助郷村)は利根郡小川村・小川本村・上牧村・下牧村の4ヵ村が勤めた。

続いて笛木四郎右衛門について述べておきたい。笛木家は寛文年間(1661~1672)から四郎右衛門を襲名し、永井・吹路村の兼帯名主、永井宿の本陣・問屋を勤めた。持高は11石5斗3升3合3勺で、これは村高全体のおよそ3分の1を占める。寛文年間

以降、土地集積を行い、質屋渡世や醸造業（醤油）、信州・奥州から蚕種を買い、養蚕を行うなどした。また桑葉・煙草栽培も行い、越後や沼田商人との取引もあった。安政5年（1858）には江戸湾防備献金を行い、一代限り苗字御免となっている。越後払米升所の運営にも深く関与し、近世を通じて永井宿の中心的存在であり続けたことは間違いないであろう。

(2) 「万年歳記録」と「日記」

ここでは本稿で分析する史料について確認しておきたい。笛木家には大きく分けて2種類の「記録」が存在する。1つ目は文政13年（天保元年・1830）～明治2年（1869）までの40年間を記録した「万年萬記録」・「萬歳記録」・「萬年記録」である⁽²⁵⁾。内訳としては第1冊（文政13年1月～天保14年5月）・第2冊（天保13年9月～嘉永6年9月）・第3冊（嘉永7年4月～明治2年10月）の3冊が現存する。筆者は六代目四郎右衛門の晩年（当時61歳）から八代目四郎右衛門⁽²⁶⁾（当時50歳）まで書き継がれたものである。またもう1つの「記録」は天保12年（1841）～明治9年（1876）までの「記録」で、こちらは全6冊である⁽²⁷⁾。筆者は表紙に「笛木連抄書」とあり、八代目四郎右衛門が晩年に他の記録等をもとに編纂したものと考えられる。こちらの「記録」は前述の「記録」比してやや私的な家事に関する記述が多い。また本文中に「外は本記録に細く有之」とあり、おそらく前者3冊のことを指すと考えられ、両記録は互いに補完関係にあったとの指摘がある⁽²⁸⁾。

ここでは前述のように「万年萬記録」・「萬歳記録」・「萬年記録」は七代目笛木四郎右衛門による記述、「記録」は八代目四郎右衛門が襲名前の米太郎を名乗っていた時期のことを後年にまとめたものであることを確認しておきたい。

本稿では、七代目笛木四郎右衛門の期間を取り上げ、六代目笛木四郎右衛門死去の翌年の天保10年（1839）から八代目笛木四郎右衛門襲名の安政3年（1856）までの間を検討する。

「万年歳記録」では天保10年～安政3年までの記録、「日記」では天保12年～安政3年までの記録がそ

れぞれ残っているため、合わせて分析を行いたい⁽²⁹⁾。

第2章 永井宿・宿役人の1年間の動向

本章では春季（1～3月）・夏季（4～6月）・秋季（7～9月）・冬季（10～12月）に分け分析を行い、それぞれの時期の特徴を明らかにしたい。

(1) 春季（1～3月）

1月はまず、「年頭二出ル」という年頭の挨拶から始まる。数日で終わるが、なかには7日までかかっている年もある。それは「道筋年始立寄」ながら行っているからである（「日記」天保12年1月7日条）。道筋は、1日に相保海円寺へ年頭（「日記」天保14年1月1日条）後、下新田・猿ヶ京・相保・須川・布施まで年始（挨拶）を行っている（「日記」弘化元年1月2日条）。また「当年ヨリ吹路村源右衛門幼名森蔵ト申者、半季奉公ニ入ル」と新しい奉公人が来ることが記録されている（「日記」弘化3年1月1日条）。

1月は日待の布施を但馬院へ出している（「記録」天保11年正月条）。下旬の27日～28日には下新田に祭「地踊」見物に出かけている（「日記」安政2年1月27日条）。

全体的にみると「日記」の嘉永元年（1848）～嘉永3年（1850）と嘉永6年（1853）は1月の記録がなく、記載が少ないことも特徴である。

2月になると多様な記事がみえるようになる。まず公務では助合（助郷）の出願のため出府していたり（「日記」天保14年2月14日条）、宗門人別帳上納のため岩鼻役所へ赴いている（「日記」安政元年2月15日条）。公用通行に向けて2月より本陣普請が開始されている（「記録」嘉永4年2月条）。また、行路死亡人のために施餓鬼供養をしている（「記録」天保11年2月条）。ここでは行き倒れ人の扱いについても明和4年（1767）の廻状を写している。

宿場内の出来事としては相保海円寺の本堂建て替えや（「日記」弘化4年2月18日条）、鎮守祭が行われている（「記録」弘化4年2月12日条）。下新田の踊定日に見物に出かけたりしている記事もある（「日記」、弘化4年2月3日条）。25日に「水車道上

大くぬぎ棚ノ木之北脇へ横井堀始ル」(「日記」嘉永4年2月25日条)というような工事も行っている。

また家関係の出来事としては信仰関係の記事が散見される。9日、家内安全のため大般若経転読(「日記」弘化元年2月9日条)、安政3年には「鎮守十二山神へ護摩ヲ献スル、但自分方心願ニテ」とあり、永井宿内の十二山神へ護摩をあげていることがわかる(「日記」安政3年2月8日条)。ほかには永井宿名主(若松屋)新左衛門の息子の婚礼(「日記」天保12年2月24日条等)や笛木家の法事の記事(「記録」天保11年2月29日条)といった冠婚葬祭記事が見られるのも特徴である。

3月は公的な動きとしては猿ヶ京関所普請のために人足を出していること(「日記」天保14年3月5日条)があげられる。

そのほかに当月の出来事で中心的なものは植樹を行っていることである。天保14年(1843)3月18日には大久保林に万之助(下男)が松80本植えている(「日記」天保14年3月15日条)。松はのちに「村方用水樋六十間程当方合瀬二買置之松林二而当方之入費ニテ拵出シ候」(「日記」弘化2年3月18日)というかたちで登場するため、これも用水入樋の材木に利用されたのではないだろうか。それ以上に多いのが漆木である。3月5日に漆木を232本植え(「記録」嘉永3年3月5日条)、その後も「平イラ林へ漆木貳百十本植ル、昨年ノ分共都合七百二十本二相成候事」(「日記」嘉永6年3月15日条)、「乙越・平林へ漆木百五拾本植付ル、是迄ニテ八百七十本植付ニ相成候事」(「日記」安政元年3月5日条)、「乙越平林へ漆木百六十本植付ル、是迄ニ而都合植付ノ分漆之木千三十本二相成り候事」(「日記」安政2年3月7日条)と確認できる範囲で1,030本植えている。

他にも自家の商売に関わる記事がみえるようになる。醤油桶の「タカ懸かへ」、麴室の建蔵(「記録」天保10年3月条)は醤油醸造業に関わるものであろう。

また私的なものとしては法事(「記録」弘化5・嘉永元年3月11日条)や猿ヶ京関所役人と妹の婚礼(嘉永5年3月11日条)、宗教的なものでは大般若経読経奉納(「記録」天保10年3月2日条)や24日に

三峯山代参を下新田の万蔵に頼んでいる(「記録」嘉永3年24日条)。

1～3月は公的なものとして大名などの公用通行は全くなく、助合(助郷)の出願での出府や猿ヶ京関所普請のために人足を出していることなどであり、非常に少ない。それ以外の記述が豊かであり、宿内の動向としては本陣普請や松・漆の植樹など、私的なものとしては祭見物などがある。

(2) 夏季(4～6月)

4月になると一番多いものは佐渡奉行の通行である(「記録」嘉永4年4月15日条ほか6件)。昼食か小休で利用することが多い。他には1件のみであるが4月18日に村松藩堀丹波守が宿泊した年もある(「記録」嘉永5年4月18日条)。つまり前後の準備も含め、当月から公用通行への対応業務が始まるということである。天保14年には12代將軍徳川家慶の日光社参⁽³⁰⁾にともなう猿ヶ京関所警備が実施されている(「日記」天保14年4月6日条)。4月6日には関所警備の請書を提出し、12日～22日には「御関所堅め之義」として人足を出している(天保14年4月6日条)。

本期間では当月の公用通行は佐渡奉行通行のみであり、それ以外は宿内での動向が目立っている。「大久保村コイド道上へ杉百六十本下男万之助植来る」(「日記」天保14年4月10日条)や「用水普請惣出」・「惣出二日懸ル」(「日記」弘化2年4月1日条)といった植林・用水普請などを行うのもこの月である。

相俣海円寺本堂の「再建普請細工始」(「日記」嘉永元年4月22日条)や同寺の上棟と呼ばれる(「日記」嘉永2年4月27日)といった記事、碓氷峠御師曾根采女太夫が神前へ銅灯籠を建てる奉加に来る(「日記」嘉永5年4月10日条)といった来訪者の記載もある。「向坂字コマリ山」へ万霊塔を建てるための動き(「日記」弘化3年4月23日条)などは、「右万霊塔之字ヲ頼候処、近々書可送様申呉候事」と碑に刻む字を書いてもらう人物の選定など、四郎右衛門自身が関わった動きも見られる。

私的な動きとしては20日に新蔵の屋根替え普請

〔記録〕天保14年4月20日条)といった家の造作に関する記事が見られる。

ほかにも「参宮下向脛巾脱」のため新左衛門方へ呼ばれる。5日～6日と、8日～17日にも呼ばれ多くの家へ行く(〔日記〕弘化3年4月5日～15日条)とあり、これは伊勢参宮後の無事に帰ってきたことへの酒宴と思われる。

5月に入ると公用通行が活発となる。佐渡奉行の通行が5月初旬にずれこむ事例もある(〔記録〕嘉永3年5月3日条)。当月は与板藩井伊家が通行を行う。時期は6月晦日になった場合もあるが(〔記録〕嘉永6年6月晦日条)、基本的には5月16日～21日の間に小休を行うのが慣例となっている。5月晦日に村松藩堀丹波守の上り昼食(〔記録〕安政2年5月晦日条)との記事があるが、むしろ例外的であったといえるのではないか。

上記以外で5月に行うのは田植えである。「誠冷氣二而、越後三ヶ宿并三坂迄少々雪降り候事」(〔日記〕天保13年5月1日条)とする年もあるが、「日記」の天保14年5月24日条に「穴平川原、田植ヲ致ス、惣人数三十四人二而苗間田耆ツ残シ、不残植仕舞候事」、弘化3年同5月26日条「今日川原田植人夫三十耆人二而植仕舞候事」のように人数を集め、短期間で行ったようである⁽³¹⁾。

幕府政策との関連性も精査する必要があるが、この時期には岩鼻役所臨時取締が猿ヶ京関所の検分・廻村を行っている。その際にご機嫌伺いを行い、村方での博奕の叱りを受けること(〔日記〕嘉永6年5月16日条)、法師温泉取り調べ(〔記録〕天保13年5月18日条)といったことも行われている。

また私的記事として土蔵前物置・新宅普請(〔記録〕弘化4年5月条)を実施しているのがわかる。

6月は村松藩堀家の通行期になる。日にちは年によって様々であるが、月内に宿泊もしくは昼食を本陣で取るようにしている。例外的に佐渡奉行奥方の宿泊(〔日記〕弘化2年6月13日条)、与板藩井伊兵部少輔の下り小休(〔記録〕嘉永6年6月晦日条)などの通行がみえる年もある。

家の動向としては蚕蛹の販売の記事が複数みえるようになる。例えば本蛹を沼田堀廻村甚兵衛へ売る

(〔記録〕嘉永5年6月条)、「手作之蛹箱」を五反田村平右衛門へ売る(〔記録〕弘化3年6月条)などで、周辺の村へ売っていることがわかる。

宿内の動きとして「鎮守宮前鳥居」の建て替え上棟祝をし、神前に御神酒・赤飯をそなえたこと(〔日記〕天保13年6月10日条)、四郎右衛門が鳥居額1面の寄進をし、字は沼田町宮沢得所の書によるもの(〔日記〕天保13年同前)といった動きもみえる。また「宿方若者狂言」を行っている年もある(〔日記〕弘化3年6月12日条)。

以上のように夏季の動きをまとめると、4月に佐渡奉行、5月に与板藩井伊家、6月に村松藩堀家の公用通行が行われていた。それと平行し、宿内では4月に植林・用水普請、5月に田植えを行い、私的な動きでは5～6月より蚕蛹の販売が始まるようになる。

(3) 秋季(7～9月)

7月は先月公用通行が行われなかった場合、通行が確認できる。例えば村松藩堀家は下り昼食(〔記録〕天保15・弘化元年7月1日条、「記録」弘化5・嘉永元年7月3日条)、与板藩井伊家は、下り宿泊(〔記録〕天保14年7月23日条、「記録」弘化4年7月晦日条)、佐渡奉行は赴任のための通行(〔記録〕天保11年7月条)、佐渡奉行と奥方の下り小休(〔記録〕弘化2年7月18日条)というように当月まで通行の事例が確認できる。

宿内の動きでは越後払米の関係記事がみえる。「越後五付越米多分来り」(〔日記〕天保13年7月11日条)、「沼田町津留前二付、同所穀商人多人数来り滞留致シ居候」(〔日記〕天保14年7月27日条)との記載がある。

笛木家の動きとして蚕蛹の販売は継続的に行っており、周辺村落である森下村綿屋へ蚕蛹5本売ったり(〔記録〕弘化5・嘉永元年7月3日条)、越後商人へも販売している(〔記録〕天保14年7月条)ほか、蚕種を預かったり(〔記録〕安政3年7月24日条)、仕入れ勘定(〔記録〕天保15年7月27日条)や越後への繭の販売(〔記録〕嘉永3年7月11日条・〔記録〕嘉永3年7月16日条)を行うようになる。

また宿内では取締代官の宿泊・囚人召し連れ（「日記」天保12年7月10日条）の記事や組合で榛名山への小神楽奉納について話し合っている（「日記」嘉永3年7月10日条）。

8月の公用通行は非常に少ない。与板藩井伊家の通行（下り小休）がみえる年もあるが（「記録」嘉永2年8月2日条、「記録」嘉永4年8月13日条）、ほとんどみられない。越後国の川浦代官の下り昼食（「記録」嘉永2年8月28日条）の通行が唯一確認できる程度である。また幕末期の清水越え道開発⁽³²⁾にともなう動きがある（「記録」嘉永6年8月6日条・8月28日条）。

また囚人駕籠警備のため相俣宿へ人足出す（「記録」天保3年8月13日条）、法師峠行き倒れ人の処理のため人足を出す（「記録」嘉永2年8月19日条）などは宿役人による動きとして注目されるだろう。

家に関わる動きとしては蚕種の仕入れ記事が非常に多く、当月の特徴である。奥州種屋からの蚕種の仕入れ勘定（「記録」弘化3年8月4日条、弘化4年8月2日条・嘉永5年8月4日条、嘉永6年8月14日条、弘化2年8月17日・8月27日条、弘化4年8月19日条、弘化5年・嘉永元年8月17日条、嘉永4年8月27日条、嘉永5年8月23日条、）が毎年のように実施されている。

私的な記事としては猿ヶ京踊を観る（「日記」天保12年8月4日条）、湯宿村祭礼踊の誘い（「日記」天保12年8月17日条）がある。また家族5人で四万温泉長右衛門方へ入湯に行く（「日記」天保14年8月19日条）記事があり、近隣の湯へ行くこともあった。赤城山神主による本社再建の奉加帳持参に対し、金100疋を寄付し（「日記」嘉永4年8月10日条）、相俣海円寺本堂再建のための寄付（「記録」弘化4年8月2日条）も行っている年もある。また家関係では葬儀（祖母の本葬）についても記録がある（「日記」弘化4年8月7日条）。

9月には村松藩堀家の下り昼食（「記録」天保10年9月3日条）が1件確認できるほかは、奉行・代官の通行が行われる傾向にある。越後の川浦代官の下り宿泊（「記録」安政3年9月6日条）、下り昼食（「記録」嘉永4年9月19日条）、佐渡奉行組頭の下

り昼食（「記録」天保14年9月17日条）である。また代官の検見も実施されている年もある（「日記」天保12年、「日記」天保14年）。

毎年のように蚕種の仕入れ勘定についての記事があり（「記録」弘化3年9月4日条、弘化3年9月8日条、嘉永3年9月29日条、弘化5年・嘉永元年9月25日条、嘉永5年9月21日条）、先月に続き、当月も行っていることがわかるだろう。

私的な記事としては越後の六日町の繁太夫（浄瑠璃三味線師匠）が来訪し（「日記」天保12年9月1日条）、三味線稽古始めたこと（「日記」天保12年9月4日条）や宿内の島屋へ貸屋跡の整備をし、つき餅を振る舞ったこと（「日記」天保13年9月2日条）、雨宮の神前に「長キ大桃灯」を奉納したこと（「日記」弘化3年9月28日条）、馬屋（厩）中門・醤油蔵の普請（「記録」弘化2年8月条・9月条）など多様な動きが見られる。

以上をまとめると、7月までは大名通行があるときもあり、その後8・9月は奉行や代官の通行が行われる一方で、家の動きが活発化するのの特徴である。特に蚕蛹の販売・蚕種の仕入れ・繭の販売が活発である。私的な動きも入湯や三味線稽古、灯籠奉納など多様な記事がでてくるようになる。

(4) 冬季 (10~12月)

10月の公用通行は出雲崎代官の宿泊が数件確認できるのみ（「記録」弘化5年・嘉永元年10月6日条、嘉永3年10月15日条、嘉永7年・安政元年10月18日条）である⁽³³⁾。そういった背景もあるのであろうが、冬季は宿内や私的な活動が活発である。

宿場周辺の動きでは「小まり山」へ万霊塔を建立し、開眼供養を相俣海円寺に頼んでいる（「記録」弘化3年10月15日条・「日記」弘化3年10月15日条）。また、法師峠の胤吉らが三坂明神（三坂権現）へ剣道額面を奉納したい旨を相談に来ている（「日記」嘉永6年10月2日条）。

家の活動としては蚕蛹の販売（「記録」天保12年10月条）や蚕種の仕入れ（「記録」嘉永3年10月条、嘉永4年10月22日条）は当月末まで行われていたことがわかる。また米太郎の弟の九十郎⁽³⁴⁾が下

新田の但馬院本堂「護摩段之上」の天上に龍の絵・「トコ袋戸之絵」を描いている（「日記」弘化3年10月17日条）。ほかにも居屋・醬油蔵の屋根等の葺き替えの実施（「記録」安政2年10月）、村鎮守除地と持林の境界を建てている（「日記」安政3年10月9日条）。

この時期になると出てくるのが、降雪とその影響である。「大雪荒、通り留ル、刈置ノ稗皆ナ雪ノ下ニ成、掘出ス」（「日記」天保12年10月15日条）や、大雪で越後方面通行止め（「日記」天保14年10月11日条）といった記事が確認できる。なかには猪狩りに行き、荒れ猪に遭遇し（「シシカリト出候所アレシシにかけられ九死之体ニ相成」）、手当をし法師之湯に入るも死去したものや（「日記」天保14年10月19日条）、高崎の行き倒れの人を埋葬、所持品は相俣海円寺へ納めた（「日記」嘉永3年10月15日条）といった被害もある。

11月の記事では助合（助郷）歎願のために江戸へ出府することが多い（「記録」嘉永3年11月4日条、嘉永7年・安政元年11月8日条、弘化4年11月条）。

例外的に天保13年は関東取締出役が「悪者無宿国定忠次召捕之筋ニ而、当宿へ出張り固メ仕候」と国定忠治逃亡警固のため役人衆の宿泊（「記録」天保13年11月18日条）があり、急な対応を求められることもあったと思われる。

そのほかは婚礼（「日記」天保12年11月3日）、元服祝い（「日記」天保13年11月1日条）、貸家の屋根普請（「記録」弘化5・嘉永元年11月条）、火事の見舞金を渡す（「日記」弘化3年11月28日条）などの私的な活動が行われている。

一方で雪崩での雪害も起きている。それは、越後高田商人が荷物を背負い、「三国峠字カラ沢ニ而雪ナデ」に遇い、「谷底へツキ落サ」れ、中には亡くなった者もいたこと（「日記」弘化2年12月23日条）である。

12月は、助合（助郷）願出府（「日記」嘉永3年）や人馬賃銭割増歎願出立（「日記」嘉永5年）が見られ、家の出来事としては弟の九十郎が座敷の絵を描いたり（「日記」弘化元年）、九十郎が妻迎える（「日記」弘化4年）といった記事がある⁽³⁵⁾。

浅貝宿で火事があり、「雪ヲ堀分ケ道ヲ作」って見舞いに行ったことというものもある（「日記」嘉永6年12月8日条）。このように、この時期は雪に閉ざされてしまうため活動は少ないと考えられる⁽³⁶⁾。

以上をまとめると、冬季の公用通行はほぼ見られなく、みられるのは助郷歎願での出府で、宿内や私的な活動が活発になる傾向にある。米太郎の第九十郎の絵師としての活動は特徴的であろう。一方で降雪による雪害が多く発生し、その対応にあたる姿もみられる。この時期は雪とともにある生活であったことがわかる。

第3章 宿役人の旅

本章では「日記」からみえる旅・寺社参詣についてまとめておきたい⁽³⁷⁾。「日記」には14件の記録がまとめられている（【表1】）。特に多いものが相模国の道了権現への参拝である。その後、江ノ島や鎌倉をまわり江戸見物をし、日光へ向かうなどしている。また信州方面では上田の別所厄除観音から善光寺へ行き、上野国へ入り、妙義一之宮から榛名山へ行っている。善光寺開帳へ出かけた年もある。

伊勢参宮の記録もあるが、注目すべきは弘化3年1月22日から4月1日のものであろう。道中は妙義山に参り、三河国鳳来寺から豊川（妙巖寺（豊川稲荷）カ）に参り、伊勢神宮に参拝し、伊賀越えをして、大和巡りをしている。その後、高野山へ登った後、大坂を見て回り、金比羅大権現へ渡っている。さらに、京都見物をしたのち善光寺へ参拝、上田城下から上野国へ戻っている。このときは「天子御遠行ニ而、自分共参宮之節大和巡り大坂へ出、同地逗留中京都ニ而天子様御葬々有之二付、大坂より淀川ヲ夜舟ニ而京都へ御葬々拜シニ出立候者有之候事」とあり、自分たちは金比羅参りの後、京都へ行き、泉涌寺に参拝したと書かれている⁽³⁸⁾。このような出来事に遭遇することもあり、少ない記述であるが自らの体験が記載されている。

ここでは寺社参詣の時期に注目してみたい。【表1】を見ると多くは1月～3月に寺社参詣に行っていることがわかる。「日記」の筆者の米太郎はこの時四郎右衛門を襲名してないため、比較的自由な

【表1】「日記」にみる旅先一覧

No.	年月日	内容	行程	備考
1	天保12年閏1月2日	伊勢代参		下男竹次郎を遣わす
2	天保12年8月22日	浦佐参り		主人の七代目四郎右衛門のみ出立 前日に四方温泉湯本長大夫が参り、村 の扇屋に宿泊、朝出かけ立ち寄りとな り。金平糖を進上する。
3	天保13年2月27日～3月22日	道了権現参詣	最乗寺道了宮→江之島→釜倉→江戸（江戸見物）→日光	最乗寺普請中につき金2両寄付
4	天保14年11月13日	伊勢参宮		布施勘兵衛、九十郎が餞別金2両持参
5	弘化元年1月17日～28日	信州別所厄除観音	信州別所厄除観音→善光寺→妙義一之宮→榛名山（金剛院）	
6	弘化元年7月19日	榛名山代参		太々神楽
7	弘化元年8月11日～29日	道了権現参詣	道了権現→日光山→勢良田（世良田）・産泰	米太郎・熊右衛門（幸右衛門伴）・林 蔵（新左衛門伴）の3名
8	弘化2年8月22日～9月7日	浦佐参り	浦佐→新潟→菅谷不動尊	
9	弘化3年1月22日～4月1日	伊勢参宮	中山村石坂彦兵衛方→妙義山→秋葉・風来寺→豊川→伊勢 神宮→伊賀越えのち大和巡り→高野山→大坂→金比羅→ 京都→善光寺→上田城下→吾妻郡田代村→原町・中之条→ 蟻川村川村浜屋文六方	同行者：米太郎27歳・九十郎22歳・下 新田太七長男自妻ノ弟源吉17歳・越 後倉下村清蔵27歳（奉公人）4名 ・「二月三月此二ヶ月者参宮中二付記 無之事」
10	弘化4年3月20日～29日	善光寺御開帳		
11	嘉永元年1月15日～3月3日	道了権現参詣	道了権現→江之島→鎌倉→江戸→目之間（妻沼）→勢良田 （世良田）産泰	同行者：松次郎（新左衛門伴）・林 蔵・扇屋久吉・九十郎・米太郎4名
12	嘉永4年3月15日～4月3日	道了権現参詣	道了権現→江戸→日沼（妻沼）	大月村与助（下男）2名
13	嘉永5年1月6日～2月16日	伊勢参宮	桑名→松坂→伊勢参宮→小田原→最乗寺道了大権現	同行者：米太郎・九十郎・利久太（店 子桶屋）・馬吉（猿ヶ京利左衛門伴）
14	安政2年1月15日～28日	道了大権現参詣	道了大権現→中山道鴻巣駅辺ムねカタ大明神	仲蔵（下男）代参

注：名称は基本的に史料文言に拠る。

立場にあったと思われるが、本陣家として、公務が無い時期に出立していると考えられるだろう。このように時期的なものも宿場から寺社参詣に向かう際には関係していたと思われる。

おわりに

最後に本稿で明らかにしたことをまとめておきたい。本稿では宿場の1年間の動向を宿役人の手で書かれた「記録」・「日記」から、「職務」と宿内外の動き、私的な活動などの「生活」も含めて明らかにすることを目的とした。

そこではまず春季（1～3月）は大名などの公用通行は全くなく、助合（助郷）の出願での出府や猿ヶ京関所普請のために人足を出していることなどであり、公的な業務は非常に少ない。宿内の動向としては本陣普請や松・漆の植樹などがあり、私的なものとしては祭見物などが特徴として見られた。

夏季（4～6月）は4月に佐渡奉行、5月に与坂

藩井伊家、6月に村松藩堀家の公用通行が行われている。それと平行し、宿内の動きでは4月に植林・用水普請、5月に田植えを行い、私的な動きでは5～6月より蚕蛹の販売が始まるようになる。

秋季（7～9月）では、7月までは大名通行があるときもあり、その後、8・9月は奉行や代官の通行が行われる一方で、家の動きが活発になる。特に蚕蛹の販売・蚕種の仕入れ・繭の販売があげられる。私的な動きも入湯や三味線稽古、灯笼奉納など多様な記事がでてくるようになる。

冬季（10～12月）は公用通行がほとんどなく、公的な業務でみられるのは助合（助郷）歎願での出府である。他方、宿内や私的な活動は活発になる傾向がある。積雪による行動制限であろう。その降雪による被害も発生し、対応にあたる姿もみられる。

また最後に宿役人家の旅・寺社参詣について検討し、そこから時期的な傾向として1～3月の期間に出かけることが多いことがわかる。公用通行業務に

【表2】 永井宿における1年間の動向

月日	職 務	宿内・周辺の動向	家・私的なもの
1	初旬：年頭の挨拶		下旬：下新田に祭「地踊」見物 寺社参詣
2	助郷の出願のため出府 宗門人別帳上納	路死亡人のための施餓鬼供養 鎮守祭	9日、家内安全のため大般若経転読 鎮守十二山神へ護摩をあげる 寺社参詣
3	猿ヶ京関所普請のために人足を出す	門・塀の普請を開始 松・漆の植樹	醤油醸造関係の普請 寺社参詣
4	佐渡奉行の通行	植林・用水普請	
5	与板藩井伊家の通行	田植え	蚕蛹販売
6	村松藩堀家の通行		蚕蛹販売
7	(佐渡奉行・与板藩井伊家・村松藩堀家の通行)		蚕蛹販売・蚕種預かり・繭の販売
8	(川浦代官の通行)		蚕種の仕入れ、入湯、寺社への寄付
9	(川浦代官の通行)、代官検見		蚕種の仕入れ、三味線稽古、寺社への奉納、建物普請
10	出雲崎代官の通行	(降雪による雪害記事)	蚕蛹販売・蚕種の仕入れ 建物普請
11	助郷の出願のため出府	(降雪による雪害記事)	建物普請
12	助郷の出願のため出府	(降雪による雪害記事)	

出典：「記録」・「日記」。

注：職務の（ ）は回数が少ないが実施されるものを表している。寺社参詣は記事の多い月に記載している。

差し障りのない時期であろう。

以上、これまでに検討した内容から代表的なものを選んで1年間の表にまとめたものが【表2】である。これをみると山間地域の宿場の1年は公用通行が少ない時期に旅や私的な活動は多様になる面がある一方で、公用通行が行われる時期であっても宿内や家としての商売・生活は平行して行われる時期も多いということである⁽³⁹⁾。つまり宿役人ないしは宿場の「生活」というものは公用通行などの人馬継立業務といった「職務」をも含めて初めて「生活」といえるのである。このような宿場の「生活」を総体で考えることが今後、宿場を研究していく上でも必要な視点になってくるのではないだろうか。

本稿で行った宿役人1代の期間における宿場の1年の動向を網羅的に集め、宿場の「ライフサイクル」を検討する作業は、複雑な宿場像を明らかにする基礎的作業である。今後、今回の成果に立脚し、宿場の内外における多様な動向の分析を行うことが課題である。

註

- (1) これまでの研究史をまとめたものは多数に昇るが、最近では交通史学会常任委員会「第二回交通史学会・総会報告 共通論題「宿駅研究の現状と課題」について」(原淳一郎氏執筆)(『交通史研究』第81号、2013年)がある。
- (2) 児玉幸多著『近世宿駅制度の研究 増補版』(吉川弘文館、1957年)、丸山雍成著『近世宿駅の基礎的研究』一・二(吉川弘文館、1975年)など。
- (3) 大島延次郎著『本陣の研究』(吉川弘文館、1955年)。
- (4) 池田真由美「本陣史料の基礎的研究—四日市宿清水本陣の休泊関連史料を中心に—」(大石学監修、太田尚宏・佐藤宏之編『東海道四日市宿本陣の基礎的研究』岩田書院、2001年)。
- (5) 渡辺和敏著『東海道交通施設と幕藩制社会』(岩田書院、2005年)。
- (6) 渡辺和敏「東海道二川宿の本陣宿帳」(『近世史叢』第4号、2009年)、佐藤宏之「四日市宿清水本陣休泊帳の概要と分析」(前掲『東海道四日市宿本陣の基礎的研究』)、丹治健蔵著『近世東国の人馬継立と休泊負担』(岩田書院、2018年)、拙稿「加賀前田家の中山道通行と上州安中宿の対応」(加能地域史研究会・群馬歴史民俗研究会編『地域・交流・暮らし 加賀・能登、そして上州』岩田書院、2018年)、拙稿「近世後期本庄宿における本陣利用者獲得と休泊由緒—『田村本陣休泊控帳』を素材として—」(『本庄早稲田の杜ミュージアム調査研究報告』第3号、2024年)など。
- (7) 岡田昭二「三国街道と中山宿」(『群馬歴史散歩』第

- 110号、1992年)でも指摘されている。
- (8) 豊田 武・児玉幸多編『体系日本史叢書二四 交通史』(山川出版社、1970年)108頁(丸山雍成氏執筆)。
- (9) 同上書109頁。
- (10) 芳賀 登著『宿場町』(柳原書店、1977年)。
- (11) 渡辺和敏「宿場町住民の生活」(同『近世交通制度の研究』吉川弘文館、1991年)、深井甚三「宿と町」(同『幕藩制下陸上交通の研究』吉川弘文館、1994年)、渡辺浩一著『近世日本の都市と民衆』(吉川弘文館、1999年)。
- (12) 井上 攻著『近世社会の成熟と宿場世界』(岩田書院、2008年)。
- (13) 井上 攻「宿場世界の多様性と広がり—近世後期の神奈川宿」(『交通史研究』第82号、2014年、のちに同『近世の村・地域と運営主体—相給・入寺・文字文化—』野の花出版社、2023年に所収)。
- (14) 高木俊輔著『『夜明け前』の世界 「大黒屋日記」を読む』(平凡社、1998年)、同『近世農民日記の研究』(塙書房、2013年)。
- (15) 日記史料全般については、福田千鶴・藤實久美子編『近世日記の研究』(ミネルヴァ書房、2022年)や前掲高木『近世農民日記の研究』がまとめている。また人物に迫ったものとして深谷克己著『近世人の研究 江戸時代の日記に見る人間像』(名著刊行会、2003年)、村落の事例として山本光正著『幕末農民生活誌』(同成社、2000年)がある。近年、村役人が集めた情報をいかに活用したのかという視点で日記を分析した東昇『近世の村と地域情報』(吉川弘文館、2016年)がある。歴史学・民俗学の両者から日記史料の有用性についてまとめたものに井上攻・佐藤広・永島政彦・増田昭子・安室知「日記 座談会 前編・後編」(『民具マンスリー』第46巻第7号・第46巻第8号、2013年)がある。
- 群馬県内の動向として『群馬歴史民俗』第43号(2022年)が「特集 群馬歴史民俗研究会創立40周年記念シンポジウム「日記の歴史民俗学—変化と連続の地域資料論—」として中世・近世・近代・民俗の立場から日記の分析を行っている論文を収録している。近世史のものは例幣使道玉村宿大惣代の日記を素材とした小嶋圭「〔三右衛門日記〕に見る若者組と地域秩序—日記史料の歴史民俗学的分析から—」を収録する。あわせて同会『武尊通信』第166号(2021年)も「特集 シンポジウム「日記の歴史民俗学—変化と連続の地域資料論—」によせて」という特集を組んでいる。また宗教者の1年間を扱った論文に時枝務「近世後期における里修験の生活と文化」(『群馬歴史民俗』第21号、2000年)がある。
- (16) 近藤義雄「三国街道と金古宿の盛衰」(『上毛史学』第3号、1953年)、桑原孝著『三国の歴史—越後の表玄関—』(野島出版、1966年)、相葉伸編『三国街道』(みやま文庫、1968年)、岡田昭二「三国街道の宿場・関所・往来」(上毛新聞社出版局編集・発行『風ひかる道 三国街道を歩く』1999年)等。なお先行研究の整理については、岡田昭二「『三国街道永井宿笛木家記録』の刊行に寄せて」(群馬県立文書館友の会 蛸魚の会編集・発行『三国街道永井宿笛木家記録 天保十二年丑より慶応四戊辰年』2003年)を参考にした。
- (17) 『新治村誌 通史編』(2009年)岡田昭二氏執筆分。
- (18) 山田武麿「上越国境地域における米市場の成立—三国街道永井宿について—」(同『上州近世史の諸問題』山川出版社、1980年)。
- (19) 五十嵐富夫「〔利根のすさみ〕よりみた江戸時代末期の交通とその実態—交通史料としての考察—」(『群馬女子短期大学紀要』第10号、1983年)。
- (20) 高見沢保「日記にみる明治維新—笛木米太郎記録試論—」(『群馬文化』第274号、2003年)。
- (21) 拙稿「三方領地替と宿場の混乱」(『武尊通信』第156号、2018年)、拙稿「近世後期脇往還における大名通行と宿場の対応」(『群馬県立女子大学 群馬学センターリサーチフェロー研究報告集 第5期』2020年)。
- (22) 本章の三国街道・永井宿の概要については、前掲『新治村誌 通史編』325頁~326頁(岡田昭二氏執筆分)、永井宿・笛木家の概要については、『群馬県立文書館収蔵目録一八 利根・沼田地区諸家文書(二)』(2000年)「解題」(岡田昭二氏執筆)に拠る。
- (23) 旧新治村・現みなかみ町。
- (24) 寛延2年(1866)の一時期のみ長岡藩牧野家預り地であったが詳細は不明である。
- (25) ①『群馬県史料集 第五巻 日記篇1』(1969年)、②『新治村史料集 第九集 永井本陣記録』(1944年)として翻刻されており、本稿では②を用いる。以下、本書からの引用は『本陣記録』〇年〇月〇日条・〇頁と記す。岡田昭二「収蔵文書の紹介 笛木家文書に見る三国街道の交通—永井宿本陣記録の紹介—」(『文書館だより』第5号、1985年)も参照した。
- (26) 八代目四郎右衛門(米太郎)は連と号し、万葉学者橋本直香門下の歌人であった(前掲『新治村史料集 第九集 永井宿本陣記録』7頁)。
- (27) ①前掲『三国街道永井宿笛木家記録 天保十二年丑より慶応四戊辰年』、②群馬県立文書館友の会 蛸魚の会編集・発行『三国街道永井宿笛木家記録 続 明治二己巳年より明治九丙子年』(2006年)として翻刻されている。本書の概要については前掲岡田「『三国街道永井宿笛木家記録』の刊行に寄せて」(①に所収)を参照。
- (28) 前掲岡田「『三国街道永井宿笛木家記録』の刊行に寄せて」。
- (29) それぞれの出典は「万年萬記録」・「萬歳記録」・「萬年記録」は「記録」〇年〇月〇日条と表す。また「日記」は「日記」〇年〇月〇日条と表す。本稿では出典表記が多量になるため、特に断りがない場合は本文中に表記する。
- (30) 期間は4月13日~21日までの8泊9日である(『日光東照宮と将軍社参』徳川記念財団、2011年)。
- (31) 当該期ではないが、5月初旬に行っている事例もある(「記録」天保4・天保6年5月1日~6日条)。
- (32) このときの動きについては岡田昭二①「嘉永期における清水越え道再開発計画—日記・記録に残る関連記事の紹介—」(『群馬歴史散歩』第79号、1986年)、同②「幕末期における内陸輸送路の展開—嘉永期の清水峠越え道開削をめぐる—」(群馬県立文書館『双文』第10号、1993年)、同③「安政期における清水越え道開

- 削計画一算水翁と沼田藩の動向を中心として」(『群馬歴史散歩』第137号、1996年)に詳しい。同氏も①論文で同史料に言及している。
- (33) 他に確認できる事例として、佐渡奉行支配役人が囚人を連れ昼食(「記録」天保13年10月24日条)、長岡藩家老宿泊(「記録」弘化3年10月2日条)、地震の影響による臨時的なものとして、村松藩堀家下り昼食(「記録」安政2年10月18日条)がある。この安政地震の際には地震風聞が書かれ(「日記」安政2年10月条)、特につなりの深かった村松藩堀家については地震での江戸屋敷への影響(「日記」安政2年10月9日条)が「日記」に記されている。
- (34) 「日記」の記主である米太郎の第九十郎は三国街道北牧宿の画家町田文桂に師事し、画名を「翠桂」と号した(前掲岡田『『三国街道永井宿笛木家記録』の刊行に寄せて)。
- (35) 安政元年12月23日九十郎は病気になる、翌日死去(30歳)している。家の者は正月6日まで松飾りをせず、6日になり松飾りをし、七草粥を食べ、「忌明」は12月29日とするとの記録がある(「日記」安政元年12月23日条)。
- (36) 11月・12月は記事の記載自体が少ない傾向にある。また当該期ではないが、12月は、年貢上納も行われている(「記録」天保8年12月条)。
- (37) 近世の旅・寺社参詣に関する研究は数多くあるが、代表的なものに新城常三『新稿寺社参詣の社会経済史的研究』(塙書房、1982年)、原淳一郎『近世寺社参詣の研究』(思文閣出版、2007年)、高橋陽一『近世旅行史の研究—信仰・観光の旅と旅先地域・温泉—』(清文堂出版、2016年)など。
- (38) 「日記」弘化3年12月条。
- (39) 今後「記録」や「日記」に登場しなかった事柄についても他の文書から明らかにしていく作業が求められるよう。

高崎まつりの山車の原点と山車巡行の展開

鈴木 英 恵

はじめに

本稿では、群馬県高崎市における高崎まつりに着目する。これは、高崎の夏を彩る最大のイベントで大花火大会、神輿渡御、高崎山車まつりの3部門で構成される。令和6年(2024)時点で第50回を数え、同年8月24・25日の2日間にわたって催された。とくに、高崎山車まつりでは旧高崎地域の山車を持つ町内が参加し、その総数は38台である。令和6年では、各町内の人びとが計34台もの山車を曳き街中を練り歩いた。高崎まつりが定着して半世紀の歳月が流れた。本稿で対象とする旧高崎地域とは、昭和2年(1927)4月ごろの市域を指す。

ここでは、高崎まつりを担う人びとの歴史と民俗を明らかにすることを目的とする。その方法として、まず高崎の山車そのものを取り上げる。山車は古くから旧高崎地域の人びとに受け継がれ、各町内のアイデンティティを表す象徴でもあった。その上で、高崎の山車の変遷を中心に、御神体として祀る山車人形を取り上げ、山車巡行の展開からみた民俗の特色を検討する。

1. 高崎の山車巡行における「山車」の起源とその歴史

(1) 頼政神社祭礼に登場した飴屋台

高崎まつりを彩るのは、華やかな山車巡行の高崎山車まつりである。各町の山車を見ると、工夫を凝らした装飾をしていることが窺える。たとえば、住吉町では山車にLEDライトのネオンを取り付けることで、山車全体が明るくなった。暗闇のなかで浮かび上がる山車は幻想的で、まつりをより一層盛り



写真1 高崎まつりの山車(高崎駅前)2018年8月4日撮影

上げる存在になった。毎年のように、各町内では試行錯誤をして、自分たちの町内の山車を他より美しくさせようとの意識が働いているようで、その装飾技術の高さには目を見張るものがある。住吉町だけではなく他の町内も必要に応じてくり返し改装している。

ここでは、山車そのものに着目し高崎の山車巡行の歴史を紐解いていく。山車にかんする記録に『更生高崎旧事記』がある。これを著したのは、明治時代の歌人・郷土史家であった土屋老平(1841~1887)である。土屋は明治15年(1882)に高崎城下における各町の由来とその位置、高崎地域の主な社寺縁起、高崎城下町の祭礼行事をまとめた。同書には頼政神社の正月神事(正月25日・26日)祭礼時の26日に飴屋台かざりやたいが出たとの記録がある〔高崎市 1968(1882) 502〕。高崎城主として元禄8年(1695)に高崎城に入った大河内輝貞が、祖先の源頼政を祀り建立したのが頼政神社である。

表1は『更生高崎旧事記』に記録された、明治2

年（1869）正月26日の頼政神社祭礼時の屋台の飾り物である。屋台の数は24で、幟や人形が飾り物として登場した。飾り物の形状をみると、幟が新田町・南町・住吉町・高砂町の4町で、その他の20町は人形で福神のエビス・大黒、布袋合三、鶏、長寿を願う海老や高砂夫婦など縁起のよいものであった。また昔話の主人公である桃太郎、金時、浦島太郎などがあった。幟に比べて、圧倒的に人形の数が多く、目で見て楽しめるようなものが好まれたといえる。明治2年から現在まで、引き続き同じ人形を使用しているのは連雀町の桃太郎、歌川町の藤原定家である。

表1 明治2年(1869)正月26日 頼政神社の道祖神之祭に出た屋台の飾り物

No.	町名	屋台の飾り物
1	本町一丁目	浦島
2	本町二丁目	狸々
3	本町三丁目	布袋合三
4	嘉多町	弁慶
5	相生町	恵比寿
6	四ツ谷町	大黒天
7	住吉町	幟
8	常盤町	鬼若
9	歌川町	定家卿
10	寄合町	猪之早太
11	中紺屋町	鞍馬山僧正
12	鞆町	鶏
13	元紺屋町	海老
14	白銀町	鉾幡杵付
15	連雀町	桃太郎
16	赤坂町	万年猿
17	田町	高砂夫婦
18	九蔵町	金時
19	高砂町	幟
20	新町	旧高砂夫婦、御幣又三番冠
21	南町	幟
22	通町	浦島太郎
23	砂賀町	月に芒
24	新田町	幟

表1は、『高崎市史 第3巻資料編』所収（土屋老平1968（1882）「更正高崎旧事記」高崎市、504頁）より作成。

この当時の屋台には舵取がなく、屋台の上に飾り物だけを載せた形態であったと伝わる〔高崎市1996 213〕。明治2年時点では、山車と呼ばず、屋

台と呼んでいた。

(2) 頼政神社の道祖神之祭

前項では、『更生高崎旧事記』から明治2年正月26日に行われた頼政神社祭礼時の屋台の飾り物を見てきた。屋台に載せるのは、縁起ものや昔話の主人公を模した人形などで、これらは人びとの目を惹きつけた。

ここでは時代を遡って高崎藩の最後の藩主である大河内輝声が遺した文書、大河内家文書をもとに頼政神社の祭礼のはじまりを確認する。大河内家文書の『高崎史料集 大河内家文書（無名書1）』（高崎市歴史民俗資料調査員会編 1986 高崎市教育委員会）を手掛かりに、頼政神社の由来をみると、同書の冒頭には「頼政神社史料」がある。本文中に高崎藩主の大河内輝貞が没した後の戒名「天休院殿」が出てくることから、これが書かれたのは延享4年（1747）以降で、頼政550年忌供養を終えた後とされる〔高崎市歴史民俗資料調査員会編 1986 序文〕。

以下が、頼政神社の祭礼のはじまりである。

【資料1】『高崎史料集 大河内家文書（無名書1）』「頼政神社史料」

- 一 御祭礼之始ハ、元禄十二年乙卯正月十四日道祖神之祭にて、鞆町童子、御社江来二寄り町々より来遊ふ、甚賑ふ
- 一 元禄十三慶辰年正月より、道祖神之祭二十六日二なる、此年より、大明神之神輿渡候事となりたり、御祭器調ふ
〔高崎市歴史民俗資料調査員会編 1986（1747）高崎市教育委員会 2〕

元禄12年（1699）の正月14日の道祖神之祭が、頼政神社の御祭礼の起源であった。町から子どもが来て賑やかな祭りであったようだ。翌年の元禄13年（1700）に道祖神之祭が正月26日に変更されたが、この年から大明神の神輿も出て祭器も調った。

しかし、高崎城主の大河内輝貞が越後国村上に転封したことで、頼政神社は廃れた。その後、享保2年（1717）に再び大河内氏が高崎城主になったのを

機に、伊勢の森と呼ばれていた場所に頼政神社を建立し、神社の祭典を再興させた〔土屋 2001 45〕。

頼政神社の祭礼にかんする資料に「頼政神社御祭礼御行列列之絵図面」(年代不詳)がある。この絵図は『新編高崎市史 資料編8 近世4』の口絵カラー写真(高崎市編さん委員会編 2002 高崎市)に掲載されるが、頼政神社の祭礼が行われていた時代の様相を生き生きと描いたもので、各町内の屋台の飾りが細部にわたって描かれたものである。

(3) 『高崎町方私記』からみた道祖神祭礼

ここでは、頼政神社の祭礼に関連する道祖神祭礼について『高崎町方私記』をみていく。この書は江戸時代初期から後期にわたっての町方役所の例規集で、自寛永7年(1630)至文化11年(1814)の町方の法制が集録される。表題は「町方式」で、その内容は高崎宿、倉賀野宿の人口数や寺社支配にかんする事項が占め「一、一 御役所定」から「七十七、一 浅間之宮御修復之事」までである。その中の一つに町方の年中行事が「六十三、一 年中行事」に記録される。下記が道祖神祭礼の町方役所への届出である。道祖神祭礼を行うにあたって1月6日から14日にわたり、さまざまな法制が整えられていた。

【資料2】『高崎町方私記』

「六十三、一 年中行事」

六日

- 一 明七日方道祖神祭礼二付、町々子供台付太鼓
- 一 町内限牽為打候段、届出、承知「候事」

七日

- 一 新町初市二付、天王神前幟燈明差出候旨町役人并真福寺方も申出、承知見廻り同心遣ス
- 一 石上寺并修験四人御札差出、寺社之部二委敷

八日

- 一 本町初市二付、七日夕方牛頭天王神前江新町二おなし

但 先年寛政二年迄飾物小供囃子等いたし候有之

十日

- 一 田町初市二付、本町・新町二おなし
- 但 同断

十四日

- 一 惣町松葉燈二付、其場所之見廻り町同心差出ス、「寺社之部二有之」
- 一 羅漢町法輪寺道祖神祭礼二付、湯立獅子舞有之、同心出ス

〔高崎市歴史民俗資料調査員会編 1988 467〕

道祖神祭礼は1月7日からはじまり、町々の子どもが町内に限って台のついた太鼓をたたき、引っ張ることができた。初市が正月7・8・10日と日をずらして行われ新町、本町、田町の順に市が立ち各町内では牛頭天王神前に幟や燈明が置かれた。本町では寛政2年(1790)の前まで、飾り物があつて子ども達がお囃子等をしていた。14日には、羅漢町の法輪寺で湯立獅子舞があり、下級の役人が出た。この『高崎町方私記』の記録は8日の本町の記述から、寛政2年以降の正月行事の様相といえる。

これまでみてきた、文字資料から道祖神之祭の日の変遷をたどると、前述した『高崎史料集 大河内家文書(無名書1)』では、元禄12年の正月14日が道祖神之祭であったが、翌年に道祖神之祭が正月26日に変更された。それ以降、道祖神祭礼が正月7日に定着していった。

3. 年中行事史料「閭里歳時記」にみる道祖神祭礼

(1) 今日につながる山車のかたち

近世後期の年中行事史料から、道祖神祭礼の山車に関連する記述をみていきたい。安永9年(1780)、高崎藩士であった川野辺寛が高崎の城下町の年中行事をまとめた。下記が、正月7日の道祖神祭礼の内容である。

【資料3】『閭里歳時記』

一月七日

一 今日より十四日の朝まで、町々の童共集て、太鼓・小太鼓を小き車に載せ、笛吹きテ銅拍子などにてはやし、町内を遊戯ごとあり。是道祖神の祭なり。道祖神の事十四日の下に詳也。前レ共各一町を限あつまりて、他町と混同する事をせず。又十二日、三日の頃、町々の童共道祖神の御祝と大声に呼で、あたり武士屋敷をめぐる。武家より祝儀とて扇子・鳥目などとらすなり

〔高崎市編 2002 (1780) 481〕

道祖神祭礼は正月7日から14日の朝まで行われた。町々の子ども達が集まって、小さい車の上に太鼓や小太鼓を載せ、笛や銅拍子などでお囃子をした。道祖神祭礼では、各町で集まり、他町と混同することはなかった。正月12日から13日ごろ、町々の子どもは大声で「道祖神の御祝い」と言いながら、高崎城下の武家屋敷をめぐる。武家から祝儀として扇子、銭などが与えられた。この記述から、山車の原型は小さな車輪の付いた乗り物の上に、太鼓と小太鼓を載せていたものであったと考えられる。

近年における道祖神の山車あるいは屋台については、『旧市域の祭りと町内会 現代の祭りとその背景』（高崎市史編さん委員会編 1996 高崎市）を作成するにあたっての民俗調査（平成2年から平成7年まで）で、各町内から聞き書したデータに、道祖神祭りと花車にかんすることがあげられている。それによると、大正末期ごろまで旧市域の四つ角に道祖神が祀られたとあり、子ども達は正月3日が過ぎると、家々をめぐる松飾りを集めて松小屋をつくり、その中で山車囃子の道具を運んで練習をした。この練習は道祖神祭りの前夜まで続き、1月13日になると松小屋を解体し、荷車に松飾りなどを載せてどんと焼きの場所まで運んだ。この荷台は花車、または屋台、道祖神屋台と呼ばれた。運送屋から荷車を借り、その上にやぐらを組み、青年会が手作りの人形を飾った〔高崎市 1996 214~215〕。

このような屋台の形状は、今日の山車とのつながりを窺わせる。それに関連する聞き書として、筆者

は2017年7月に竹中三郎氏（大正15年〈1925〉生まれ）から、幼少のころに参加した八島町の道祖神祭りの際に、台の上に幣束を安置させた飾り屋台を曳いたことがあると伺った。

本町二丁目のA・K氏（昭和3年（1928）生まれ）は、どんと焼き（松葉焼き）の前日の晩の1月14日に町内頭ちやうないがしらが山車の先頭を歩き、それに続くように提灯に蠟燭を灯した山車を大勢で曳いたと、話してくれた。

現在、小正月の道祖神祭りで山車を曳くのは石原町（石原町下一・二・三・四）だけである。群馬県では、1月13日から15日を小正月とする地域が多く、この間に小正月の火祭り（高崎市内では、どんと焼き、どんと焼きと呼ばれる）が行われる。石原町では、山車囃子を担う子ども達や地域の事情を考慮したうえで、毎年道祖神祭りの日時が決定される。当日は小祝神社の敷地内に石原町の4台の山車が参集し、囃子を奏でる。

（2）人びとの意識からみた祭礼の特色

前述したように、旧高崎地域の道祖神祭礼では太鼓を載せる台、または小さな車が出た。その形態は、時代によって変化してきた。近世に成立した『高崎史料集 大河内家文書（無名書1）』『頼政神社史料』および『高崎町方私記』〔63.1 年中行事〕、そして『閩里歳時記』では、子ども達が道祖神祭礼を楽しむ様相が書かれている。また明治初期に成立した『更生高崎旧事記』には、明治2年正月26日に行われた頼政神社の道祖神之祭屋台の飾り物が町内ごとに記録され、当時の屋台のかたちが理解できる。

祭礼では華やかな山車が多くの人を魅了するが、柳田國男は『日本の祭り』のなかで、祭礼の特色を以下のように述べる。

祭礼の特色は、神輿の渡御、これに伴ういろいろの美しい行列であった。中古以来、京都などではこの行列を風流と呼んでいた。風流はすなわち思い付きということで、新しい意匠を競い、年々目先をかえて行くのが本意であった。

〔柳田 1994 (1942) 247〕

祭礼は神輿渡御をはじめ、さまざまな美しい行列を伴うものであった。風流は、美意識が高く雅なものという意味である。目先を変えて人びとを驚かすように、毎年新しい意匠を生み出すことが重要であった。祭礼には多くの見物人がやって来るが、その存在については以下のように述べている。

日本の祭の最も重要な一つの変り目は何だったのか。一言で言うと見物と称する群の発生、すなわち祭の参加者の中に、信仰を共にせざる人々、言わばただ審美的な立場から、この行事を観望する者の現れたことであろう。

〔柳田 1994 (1942) 248〕

本来、祭礼は信仰を共にする人びとの間で行われていたが、そこに見物人が加わることで、祭礼に華やかさや審美的な面を見出すようになっていったのである。

4. 旧高崎地域における山車の民俗と山車人形

(1) 明治から昭和における山車巡行の機会

次に、旧高崎地域の山車をめぐる民俗についてみていく。時代の変遷の中で、山車（屋台ともいう）はさまざまなかたちに変化していくが、いずれの時代にも共通することは山車が祭礼の大きな柱として、祭礼そのものを支える存在になり得たことである。

表2は、明治33年（1900）から平成15年（2003）までの間に、山車巡行を行う機会をまとめた一覧である。旧高崎地域の山車を持つ町内では、道祖神祭礼だけではなく、明治時代になると祝賀や記念日を祝して、地域の人びとが山車を曳き街中を練り歩いた。明治33年に市制を施行した高崎市は平成12年（2000）に市制百周年を迎えた。平成15年には新たに山車巡行の高崎山車まつりが加わった。高崎の街中を練り歩く山車巡行は高崎山車まつりの華で、地域の人びとが主役となる瞬間である。とくにお囃子の叩き合いは山車の見せ場で、たくさん見物客が見守るなか力強い音色を響き渡らせている。

現在、地域の人びとが山車を曳くのは、高崎まつ

りであるが、明治から大正、昭和にかけては国レベルおよび市レベルでの祝賀の際に山車巡行をした。主な祝賀を例にあげれば、国レベルの祭典である大正4年（1915）の大正天皇即位式、昭和3年の昭和天皇即位式、昭和15年（1940）の紀元二千六百年記念行事である。各町内における山車本体の製作年をみると、その多くが大正から昭和初期に集中している。とくに、大正4年10月の大正天皇即位式、昭和3年11月の昭和天皇即位式には、各町内で山車や道祖神屋台が多く曳かれたが、山車を持たない町内は、この二つの祭典にあわせて新たに山車を製作し〔高崎市編 1996 11～12〕、大正2年（1913）から昭和3年10月までの15年の間に、祭典に間に合うように山車を新調した町は、26町であった〔高崎市編 1996 220～221〕。当時、各町内では山車や小正月の道祖神屋台を曳いて祝った。山車を持たない町内はこれらの祭典に合わせて、新たに山車を製作した。

市レベルでは高崎が新たな段階へと移行するとき、その発展を祝って山車を曳いた。その主な出来事は、戦後の早期復興を願って1年早い昭和24年（1949）に行った市制50周年記念、昭和36年（1961）の市制60周年記念（群馬音楽センター落成記念）、昭和41年（1966）の市制65周年記念（白衣観音建立30年祭）、昭和45年（1970）の市制70周年記念などである。

明治から昭和にかけ、高崎地域の人びとは国レベル、市レベルでの祝賀や記念日にあわせて山車巡行したのである。

(2) 終戦後における旧高崎地域の山車と祭礼

次に、表2の山車巡行の時系列に沿って終戦後の主な高崎地域の祭礼について、『高崎市史民俗調査報告書 第6集 旧市域の祭りと町内会 現代の祭りとその背景』（高崎市編 1996 高崎市）をもとにみていきたい。現在の高崎まつりにつながる祭りは、第二次世界大戦後に創られた。そこには山車の存在が欠かせなかったが、終戦直後は混乱のさなかで山車巡行を行うような精神的な余裕と財源がなかったと推察できる。そのようななか、戦後の復興の一環として創られたのが、商業祭であった。昭和

表2 山車巡行を行う機会（明治33年（1900）から平成15年（2003）まで）

西暦	和暦	山車巡行をしたとき	備考
1900	明治33年	市制施行	高崎市が市制を施行
1915	大正4年	御大典（大正天皇の即位大典記念行事）	大正4年の御大典、および昭和3年11月の御大典にかけて山車を持たない町が山車を製作
1927	昭和2年	塚沢村と片岡村が合併	
1928	昭和3年	天皇即位御大典記念	山車：27台
1939	昭和14年	戦争のため、昭和22年まで祭典は中止	
1940	昭和15年	紀元2600年祭	
	昭和20～30年代	高崎祇園商業祭	
1947	昭和22年	新憲法施行記念	何台かの山車
1949	昭和24年	市制50周年記念事業	多数の山車
1954	昭和29年	高崎奉納祭	何台かの山車
1955	昭和30年	五か村合併記念 高崎まつり（新高尾・中川・長野・八幡・豊岡の5村との合併を記念し、高崎まつりを開催）	多数の山車
1955	昭和30年	高崎商工会議所60周年	多数の山車
1959	昭和34年	皇太子御成婚記念	何台かの山車
1961	昭和36年	市制60周年記念（音楽センター落成記念）	山車：35台
1966	昭和41年	市制65周年記念（白衣観音建立30年祭）	多数の山車
1970	昭和45年	市制70周年記念	山車：35台
1975	昭和50年	市制75周年記念 第1回 高崎ふるさと祭り	市側はオイルショックのため記念行事を中止するよう市民に要請したが、市民側は市民の手による祭りを開催した。高崎ふるさと祭りは観光的、商業的な目的ではない。山車：23台。
1977	昭和52年	高崎ふるさと祭りの保存会結成	
第1回～第5回までの「高崎ふるさと祭り」は、8月のお盆の後に実施。第6回以降は、毎年8月第一週の土・日曜日に実施。各町内が山車を曳く山車巡行への参加は自由であった。			
1980	昭和55年	市制80周年記念 第6回 高崎ふるさと祭り	山車：34台
1982	昭和57年	第8回 高崎ふるさと祭り	
1983	昭和58年	第9回 高崎ふるさと祭り	山車：28台
1984	昭和59年	第10回 高崎ふるさと祭り	
1985	昭和60年	高崎まつり（第11回）	昭和60年から高崎市が加わり、行政主導のまつりとなる。高崎まつりから輪番制を導入。東・南地区を18台、中央・北地区を18台に分け、毎年交代で山車を出す。
1990	平成2年	市制90周年記念 高崎まつり	山車：すべての山車
2000	平成12年	市制100周年記念 高崎まつり	山車：すべての山車
2003	平成15年	高崎山車まつり	高崎まつりの一部として、高崎山車まつり（山車巡行）が加わる

高崎における山車巡行の機会をまとめるにあたり、『高崎の山車』（金井昭1997「山車巡行の歴史」高崎市商工部商業観光課）、『新編 高崎市史 民俗編』（高崎市史編さん委員会編 2004「高崎まつり」〈456～457頁〉、「山車と囃子」〈583～595頁〉高崎市）、『高崎市民俗調査報告書第六集 旧市域の祭りと町内会 現代の祭りとその背景』（高崎市史編さん委員会編 1996 高崎市）を参照した。

23 (1948) から昭和35年 (1960) ごろまで高崎祇園商業祭が催された。時期は夏で、毎年7月8日から12日にかけて行われた。主催は高崎実業組合連合会、後援は高崎市と高崎商工会議所であった。昭和28年 (1953) ごろからは高崎神社境内の八坂神社で神輿渡御も行われるようになった。神輿担ぎは当番制で、毎年旧市域を対象に各町内の若衆が神輿の担ぎ手となった。昭和29年 (1954) には高崎奉納祭がはじまった。時期は毎年10月中旬の2日間 (15、16日) で、主催は高崎市、高崎商工会議所、高崎実業組合連合会であった。高崎市乗附町の護国神社の例大祭として、全国の花火師を集めた、全国煙火競技大会を烏川で催した。その他、演芸会、高崎音頭手踊、相撲大会、剣道大会、柔道大会、模型飛行機大会、獅子舞の奉納、山車巡行などが行われた。昭和30年に五か村合併記念として、新高尾・中川・長野・八幡・豊岡の五村との合併を記念し、山車巡行が行われた〔高崎市編 1996 4～5〕。

(3) 創られた高崎ふるさと祭り

令和6年の「高崎まつり」は、8月24、25日の2日間にわたって行われた。以前は8月第1週の土・日に開催していたが、現在は8月下旬の土・日に移行している。このように地域の人びとが楽しむ祭典だからこそ、高崎まつりを担う人びとの考えによって、開催期日の変更もある。高崎まつりの前身は「高崎ふるさと祭り」で、第1回は昭和50年 (1975) 8月17日・18日に行われた。

高崎ふるさと祭りの歴史を前掲した『高崎市民俗調査報告書 第6集 旧市域の祭りと町内会、現代の祭りとその背景』(高崎市編 1996 高崎市) からみると、その主催者は高崎青年会議所のメンバーであった。「市民による手作りの祭り」をキーワードに、あらゆる世代が楽しめるような工夫がみられた。高崎市域に伝承されてきた民俗の数々に光りを当てて構成された。たとえば、民俗芸能(神楽や獅子舞)、花火(高崎市根小屋町の鹿島宮に伝承される鹿島の七日火)、山車巡行などを組み合わせ、世代を超えて伝承されてきた高崎の民俗だけで構成された。このまつりを一言でいえば、神仏の信仰に基

づいたものではなく、市民が参加して楽しむことを目的とした祭典であった。当時オイルショックの影響もあり市では山車巡行を中止にする予定であったが、地域の人びとは山車巡行を希望していたことから、高崎ふるさと祭りの開催に至った。開催期日はちょうど盆行事が明けた時期に行われた。まつりの内容は、郷土芸能を意識したもので、高崎地域の民俗を盛り込んだものであった。当日は郷土芸能(神楽、獅子舞)と山車巡行を行う予定であったが、台風の影響で中止となった。そこで音楽センターをまつりの拠点とし、子どもの広場、盆踊り、花火大会、山車行列、郷土芸能、群馬交響楽団の演奏会、お茶席、中高生の作文コンクールなどが催された〔高崎市編 1996 14～15〕。

試みに、昭和58年 (1983) 開催の第9回高崎ふるさと祭りのパンフレットから、その内容を見ていきたい。パンフレットの大きさはB4判2枚の両面で「伝統ある高崎山車行列」と大きな文字で書かれる。山車行列の開催期日は8月6日(土)午後6時半より、7日(日)午後4時半よりの2日間で、計28町内の山車が行列を組んだ。このときに出た山車を地区別にみると以下のとおりである。東地区が羅漢町、旭町、田町四丁目、九蔵町、北通町、中江木町、中央地区では新紺屋町、赤坂町、常盤町、並榎町坂下、柳川町、寄合町、連雀町、田町(一・二・三丁目)、南地区は八島町、通町、新町、若松町、新田町、南町、和田町一丁目、下和田町、北地区が本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、並榎町、成田町であった。当時のパンフレットに「各町内の山車の説明」として、山車人形の写真とその解説だけが載る。山車が製作された年やお囃子のことなどの情報はなく、当時の人びとは山車そのものよりも山車人形に関心が高かったようである。下記で、中央地区常盤町を例に山車人形の解説をあげてみたい。

⑨ 常盤町 牛若丸。五条橋で弁慶とたたかう牛若丸は下和田町の人形にもある。この人形は東京日本橋鼈甲斎清秀の作。稚児姿に生絹(すずし)をかざし腹巻をつけている。山車の手摺の上に浮かぶ姿はなるほど橋の欄干に見立てら

れよう。上段の幕に波を現してあるのは加茂川（ママ）の水の意であろうが、下段の幕に孔雀の羽根を開いた姿を移してあるのは物語とはかわりなく、妍を競う、美しさ、効果をねらったものであろう。56年12月に消失したが57年10月に復元された〔伝統ある高崎山車行列 第9回高崎ふるさと祭り実行委員会山車部門 昭和58年〕。

山車人形にかんするストーリーの一場面を表し、山車幕の図柄にも注目した解説である。高崎ふるさと祭りでは、山車行列だけではない。7日(日)の午後1時から5時まで、市内随所で大八木諏訪神社獅子舞の披露、同日午後2時から3時まで特設ステージで進雄神社神楽が行われた。高崎市内の民俗を組み合わせ、創り上げた祭りであった。

5. 旧高崎地域における山車の製作年代と山車人形

(1) 明治から昭和における山車製作年と山車人形

ここでは、旧高崎地域における山車の製作年と山車人形に着目する。表3は、旧高崎地域における山車の製作年と山車人形の一覧である。

山車製作年をまとめると、近世後期が1台、明治期が7台、大正期が20台、昭和期が10台の計38台であった。山車は過去から現在にわたって、改装をくり返している。ここでは山車の製作年だけを抽出し、一覧にした。各町内で使用する山車本体の製作年をみても、その多くが大正から昭和初期に集中している。とくに、大正4年(1915)10月の大正天皇即位式、昭和3年11月の昭和天皇即位式には、各町内で山車や道祖神屋台が多く曳かれたが、山車を持たない町内は、この二つの祭典にあわせて新たに山車を製作している〔高崎市編 1996 11~12〕。大正2年(1913)から昭和3年10月までの15年の間に、祭典に間に合うように山車を新調した町は、26町であった〔高崎市編 1996 220~221〕。

第二次世界大戦後も、高崎市の特別な出来事や記念行事(戦後の早期復興を願って1年早く行われた昭和24年の市制50周年記念、昭和36年の市制60周年記念群馬音楽センター落成記念)などで山車が曳か

れている。人びとは記念行事や特別な出来事があると、山車を出して祝ったことが読み取れる。山車の特色は、町内で保有する山車と神話や昔話、歴史上の英雄を模した山車人形の多様さである。

伝承として最も古い山車は石原町下二(南地区)の文化4年(1807)の製作とされるものである。この町では新たに平成元年12月10日に山車を製作した〔高崎市商工観光部観光課編 1997 16~17〕。

明治時代に製作された山車は7台である。明治5年(1872)に本町一丁目(北地区)、石原町下二(南地区)では明治14年(1881)に再び製作された。赤坂町(中央地区)は明治初期、高砂町(東地区)では明治30年代(1897~1906)、南地区下和田町では明治41年(1908)、新田町(南地区)では明治43年(1910)4月1日、柳川町(中央地区)では、明治40年代から大正4年ごろに山車が製作された。

大正時代になると多くの町で山車を持つようになった。新たに山車を製作した町は、20町である。最も古いのが、通町(南地区)の大正元年(1912)である。八島町(南地区)は、大正14年(1925)である。明治期から大正期にわたって再び山車を製作したのは、高砂町(東地区)の大正14年10月、本町一丁目(北地区)の大正10年(1921)である。また赤坂町は大正12年(1923)3月に再び製作し、現在もその山車を使用している。相生町(北地区)では、大正12年11月、そして翌年の大正13年(1924)11月に改装した。

山車の製作年についての特色は、大正13年に7台も造られたことである。町名をあげると、南町(南地区)の大正13年10月吉日、山田町(東地区)同年10月19日、北通町(東地区)同年1月吉日、歌川町(中央地区)同年10月、柳川町(中央地区)は同年に改装し、新紺屋町(中央地区)は同年10月、寄合町(中央地区)では同年吉日とある。

昭和時代に山車を製作した町は、10町である。下横町(南地区)の昭和6年(1931)12月吉日、成田町(北地区)の昭和8年(1933)3月吉日、末広町(北地区)の昭和11年(1936)8月8日、終戦後では石原町下三(南地区)の昭和21年(1946)、羅漢

町（東地区）の同年12月吉日、旭町（東地区）の昭和22年（1947）5月1日、九蔵町（東地区）の同年5月吉日、請地町（北地区）の昭和23年（1948）7月吉日、連雀町（中央地区）の昭和24年（1949）4月、石原町下一（南地区）の昭和58年（1983）12月30日である。

以上のように、各町ではそれぞれの事情に応じて新たに山車を持つようになった。この背景には、古くなった山車の新たな製作、改装などの理由のほか、祝賀記念日にあわせて造った。近年、各町内では、LEDライトで山車を装飾するなど、山車を魅せるものとして意識している。

山車の運行で奏でる祭り囃子は、各町内によってそれぞれ流派が異なる。いずれも秀山流と長谷川流が占める。山車囃子の構成については、オオダイ（大太鼓）が1名、キンダイ（小太鼓）は2名前後、鉦は1名、笛は若干名で、全町内でほぼ共通している。たとえば、平成30年（2018）7月27日に調査した南地区の通町の山車囃子は秀山流で、演目は四丁目・神田囃子・屋台囃子・サンテコ・ミンマ・数え唄・大間囃子・雨だれ・新屋台囃子・御神楽ばやし・夕焼け小焼けである。通町では、町外に出た山車が戻ってくるときに四拍子の「夕焼け小焼け」をする。このように、山車囃子の演目にも町の個性がある。

(2) 御神体としての山車人形

高崎まつりは氏神を祀るようなものではなく、高崎の地名を施した、都市型の祭典である。高崎まつりを例にみても、まつりそのものが多様化している。

高崎まつりに付随する「高崎山車まつり」は毎年、南・東地区、北・中央地区の輪番制で各町内が山車巡行をする。高崎の山車の数は、南地区（13台）・東地区（7台）・北地区（9台）・中央地区（9台）の計38台である。全国的にみても、市域で保有する数としてはもっとも多く、令和6年に高崎まつりは半世紀の節目を迎えた。地域の人びとが世代を超えて手を取り合い、楽しむ都市の祭典として定着してきた。山車を華やかにさせるのは、山車人形である。高崎まつりが近づくと、各町内では公民館や

空き店舗を利用して祭典事務所を開く。ここに山車人形を御神体として祀る。たとえば、平成30年の高崎市新田町の祭典事務所開きは7月22日で、愛宕神社の宮司が事務所内の御祓いをしてくれた。この日に山車人形（浦島太郎）を出す。人形の着付けは婦人部がする。山車人形を御神体として祀り、町内の人が御神酒や果物を供える。祭りの巡行責任者は、頭である。代々頭を務める家は決まっている。山車囃子は、オオダイ（1）、キンダイ（3）、鉦（1）、笛（6）前後である。お囃子で一番難しいのはオオダイで、小学生の高学年が担当する。笛は秀山流で、少し笛が速いことに特徴がある。キンダイは入ったばかりの子が叩く。昔は小学生以上でなければ山車に上がることができなかった。小学生のときから継続して笛を吹く男子高校生は以前、少年科学館で行われた笛の講習会に参加し、練習を続けた。笛の講習会の情報は人伝で知った。笛の覚え方は、まず「見て盗め」という。笛の持ち方や指の押さえ方などを覚える。太鼓の数は限られているため、キンダイとオオダイは順番で練習をする。小学校低学年は膝を叩いて山車囃子のリズムを覚える。

(3) 山車を受け継ぐ人びと

各町内の高崎まつりの担い手にかんして言えば、高崎市内でも少子高齢化が進んでいる。各地区が1年置きに高崎山車まつりに出場するが、その際に山車囃子（笛、太鼓、キンダイ）をする子どもや山車の曳き手の確保が課題となっている。この問題は各町内のまつりの存続にもかかわることから、関係者も知恵を出し合っている。近年はその解決策のひとつに、町内外に住む人にも声をかけ、参加を募るようになった。たとえば山車を所有する町内では、地元の小学校区に山車囃子への参加を促すプリントを配布している。また、山車関係者は年齢を問わず、町外に住む知人や友人に積極的に声をかけ、一人でも多くの担い手を募って祭りを活性化させようと努力している。

以下では、聞き書ができた山車を持つ町を対象に、高崎まつりの当日に向けての準備、山車囃子の練習方法をみていきたい。

表3 旧高崎地域における山車の製作年と山車人形

No.	地区名	町名	製作年 (西暦)	山車の製作年 (和暦)	人形 (形態)
1	南地区	下和田町	1908	明治41年 (初代)	牛若丸
			1934	昭和9年12月吉日	
2		石原町下一	1983	昭和58年12月30日 (二代目)	少那彦名命
3		石原町下二	1807	古老によると、文化4年に製作された山車 (初代) を大正時代ころまで曳いたとの伝承が残る	彦狹島王
			1881	明治14年 (二代目)	
			1989	平成元年12月10日 (現在)	
4		下横町	1931	昭和6年12月吉日	天照大神
5		砂賀町	1914	大正3年1月吉日	恵比寿神
6		南町	1924	大正13年10月吉日	楠公
7		和田町	1922	大正11年8月吉日	菅公
8		通町	1912	大正元年10月吉日	乙姫
9		新町	1917	大正6年1月吉日	健御名方富命
10	八島町	1925	大正14年	神功皇后	
11	新田町	1910	明治43年4月1日	浦島太郎	
12	石原町下三	1946	昭和21年	菅原道真	
13	石原町下四	1912~1925	大正時代	小鍛冶	
		1992	平成4年 山車構造全面改修 (現在)		
14	東地区	旭町	1947	昭和22年5月1日	鍾馗
15		田町四丁目	1922	大正11年1月吉日	竜神の舞
16		山田町	1924	大正13年10月19日	木花開耶姫ノ命
17		九蔵町	1947	昭和22年5月吉日	静の舞
18		羅漢町	1946	昭和21年12月吉日	大黒天
19		北通町	1924	大正13年1月吉日	新田義貞
20		高砂町	1897~1906	明治30年代ごろ (初代)	神武天皇
	1925		大正14年10月 (二代目)		
21	北地区	並榎町	1915	大正4年12月 (初代)	鏡獅子
			1947	昭和22年1月	
22		末広町	1936	昭和11年8月8日	静御前
23		請地町	1948	昭和23年7月吉日	羽衣の天女
24		住吉町	1915	大正4年ごろ (初代)	蘭陵王
25		相生町	1923	大正12年11月	鎮西八郎為朝公
			1924	大正13年1月吉日 (現在)	
26		本町一丁目	1872	明治5年ごろ (初代)	狸々
			1921	大正10年ごろ (二代目)	
			1928	昭和3年10月吉日 (現在)	
27	本町二丁目	1913	大正2年10月吉日	弁財天	
28	本町三丁目	1918	大正7年3月吉日	石橋の舞	
29	成田町	1933	昭和8年3月吉日	素盞鳴尊	
30	赤坂町	1868以降	明治初期 (初代)	猿田彦大神	
		1912以降	大正初期 (二代目)		
		1923	大正12年3月 (現在)		
31	常盤町	1917	大正6年 (初代)	牛若丸	
		1982	昭和57年10月25日 (現在)		
32	歌川町	1924	大正13年10月	藤原定家	
33	中央地区	並榎町坂下	1918	大正7年 (初代)	三条小鍛冶宗近
			1928	昭和3年 (現在)	
34	柳川町	1907~1915	明治40年代から大正4年ごろ (初代)	日本武尊 倭建命	
		1924	大正13年 (改築)		
35	新紺屋町	1924	大正13年10月	三番叟	
36	寄合町	1924	大正13年吉日	弁慶 勳進帳	
37	田町 (一・二・三)	1923	大正12年7月	神功皇后	
38	連雀町	1949	昭和24年4月	桃太郎	

各町内別に山車の製作年、山車人形についてまとめた。表の作成にあたって『高崎の山車』(金井昭1997「山車巡行の歴史」高崎市商工部商業観光課)、『新編 高崎市史 民俗編』(高崎市史編さん委員会編 2004 高崎市)を参照した。

【事例1】 高崎市通町

(調査日 平成30年7月27日 伝承者：U・K氏
(昭和20年生まれ)、30代女性数名)

山車囃子は、主としてキンダイ、オオダイ、鉦、笛である。笛は秀山流である。キンダイは低学年(小学校1年生から4年生)である。オオダイは高学年(小学校5、6年生)が担当する。平成8年(1996)から八千代町第三町内の人も祭りに参加するようになった。練習を八千代町でもすることもあったが、騒音との苦情が来て練習するのが難しくなった。山車囃子の人数は、八千代町からの10人と通町の14人で、計24人である。今年は前年より10人少ない。親が子どもに「山車祭りや花火を見せたい」と言って参加している人が多い。練習場は、安国寺の境内である。境内にテントを張ってその下にシートを敷き、キンダイやオオダイを置く。笛はその周りで吹く。練習場が外のため、雨がひどいときは中止にする。練習場の確保も大事な問題で、通町のお囃子練習が商業施設のビルやあら町まで響き渡る。安国寺の脇に井上病院がある。お囃子の練習が始まると、病院の窓から入院患者(4～5名)がよく見ている。U・K氏は「お囃子の音色が一時の癒しになれば」と話す。練習時間は午後7時から9時までに行っている。地域の事情を考慮しながら練習をする。

子どもの数は少なく、郊外の貝沢町の子どもにも来てもらっている。マンションが多いのは連雀町である。PTAと地域の子ども育成会は別で、地域の行事に学校側は距離を置きたがる。山車囃子は、保存をするのが難しく、後継者の確保と育成が課題である。通町の山車自体は大正元年のもので、110年以上前のものである。このころは、道路も狭く路面電車も走っていたため、小型の山車であった。

お囃子の練習では、最初に四丁目をする。練習場には、オオダイ(2)、キンダイ(6)がある。指導者は祭りの役員が務める。このほかに、キンダイの後ろで子ども13人が2列になって、キンダイの代わりにタイヤを叩いて太鼓のリズムを身につける。外で練習をするので、扇風機と蚊取り線香を置く。タイヤでの練習は約20年前から行っている。子どもの数は21人で、そのうち2人が未就学児である。通町

の演目は、四丁目・神田囃子・屋台囃子・サンテコ・ミンマ・数え唄・大間囃子・雨だれ・新屋台囃子・お神楽・夕焼け小焼け・玉の12曲である。オリジナルで夕焼け小焼けがある。これは山車巡行で、戻ってくるとき奏でる。夕焼け小焼けの調子に、四拍子の四丁目・数え唄が合うので、最後に奏でるようになった。山車囃子は、聞く側と演奏する側が飽きないように工夫するのが大事である。とくにテンポの間は重要で、慣れと口伝で覚える。文字で書いたものではあまり伝わらない。たとえば、「テンツク」の「テン」は、どのような音か分からないで、音を耳で覚える。撥の握り方から子どもに教える。笛は竹笛である。笛は13名でそのほとんどは女性である。笛の練習は毎月2回、通町の会館です。最近、夕焼け小焼けに続く演目として、月の砂漠を取り入れようとの意見も出ている。キンダイは20年前のを使っている。太鼓の革には寿命がある。笛の人は、キンダイ、オオダイ、鉦のすべてができる人である。

U・K氏は、13歳から笛(竹製)を習った。10歳のとき、町内で笛を習う話が出て、大和田町の金井秀山先生に笛を教えてもらった。市制60周年(昭和36年)のときにはじめて祭りで笛を吹いた。祭り囃子を次世代に引き継ぐために、医療施設の訪問も考えている。続けていくためには、披露する場を設けるのも大切である。最近はお囃子を辞めたり、転居したり、亡くなったりする人もおり、笛の継承者が少なくなってきている。なかには三世代で笛をしている人もいる。子どもがキンダイを叩いて、母親が笛をやる場合も多い。笛の練習は、個人の空き時間にしている人もいる。お囃子を継承するために、子どもの太鼓の練習は、上手な子と練習が必要な子を組み合わせるのが良い。学年別の組み合わせでは力量が変わらないので、技術面を優先にして組む。場合によっては小学1年生同士など、同じ学年同士で練習をする。小学生以下の子もいるが、幼稚園と小学生では大きな開きがある。幼稚園生は甘えが出るが、小学校1年生になるとガラッと大きく変わる。3歳くらいの子どもが来て太鼓を叩く真似をする。子ども達が最初に覚えるお囃子は、四丁目である。四丁

目は、どこの町内の演目にもある。このほかに、曲と曲の間をつなぐ玉がある。最も難しい演目は、サンテコである。これは技術的にも難しい。

かつてU・K氏が幼かったころ、子ども達は、小正月につくるどんだん焼きのヤグラのなかで、お囃子（四丁目、屋台囃子など）を覚えた。高崎の山車は、天皇の即位や市制などの御祝い事を出していた。どんだん焼きの名残と言えるのは、「数え唄」である。祝い歌で「正月とやー」と歌いながらゆっくりと山車を動かした。

今年（平成30年）の高崎まつり関連の最初の町内会議は、6月にした。今年は、山車囃子の披露演奏を事前に高崎まつり祭典事務所前で行う。7月30日、8月1日と2日に八島町、田町、通町の3町だけでお囃子を披露しあう。山車人形は乙姫である。顔と簪を修復した。衣装のちりめんは正絹で、すべて茶箱に納めて保管している。乙女人形のモデルは、五代目 尾上菊五郎である。通町の祭り組織の資料に、モノクロ写真「通町親和会」がある。通町（第一、二区）には子ども会、婦人会があったが、現在の祭り組織に「と組乙姫会」がある。この会は、10年くらい前にできた。人形の着付けは、と組乙女会の女性が10人ほどで着付けをしてくれる。昔は頭がいたが、鳶職人が郊外に出たため、今は通町にいない。世話人と総代（実行委員長）はいる。2年前に、役割分担をするために役付けが書かれた提灯を10個用意した。高崎まつりの山車の出陣式では、午前10時に高崎神社の宮司に御祓いをしてもらった後に出発する。

【事例2】 高崎市八島町

（調査日 平成30年7月25日 伝承者：K・Y氏、30代から50代女性数名）

八島町の山車囃子練習は、7月上旬に祭典事務所開きをした後に始まる。時間は、午後7時からである。6時半ころには、多くの女性や子どもが集まり、練習場の準備をする。子どもは23人で、とても賑やかである。町内の八島会館が事務所である。山車の飾り付けと山車人形の着付けは、7月7日(土)にした。山車の飾り付けは、皆で行う。山車人形（神

功皇后）の着付けは、町内の50～60代の女性数人がしてくれる。人形は高崎まつりが終了した8月10日前後に、すべて解体してしまう。練習に来ている子どもは、町内の人に顔を覚えてもらうため、皆名札をつける。各自で水筒を持ってきて、水分を補給しながら練習に励む。八島町は、マンションが多く、そこに住む子どもが多く参加している。小学生の低学年が主である。中学生は部活や塾で忙しいため、希望があれば叩いてもらう。山車囃子の構成は、キンダイ（9）、オオダイ（2）、鉦（1）である。キンダイが上手な子の後ろで、7人ほどの子どもがサララップの芯で作った手作りの撥を叩いて練習する。指導者は、太鼓の音を声で「テンツク テンツク テンテン」と繰り返して言う。この声に合わせて太鼓を叩く。キンダイは小学校1年生から4年生、オオダイは小学校5、6年生、鉦が1人、笛は大人がする。祭りが終わった後に、打ち上げの飲み食いの「笠脱ぎ」をする。

大正14年に神功皇后の山車人形を製作する前は、人形の代わりに幣束を立てた。この幣束は現在も山車庫にある。山車幕は、布地に折り目が見つからないように円筒状の筒に巻く。山車幕は大正12年にできた。

祭り組織に頭がいる。頭は祭典委員長も兼務する。頭は町内の中から選任されて選ばれる。昨年は、山車にLEDライトをつけて暗闇でも綺麗に光るようにした。発電機はガソリンであったが臭いもきつく火災の心配もあったため、バッテリーに切り替えた。約6年前から、山車にLEDライトをつけるようになった町が増えてきた。かつては提灯や蠟燭を山車につけた。

【事例3】 高崎市新田町

（調査日 平成30年7月31日 伝承者：T・M氏、10代の少年と少女、30代から50代の女性数名）

祭典事務所開きは7月22日でこの日に山車人形（浦島太郎）を飾る。人形の着付けは代々婦人部が行っている。愛宕神社の宮司が事務所開きに来て事務所内のお祓いをしてくれた。事務所は、高崎山車まつりのへ出場する2年に一度開く。山車の町内巡りは、8月4日(土)午前10時半から行う。山車人形を

御神体として祀り、町内の人が御神酒や果物を持ってきて供える。以前は、区長が人形（張りぼての人形で衣装と胴体は別々になる）を管理していた。いまは、プラスチックのケースに人形と衣装を入れて、保管庫に仕舞う。山車については、祭りの一週間前に山車幕を出して飾る。練習は6月26日から祭り日の直前まで（平日のみ）する。町内での指導者は11人で、子どもは22人である。お囃子の練習には、幼稚園児や町外の人も参加している。町内の人に、自分の友人や知人など縁のある人に声を掛けてもらい、参加者を集めようと電話やメール、文書で連絡を取り合ってもらおう。町内でそれぞれが工夫をして祭りに関心がある人を集めている。

祭りの巡行責任者は、頭である。代々頭を務める家は決まっている。お祭りのことを小さいときから知っていて、若いころから参加している。頭は率先して、頭の任務（祭りの統括）をした。山車を持つ町は、皆「自分たちが一番最高だ」と思って山車囃子を奏でる。山車囃子の構成は、オオダイ（1）、キンダイ（3）、鉦（1）、笛（6）である。囃子の中で一番難しいのはオオダイで、小学校高学年がする。笛は秀山流で、少し笛のテンポが速いことに特徴がある。一方、長谷川流はゆったりしたもので、吹ける人の高齢化が進んでいる。秀山流は若い人も習っている。キンダイは4歳の子が叩いている。昔は小



写真2 御神体となった浦島太郎の山車人形
(高崎市新田町) 2018年7月31日撮影



写真3 山車囃子の練習 オオダイとキンダイ
(高崎市新田町) 2018年7月31日撮影

学生以上でなければ山車に上がることができず、一番小さい子のことをミソッカスと呼んだ。

笛の継承について、高校3年生の小杉恒太君は、小学生からずっと笛をしている。以前、八島町の事務所に秀山流の先生が来て笛を教えてもらい、さらに少年科学館であった笛の講習会に参加して練習した。笛の練習情報は、人伝で教えてもらった。笛の覚え方は、まず「見て盗め」という。笛の持ち方、指の押さえ方などを、笛吹きの後ろから見て真似する。太鼓の数は限られているので、順番で使う。後ろに座っている子どもは、膝を叩いてリズムを取る。キンダイをするのは小学校6年生までである。オオダイは、小学校6年生になってから叩ける。

祭りの衣装は法被である。区長、山車保存会長、祭典委員長の役付けは鯉口シャツを着る。このほかにも、お祭り好きな人は半纏や鯉口シャツなど、何種類かの衣装を揃えている。

【事例4】高崎市相生町

(調査日 平成29年8月3日 T氏ほか、70代後半の男性数名)

相生町では高崎まつりの運営のために一世帯につき、年間1,200円の寄付を集める。平成29年時点で、125戸ほどある。相生町以外から、まつりに参加する人はいない。平成29年の事務所開きは、7月31日とくに暦やカレンダーを見て大安など日の良い日を選んだりはしない。山車を後世に引き継いで守り伝えようと、1970年代後半に若手だけで保存会を結

成した。現在のまつりの中心は区長で、このとき皆でおそろいのTシャツを着用する。

町内の山車の巡行は、8月5日の午前9時から10時までの1時間である。寝たきりの高齢者や車椅子の人も山車囃子の音（笛と太鼓）が近づいてくると、山車をみようとして外に出てくる。

以上、山車を持つ高崎市通町・八島町・新田町・相生町の4事例をみてきた。通町では、古い祭囃子の伝統を維持しようと、新たに夕焼け小焼けの曲目を取り入れ、現代の人びとにも親しみやすくした。八島町は高崎駅に近く、マンションに住む子どもが多く参加している。新田町は小学生以上でなければ山車の乗ることができず、それより小さい子をミソッカスと呼んだ。相生町では、事務所開きを大安の日など、特に意識せず、祭囃子の音が近づいてくると寝たきりの高齢者や車椅子の人も外に出て来る。このように、山車の祭囃子は地域に根付き、高齢者の記憶のなかにも刻まれているといえる。

まとめ

本稿では、高崎まつりを担う人びとの民俗を明らかにすることを目的とし、その方法として、まず旧高崎地域の山車そのものを取り上げてきた。山車の歴史を検討するにあたり、近世に成立した文字史料を用いた。まず、土屋老平が明治15年（1882）に著した『更生高崎旧事記』から、明治2年（1869）正月26日に行われた頼政神社祭礼時の屋台の飾り物の詳細を確認し、この史料を出発点に山車の歴史の変遷をみてきた。そして、頼政神社の例大祭の由来を確認するため、延享4年（1747）以降に書かれたと推察される、高崎藩の最後の藩主大河内輝声が遺した大河内家文書『高崎史料集 大河内家文書（無名書1）』から、祭礼のはじまりが元禄12年（1699）正月14日の道祖神之祭で、翌年に道祖神之祭の祭礼日が正月26日に変更になったことが確認できた。また、自寛永7年（1630）至文化11年（1814）の町方の法制が集録された『高崎町方私記』から、道祖神祭礼が正月7日に変更し、子どもが車輪の付いた台の乗り物に太鼓を載せていたことがわかった。そし

て、安永9年（1780）に川野辺寛による『閩里歳時記』では、正月7日から14日まで道祖神祭礼が行われ、子ども達が小さな車輪の付いた車に太鼓と小太鼓を載せて武家屋敷のまわりで「道祖神の御祝い」と言いながら、門付けをして武家から末広がりを意味する縁起のよい扇子、銭などを貰っていた。山車の前身の姿は、台車に太鼓を載せたものであった。

次に、山車の民俗とその変遷を中心に、山車の製作年代や御神体として祀る山車人形を取り上げ、山車の民俗の特色を検討してきた。明治、大正、そして昭和時代にかけての山車には、太鼓のみならず、幟や人形などが加わり人びとを魅了した。山車は古くから旧高崎地域の人びとに受け継がれ、市レベル、国レベルでの祝賀や記念を祝して山車巡行を行うようになった。一方で、道祖神祭礼で山車を曳く町内は減少した。

現在、各町内では、まつりの1～2週間前に公民館や空き店舗を利用した祭典事務所を開く。平成29年（2017）から平成30年（2018）にかけてを例に期日を挙げると、寄合町は7月29日、住吉町は7月1日、赤坂町は7月30日、相生町は7月31日、常磐町は7月16日、歌川町は7月初旬の大安の日である。いずれの町内も山車人形にお神酒、季節の果物、菓子や飲み物を供えることから、山車人形には御神体としての性格がみられ、祭典事務所内や囃子の練習場に祀る。

最後に、高崎の山車行事についてまとめてみたい。旧高崎地域では、各町が山車の巡行を行うときは、大きく分けて二つある。一つ目は国レベルでの祝賀である。主な祝賀を例にあげれば、国レベルの祭典である大正4年（1915）の大正天皇即位式、昭和3年（1928）の昭和天皇即位式、昭和15年（1940）の紀元2600年記念行事である。二つ目は高崎における市レベルでの祝賀である。市レベルでは高崎が新たな段階へと移行するときに、その発展を祝って山車を曳いた。その主な出来事は、戦後の早期復興を願って1年早い昭和24年（1949）行った市制50周年記念、昭和36年（1961）の市制60周年記念、同年の群馬音楽センター落成記念などである。当時、各町内では山車や小正月の道祖神屋台を曳いて祝った。

山車を持たない町内はこれらの祭典に合わせて、新たに山車を製作した。これらを統合すると、つまり、国レベルで歴史が変わる日、そして高崎地域の市レベルでいえば、高崎にとって新たな歴史が刻まれるときに山車巡行をする。これら二つのレベルに共通することは、旧高崎地域の山車を持つ町内では、歴史を変えるような喜ばしい事態が生じた場合に、その喜びを表す方法として、山車を曳き街中を練り歩いたことである。

筆者は、山車行事が過去から現在にわたって受け継がれてきた理由は、山車とそれに付随する山車囃子が継承されてきたためと考える。明治時代から昭和初期にかけては、市制の成立年を祝ってその年に山車巡行を行ったが、昭和後期になると、高崎まつりに合わせて市制の成立年を祝うようになった。

高崎地域の人びとは国レベル、市レベルでの祝賀や記念日があれば、それを祝しその喜びを共有したいという思いがあったからこそ、山車を巡行させてきたのである。このことは、時代の変化により現在の高崎まつりの山車巡行へと移り変わり、維持されている。これが高崎の山車の民俗であり、高崎という地域を象徴する民俗として現在も生き続けているのである。

【付記】

本稿の執筆にあたり、平成29年（2017）7月から平成31年（2019）3月に行った高崎市無形民俗文化財調査「高崎の山車行事（高崎まつり）」の調査研究成果に、新たに考察を加えたものです。関係者の皆さまに大変お世話になりました。記して感謝申し上げます。

＜参考文献＞

- 高崎市商工部商業観光課 1997『高崎の山車』高崎市
高崎市編 1996『高崎市民俗調査報告書第6集 旧市域の
祭りと町内会 現代の祭りとその背景』高崎市
高崎市市史編さん委員会編 2002「閩里歳時記」『新編高崎
市史 資料編8 近世4』高崎市
高崎市市史編さん委員会編 2004『新編高崎市史 民俗編』
高崎市
高崎市歴史民俗資料調査委員会編 1986『高崎史料集 大河
内家文書（無名書1）』高崎市教育委員会

- 高崎市歴史民俗資料調査委員会編 1988『高崎史料集 藩記
録（大河内）1』高崎市教育委員会
土屋老平1968（1882）「更生高崎旧事記」高崎市史編さん委
員会編『高崎市史』第3巻 高崎市
土屋喜英 2001「高崎まつりと山車」『高崎市史研究』10号
高崎市
柳田國男 1990（1942）「日本の祭り」『柳田國男全集』13
巻 ちくま文庫
柳田國男 1977（1955）「年中行事覚書」『定本 柳田國男
集』第13巻 筑摩書房

高校地歴科における問題解決型学習と地域連携

東海林（近藤）聖弥

はじめに

本稿は群馬県立高崎商業高等学校において2023年度と2024年度に筆者が実践した授業の事例報告である。2023年度は旧課程の地理Aで防災教育を、2024年度は歴史総合で地域史探究の単元を構想し、年間をとおした指導計画の下実施した。

文部科学省は2017年に新しい幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を、2018年に新しい高等学校学習指導要領を、2019年に新しい特別支援学校高等部学習指導要領をそれぞれ公示（以下、新学習指導要領と表記）した。これに基づき、幼稚園は2019年度から、小学校は2020年度から、中学校は2021年度から全面实施され、高等学校では2022年度から年次進行で実施され、現在に至る。

筆者は昨年度第3学年（2021年度入学）を受け持っており、したがって新学習指導要領実施該当学年でないため、旧課程の地理Aでの授業実践となった。今年度は第2学年（2023年度入学）を受け持っており、入学当初より新課程の実施がされているため新しい科目である歴史総合での授業実践となった。

新学習指導要領でも言及されているように、現在は情報社会のイノベーションが革新的に進行し、教育を取り巻く状況も大きな転換期にある。さらに新型コロナウイルスの流行は、世の中全体にデジタル化を強く要請することとなった。感染拡大防止のため、全国に学校の臨時休業措置が取られたことも記憶に新しい。地域によっては約3か月間、子供たちが学校に通えない状況が続いた⁽¹⁾。こうしたことが

ら改めて子供たちの居場所としての学校（学校の福祉的側面）が強調されたり、子供たちの学びを保障するためのシステムとしてのオンライン授業の実施の可能性が強調されたりするなど、学校や教育の在り方が変化しようとしている。

社会全体のデジタル・トランスフォーメーションが加速度的に進行しつつある現在、学校教育においてもそれに対応することのできる環境や取り組みが必要となっている。以上の状況も踏まえ、事例紹介の際に学校におけるICTの活用についても補足的に扱う。

本稿では、事例報告の新学習指導要領上の位置づけを明らかにするため、まず新学習指導要領の方向性と現在における状況について整理する。これを踏まえて問題解決型学習と地域連携の授業実践の事例報告を行い、その成果と課題についてまとめ、今後の授業の在り方の展望を述べたい。

1. 「令和の日本型学校教育」の構築 一本取り組みの学習指導要領上の意義について一

2021年1月26日、中央教育審議会が「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（以下、「答申」と表記）を発表した。この「答申」は、新学習指導要領の着実な実施を促進するため、生徒の学びの転換と教師の働き方改革とを一体的に行う基盤づくりが必要だという認識に立っている。教育を取り巻く環境が劇的に転換している現在、従来の一斉授業を基盤としてそこから脱却・再構築してゆく新たな授業づくりが求

しょうじ（こんどう） せいや（群馬県立高崎商業高等学校 教諭）

められている。そこで「答申」では、これまでの日本の学校教育が果たしてきた役割と成果を再確認し、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型教育」と位置づけ、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」とした（p.1）。

新学習指導要領では、子供たちに育むべき資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理し、これを実現するため教育の質向上を図る「カリキュラム・マネジメント⁽²⁾」の実施を求めており、併せてこれを充実させるため「社会に開かれた教育課程⁽³⁾」が重要だと説く。

「答申」では、この新学習指導要領の理念の浸透を徹底するために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体化の充実を図る必要があるとする。では、「答申」において、これらはそれぞれどのように説明されているのだろうか。まず、「個別最適な学び」とは以下のように示される（p.17-18）。

全ての子供に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するためには、教師が支援の必要な子供により重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどの「指導の個別化」が必要である。

基礎的・基本的な知識・技能等や、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、幼児期からの様々な場を通じての体験活動から得た子供の興味・関心・キャリア形成の方向性などに応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」も必要

である。

以上の「指導の個別化」と「学習の個性化」を教師観点から整理した概念が「個に応じた指導」であり、この「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念が「個別最適な学び」である。

また、「協働的な学び」については、以下のように示される（p.18）。

さらに、「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた、探究的な学習や体験活動などを通じ、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要である。

「協働的な学び」においては、集団の中で個が埋没してしまうことがないように、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげ、子供一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせり、よりよい学びを生みだしていくようにすることが大切である。「協働的な学び」において、同じ空間で時間を共にすることで、お互いの感性や考え方に触れ刺激し合うことの重要性について改めて認識する必要がある。

このように「個別最適な学び」と「協働的な学び」について整理されており、各学校における授業づくりに当たって「個別最適な学び」と「協働的な学び」が組み合わせられて実現されることを期待し、両者が相補的に機能しながら「主体的・対話的で深い学び」の授業改善につなげていくことの必要性が指摘されている（p.19）。

本稿で扱う事例報告は以上述べてきた新学習指導要領と「答申」の方向性を踏まえつつ、所属校の実情に合わせて実践したものである。具体的には、新学習指導要領における「社会に開かれた教育課程」を念頭に単元指導計画を立案し、指導にあたっては年間をとおして「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体化が図れるような授業づくりとなるよう心がけた。その成果と課題については、次章のなかでまとめたいと思う。

2. 事例報告

(1) 学校の特徴ならびに生徒の実態

県立高崎商業高等学校は、1902年に高崎市立商業補習学校として認可、高崎市宮元町に設置され、1970年に現在の東貝沢町に移転してから今年で創立122年を迎える。

2022年には学科転換によりグローバルビジネス科、会計ビジネス科、情報ビジネス科、総合ビジネス科が設置され、それぞれの進路に応じた学科選択が行われる。2024年度当初時点（5/1付）での生徒在籍数は758名、学級数は各学年7学級の21学級で大規模校である。高崎市内から通学する生徒が約57%で最も多く、沼田市や利根郡地域の北毛地方、邑楽郡地域の東毛地方といった遠方から通学する生徒も一部在籍している。

過去3カ年の進路状況は図1のとおりである。進

路状況の4割程度を占める就職者のうち、県外企業への就職者はそれほど多くはなく、県内企業への就職者が多数である。4年制大学への進学者については全体の約3割程度であるが、そのほとんどが指定校推薦や全国商業高等学校協会等の推薦制度を利用しており、公募推薦や一般受験を利用する生徒はごく一部となる。

部活動はソフトテニス部男女、空手道部、陸上競技部、ビジネス研究部（珠算・簿記・コンピュータ・ワープロ・マーケティング各部門）の全国大会出場を筆頭に、多くの生徒が部活動に所属して優秀な成績を挙げている。

したがって、授業においては教科内容の基本的・基礎的部分の知識・技能習得に重点を置き、そこで獲得した知識・技能の積極的活用を図る展開を重視している。生徒の授業の取り組み状況は良好で、協働的な学習形態においても授業の内外で積極的な調査活動を行うことができる。

(2) 地理Aと防災教育

ここでは、2023年度に実施した地理Aにおける防災教育の授業と地域連携の取り組みについて述べたい。対象は3年生の7クラスである。本授業における内容と地域連携との関係は、まず調査・報告活動を行い、その成果を外部に発表するという形式を採った。

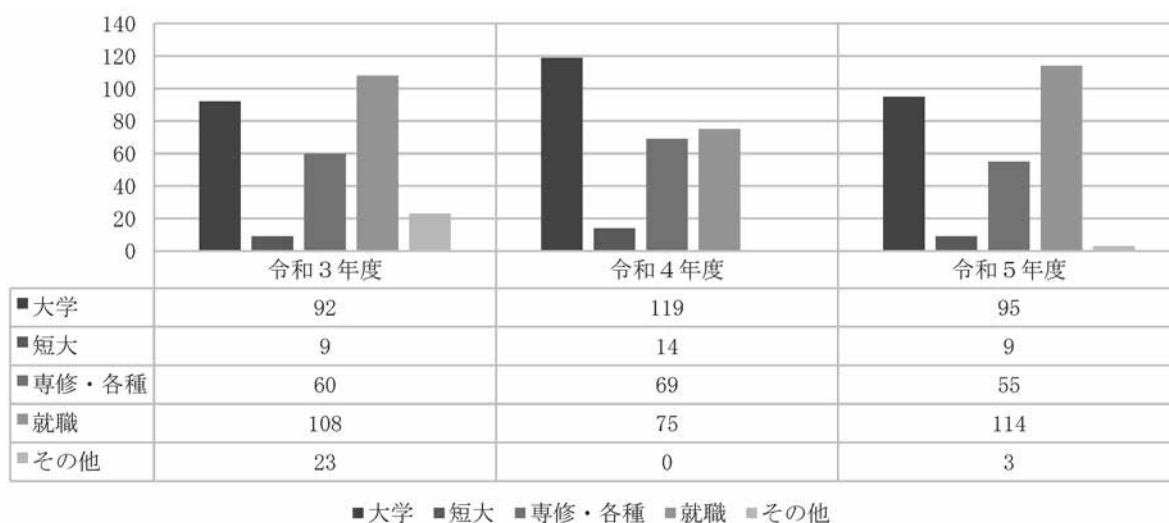


図1 直近3カ年の進路状況

2023年度の3年生を対象に行った授業であるため旧課程の扱いであるが、新学習指導要領がすでに発表・実施されていることも意識して、地理総合の学習指導要領上の展開を念頭に授業を実施した。具体的には大項目C「持続可能な地域づくりと私たち」で提示されている問題解決型学習を実施しようとしている。ここでは大項目A「地図や地理情報システムで捉える現代社会」、及び大項目B「国際理解と国際協力」での学習内容を踏まえ、防災の基本的な考えと生活圏の地理的な課題を検討・調査する活動をとおして、持続可能な地域社会を実現するための課題解決にむけた取り組みを構想することを目指している。後掲する単元指導計画に示したように、本授業は2段階構成をとる。第1段階がレポート作成で調査・研究がメインテーマとなる。第2段階が防災提案で生活圏の課題解決にむけた取り組みの提言をおこなう。これがそれぞれ学習指導要領の(1)自然災害と防災―第1段階、(2)生活圏の調査と地域の展望―第2段階に相当するように授業を構想し

ている。これらの項目の取り扱いが地理総合のまとめとなる学習活動であり、主体的な学習活動の場を設定することで、授業後の日常生活においても持続的に行われることが望ましいとされる。「授業で実践した内容が、社会でどのように実現するのか」という主題設定は、上述の学習指導要領上の位置づけを念頭に置いている。

本授業は通常の教科書学習と平行して単元構想を練り、その目的を以下のように生徒に提示した。

目的

近年の気象異常に起因する自然災害の激甚化に対し、日頃の防災への意識と備えが必要であることを理解するとともに、その活動を発展させ、地域の防災力強化のために自分たちができることを考案・提案し、社会で実現することを目指す。

単元構想における指導計画は表1のとおりであ

表1 防災教育の単元指導計画案

学習過程 (時間数)	活動内容	指導上の留意点
第1時～ 第2時	〈手順説明・レポート作成〉(6月) ○各クラス8グループ、1グループあたり4～5名のグループ分けを行う。 ○レポート作成①：地形と災害種別―各グループの関心に沿って、具体的な地形とその地域に起こりうる災害種別についてレポートを作成し、まとめる。 ○レポート作成②：自然災害伝承碑の調査―各グループの関心に沿って、具体的な自然災害伝承碑についてのレポートを作成し、まとめる。	・グループ活動において、各自の仕事を明確にするため役割分担を決める。 ・レポート①②について、事例は群馬県内のものとする。身近な災害への注意喚起を図り、防災意識を高めることができるよう支援する。 ・レポート作成で最も留意する点として、参考文献の必要性、表記の仕方のルール等著作権についての情報を徹底して伝える。
第3時	〈レポート発表・共有〉(7月) ○各グループで作成したレポート①②について、内容をまとめ、意見の交流をおこなう。	・発表を聞いている際はコメントシートへの記入を行い、その後の意見交流の準備とする。
第4時～ 第5時	〈スライド作成〉(10月) ○「地域の防災力を高めるためにはどのようなことをすればよいか」についてグループで意見を出し、具体的なアイデアをスライドにまとめる。	・調査段階でアンケートを取ったり、インタビューをしたりする必要があるので、その都度該当グループに支援をする。
第6時	〈スライド中間発表〉(11月) ○地域防災の提案をクラス向けに行う。時間は各班5分以内とする。 ○企画書を作成し、発表の補助資料とする。 ○他のグループの発表を聞いて、自分たちの発表を練り直す。	・各自でコメントシートへ記入、疑問点について発表者に質問する時間を設ける。 ・手元資料としてPDF化し、共有する。 ・成果発表に向けて内容を修正し、発表のブラッシュアップができるよう支援する。
第7時	〈スライド成果発表〉(12月) ○中間発表の際に出た反省点を修正し、成果発表を行う。 ○クラス内で投票を行い、もっとも印象に残った発表を決めてクラス代表とする。	・前回の発表から、具体的にどの部分を改善したのかについて明示しながら発表すること。 ・実現可能性より、アイデアを重視する。クラス概要は外部へ発表を行う。
第8時	〈外部への発表〉(1月) ○各クラスの代表がそれぞれアイデアを実現できそうな機関の担当者に向けて発表を行う。	・関係機関との連携は生徒が主体となって行うことが望ましい。

表2 防災教育のグループ学習における係分担表

係分担	人数	仕事内容
班長	1名	グループ内の業務の進捗状況を確認したり、グループ内の意見の調整をしたりする。各提出期限の徹底遵守を呼びかけること。
発表係	1名	発表を行う。発表資料作成係とよく協力すること。発表は1班あたり5分以内とする。漢字の読み間違い等がないよう事前に練習すること。
発表資料作成係	1～2名	発表資料を作成する。作成はGoogle スライドを使用すること。分かりやすい、見やすい、印象に残る資料作成を心掛ける。
企画書作成係	1～2名	提案が企画として採用されるよう、企画書を作成し、発表の補助資料とする。

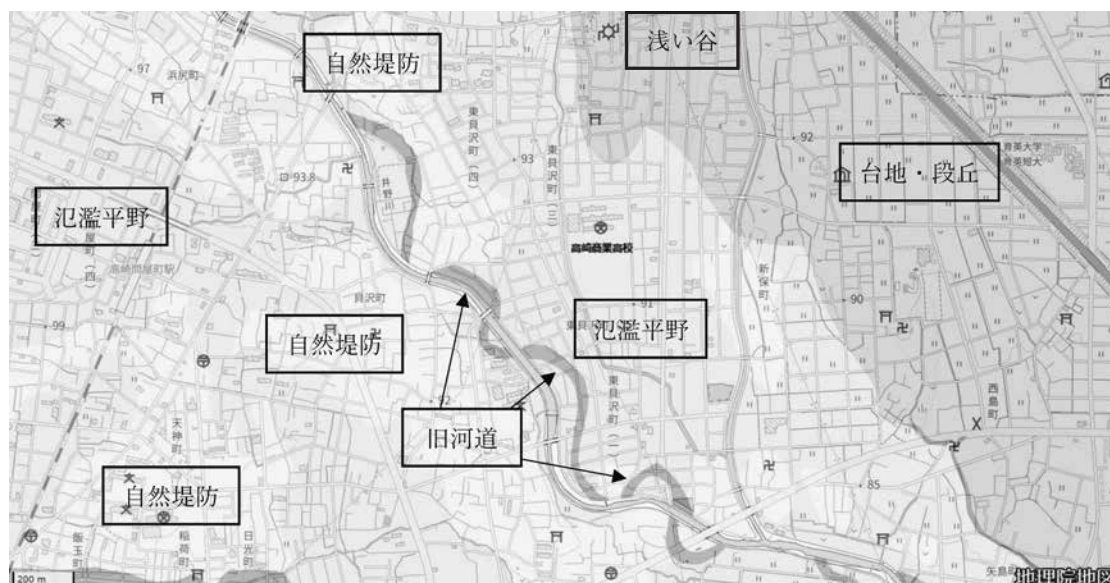


図2 県立高崎商業高校周辺の地図（地理院地図より）

る⁽⁴⁾。レポート作成は1) ハザードマップの読み取りと2) 自然災害伝承碑の調査という2つの主題を設けた。この2つのレポート作成を前提に地域防災の具体案を提示するという流れとなっている。当初の案では、地域連携の手続きも生徒主体で行うことを想定していたが、時間の都合上、筆者が主導で行うことになってしまったのは変更点（反省点）である。また、グループ活動においては、各自の役割を明確にして係分担制とし、相互評価を行って各自の仕事を全うするための仕組みを整えた。なお、係分担の例は表2のとおりである。

レポート作成の1) ハザードマップの読み取りに先立って、学校周辺のフィールドワークを実施した。学校周辺の地図を図2として掲げる。学校が立地するのは井野川がつくった氾濫平野内であり、ハザードマップも合わせて見ると敷地南西部にある軟式野球練習場がもっとも低くなっている⁽⁵⁾。また、

学校を出て西側に進み、井野川まで行くと、自然堤防を上ってその先に旧河道が走り、現在の井野川の流れにぶつかる。フィールドワークは学校から約2km圏内において土地の高低差の調査とその成り立ちについてまとめることで、予想される災害種別について考察し表現する目的で実施した。生徒は写真やメモ等の記録を取りながら、学校周辺で想定される災害種別の1つである洪水浸水被害の予想を立てる活動を行った。旧河道については、現在でも田んぼや宅地として利用されており、現況でも旧河道と分かる地形となっている場合が見られた。このフィールドワークでの成果をもとに、自分の身近な地域におけるハザードマップの読み取りに関するレポート作成を行った。

レポート作成の2) 自然災害伝承碑の調査については、国土地理院の地理院地図を活用した。生徒個人個人の身近な例を調査している例が多く、特に

「七士殉職供養塔」（高崎市片岡町2丁目）を調査した生徒が多かった。この供養塔は1935年9月24日から25日にかけての豪雨による洪水被害の伝承碑で、救護活動に従事した十五連隊の兵士7名が殉職したことを伝えるもので、同年に建立されたものである。伝承碑が建つ箇所は自然堤防上にあり、伝承内容は碑の北西方向にある烏川と碓氷川の合流地点での出来事と思われる。こうした現地情報について、地図の読み取りとともに、伝承内容の詳細な検討を生徒とともに行うことができた。中には現地に赴いて実際に碑を確認し、写真を提示してくれた生徒もあり、地元の過去の自然災害に関する関心は非常に高いことが伺える。

この2つのレポート作成を踏まえて、具体的な地域防災提案を行うという流れとなる。地域防災提案のテーマは「どうすれば地域の防災力を高めることができるか」というものである。各グループで具体的な地域を設定し、上述のテーマを念頭に置きながら地域防災提案を行う。地域は群馬県内という限定のみで、それ以外の指定は行わなかった。群馬県域全体にかかる災害リスクとその備えという大きな視点でスライドを作成した班もあれば、自分の住む市町村レベルの範囲における防災力強化を提案する班もあり、多種多様な具体例の提案があった。表1の単元指導計画のとおり、各班あたり5分以内での発表時間とし、中間報告を行った上で成果発表の場を設け、クラス代表を投票で決定した。特に発表活動における中間報告は有意義で、クラス内で最終報告に向けて意見を交流する中で新たな発見があったり、修正点がはっきりしたりする。中間報告から成

果発表にかけて大きく内容変更を行った班もあり、他者の発表を聞いて改めて内容を精査する場となったようだ。

クラス代表が決定してから、外部との連携を検討した。具体的には11月末から12月頭にかけてクラス代表が決定し、1月中旬までの地域連携を考えていたので時間的な余裕はなかったが、幸いにも関係各所で快く引き受けてくださったこともあり、事務的な手続きについてもスムーズに行うことができた。企画テーマと訪問先一覧は表3のとおりである。実施要項を作成する際に、地域連携の目的を以下のよう

- ・授業をとおして学んだことを外部に向けて発表することで、授業と社会が繋がっていることを実感する。
- ・提案内容は（時間的・費用的側面で）実現に向けた高いハードルがある場合があるが、各自治体の防災担当者の方やビジネスの現場の方といったプロの方々からアドバイスをいただき、どのような内容にすれば実現することができるのか、その具体的なイメージや行政手続きなどについて実践的に学ぶ場とする。

なお、地域連携にあたって群馬県総務部危機管理課と嬭恋村総務課は校長から依頼の形を採り、高崎オーパは産学連携の繋がりや担当者間でのやり取りから実現が叶った。

群馬県総務部危機管理課では、4班分の発表を行った。大きく分けると①火山災害について（No.1）と

表3 防災教育の企画テーマと訪問先一覧

No.	組班	企 画 テ ー マ	訪 問 先
1	1組3班	「噴火時における火山噴出物への対策」	群馬県総務部危機管理課
2	2組7班	「川の氾濫を防ぐ方法—太田市に遊水地を—」	群馬県総務部危機管理課
3	3組4班	「こどもでもわかるこうずいのおそろしさ—子どもの災害意識向上のために—」	群馬県総務部危機管理課
4	4組6班	「防災食料品について—防災サブスク—」	高崎オーパ
5	5組7班	「災害とどう向き合っていくか—子ども向けハザードマップ—」	群馬県総務部危機管理課
6	6組4班	「嬭恋村 防災訓練—高齢者の避難訓練—」	嬭恋村総務課
7	7組7班	「食料備蓄の大切さ—非常食販売イベント—」	高崎オーパ

②洪水浸水被害について（No.2、3、5）の2つである。No.1では浅間山が噴火した際の避難行動に関する提言であり、特に頭部を守ることを重視することを訴えている。No.1の提言は若者に伝わりやすいようにショート動画を作成することも含まれており、実際に危機管理課の担当者の方から提案を受け、群馬県公式YouTube「tsulunos」において限定公開されることとなった。危機管理課では普及啓発活動として小学校との防災教育の連携を進めており、No.3とNo.5の発表はそれぞれ小学生向け紙芝居と体験学習となっていて、実際に小学生に実施することも含めて検討できるとの反応があった。No.2は群馬県内において洪水浸水被害が頻発する地帯である太田市に遊水地と防災公園の設置を提案したものである。藤岡市に設置された藤岡市防災公園を念頭に置いており、自治体がハード面で防災に対応する方法を提言した。こうした計画については、一部検討が開始されているとのことで、危機意識としては共通するものがあることを実感することができたのではないだろうか。行政として防災を考える際、「持続性」という視点が非常に重要になると指摘を受けた。中長期的な時間軸で計画を立て、担当者が交替しても持続的に実施してゆく必要がある。こうした実際の行政事務を担当する方々からの生の意見が生徒たちにどのように伝わったのかは分からないが、授業内容を実際に社会で実践するためには何が必要なのか、考える機会になったかと思う。

嬭恋村総務部では、No.6の発表をおこなった。この発表は、嬭恋村の防災避難訓練を提案したもので、高齢者世帯の多い地域特有の課題を踏まえながらの発表となった。総務部での発表であるが、嬭恋村防災関係各所の担当者の方々も集まっていた。介護関係、避難所設営関係各係の担当者の方からのご指摘もいただき、非常に有意義な意見交流となった。嬭恋村特有の問題として、移住者の方や別荘住まいの方と地域の方との普段からの交流の機会を持つことが難しく、特に防災という地域共通の課題をそういった方々と情報共有することの難しさがあるという。自治体からも様々な働きかけをしているものの、現状としては住民同士の横のつながりが

非常に重要な部分を占めているという情報は、実際に生徒たちが発表して聞き出すことができたものである。こうした課題に直面し、チームで課題解決を行うことは、仕事の場面でも日常的に行われており、学校での発表活動で行ったような協働的な検討方法が社会でも実践されていることを理解することができたのではないだろうか。

高崎オーパでは、防災食料品の定期購入サービス（No.4）と非常食販売イベントの企画・実施（No.7）の班の発表をおこなった。どちらも防災食料品の備えに関する提案であるが、No.4が持続性を重視し、No.7がイベント性を重視していて対照をなしている。こちらは“収益性”という観点から提案をブラッシュアップして、商品として売り出すために具体的に何が必要なのかについて議論があった。授業自体は地理分野であるが、商品化するにあたって購入者はどのようなターゲットを想定するのか、損益分岐点はどこか等のマーケティングの授業の知識・技術を活用する必要がある、教科等横断的な視点をもつことの重要性を認識できたのではないだろうか。また、発表の内容とは直接の関わりはないが、高崎オーパでは直近の2024年1月1日に発生した能登半島地震の影響を受けて建物の揺れが発生、日頃の危機管理体制に則って対応をした映像を見せていただくことができた。統括部門では、お客様の安全を確保するという大原則を徹底するため、日頃の避難訓練は重要な機会となっているという。大型の商業施設である高崎オーパでは、専門店が多く集まっているという形態上非常時の情報の交通整理（共通認識）を事前に徹底しておく必要がある、今回の能登半島地震の際の実践に繋げることができたと話を伺った。

ここまで見てきて当然のことであるが、現実社会で課題に直面している当事者からのアドバイスを聞くことができ、課題解決においてチームで協働的に仕事をする、複数分野にまたがる知識・技能が必要になってくることを改めて確認することができた。問題解決型学習を教室の中だけで完結させるのではなく、実際に社会に出て、様々な場所で提案することも必要になってくるのではないだろうか。

(3) 歴史総合と地域史探究

続いて2024年度に実施している歴史総合と地域史探究における地域連携の取り組みを報告する。対象は2年生7クラスである。本授業における内容と地域連携との関係は、調査活動に入る前に外部講師による講義を行って地域史探究の意義を共有、それを踏まえて調査活動を行うという形式を採った。

本授業の学習指導要領上の位置づけは、D(4)「現代的な諸課題の形成と展望」を念頭に置いており、ここは科目のまとめであるが、表4で示す単元の指導計画のとおり年度当初から計画的に取り組むを進めた。地域に見いだせる具体的な資料から地域の歴史を明らかにし、その歴史が日本列島や世界の諸地域の歴史と密接に結びついていることを理解するため、教科書学習と並行して進める形式をとった。探究学習においては主題設定が生徒それぞれの

興味・関心から出発して、具体的な資料に基づいて調査・研究できるよう支援することが不可欠となる。したがって主題設定の段階で調査・研究が難しいようなものについては、教師が軌道修正をおこなう場合がある。しかし軌道修正は最小限にとどめ、自らの学習から主題を構築できることが望ましいとされる。執筆段階（2024年12月）では主題設定のグループ活動に入ったところであり、これから主題の検討を行う予定である。

本授業の目的は以下のように生徒に提示した。

目的

身近な地域の歴史について、地域に残された資料を活用して歴史像を描くことを目指す。その過程で地域資料の再認識を図り、「何が資料といえるのか」「何を資料として残すのか」につ

表4 地域史探究の単元指導計画

学習過程 (時間数)	活動内容	指導上の留意点
第1時	〈地域資料とは何か、地域史とは何か —外部講師による講義〉(6月) ○地域に残された様々な情報を資料として扱うにあたって必要なことを学ぶ。 ○何を地域資料というのか、どのような性格があるのか、資料保存・記録化の重要性・切実性を学ぶ。 ○地域史を研究することで私たちの来歴を知り、これからの地域の展望を考える。	・科目の導入との関連を意識し、諸資料を活用する上で必要な情報やレファレンスを示す。 ・諸資料の取り扱いや課題設定の方法などについて、専門家による紹介・解説を行う。 ・私たちの身近な生活や地域にみられる諸事象が、日本や世界の歴史とつながっていることを示す。
第2時～ 第3時	〈地域資料を探す —資料カードの作成〉(7月) ○資料の情報を整理して記録する(いつ、どこで、どのような等)。 ○身近なモノ・コトを資料化し記述することで、その資料自体のもつ歴史や資料をめぐる歴史を明らかにする。	・博物館で作成する資料調書の簡易版をテンプレートとして示し、そこに記入してゆく。 ・有形・無形を問わずどのような資料が活用できそうか、それを資料として取り扱うことの意味を考えられるようにする。
第4時	〈調査した地域資料を共有する〉(7月) ○グループになって、各自が調査した資料カードを発表し合い、意見交流を行う。	・扱った資料にはどのような特徴があるのか、どのようにして情報を得たのかな等を共有する。
第5時～ 第6時	〈地域の歴史を調査し発表する〉(12月) ○同じ地域で資料を作成した生徒同士でグループになり、主題を設定して資料をととした地域の歴史を調査し発表する。 ○具体的な資料に即した地域像を描くことを意識して発表資料を作成する。	・設定した主題と扱う資料が適切かどうか、資料の取り扱い上の留意点等について丁寧な指導をおこなう。 ・ここで発表するものは、必ず資料という根拠が必要であることは強調する。
第7時	〈中間発表〉(1月) ○地域防災の提案をクラス向けに行う。時間は各班5分以内とする。 ○発表概要を作成し、発表の補助資料とする。 ○他のグループの発表を聞いて、自分たちの発表を練り直す。	・各自でコメントシートへ記入、疑問点について発表者に質問する時間を設ける。 ・手元資料としてPDF化し、共有する。 ・成果発表に向けて内容を修正し、発表のブラッシュアップができるよう支援する。
第8時	〈成果発表〉(1月) ○中間発表の際に出た反省点を修正し、成果発表を行う。	・前回の発表から、具体的にどの部分を改善したのかについて明示しながら発表すること。
第9時	〈発展学習 —地域史×ビジネス〉(2月) ○地域の歴史をより広く知ってもらうためにはどのような手法があるか考える。	・調査結果を商品化・利益化する方法を考案し、研究成果を社会に還元する方法を模索する。

いて再考することで地域の歴史の担い手としての自覚を養うことを目指す。併せて地域資料の保存・記録化の重要性・必要性を学び、これからの地域の在り方や自らの関わり方について考える契機とする。

授業の導入にあたり、群馬県立女子大学 群馬学センター 准教授 築瀬大輔氏に外部講師を依頼し、「Doing History！－「歴史の力」で地域を育てる－」という演題で講演をいただいた。身近な事例から歴史を描くにはどのような方法があるのか、資料とはどのようなものなのか、歴史資料を取り巻くリスクについてそれぞれ紹介があり、「歴史は「ある」のではなく「する」のだ」というメッセージとともに学校の外へ出て、歴史資料を探し、そこに蓄積された歴史を取り出す作業の面白さと大切さについて話が合った。生徒一人ひとりが歴史の主体者として地域と向き合い、実際に資料を探し出して歴史を描く本授業のねらいに合致したもので、生徒たちの印象に強く残ったことと思われる。

この講演を聞いて、生徒たちは実際に資料を調査し記録する〈資料カードの作成〉の作業に移る。資料カードは1人3枚以上作成することとし、原則的には自分の住む（住んでいた）地域にある地域資料を記録化する。何を資料とするかについては、生徒各自が判断することとし、有形・無形は問わないとした。資料作成のテンプレートはこちらで提示する。生徒はそのテンプレートに基づいて、それぞれ記入してゆく。この時、かならず（現況の）写真を添付することを求めた。テンプレートに記入する項目は以下のとおりである。

- a. 名称
- b. 員数
- c. 所在地
- d. 所有者
- e. 管理者
- f. 内容（年代・作者・由来・形状・材質・法量・重量・特徴）
- g. 保存状況
- h. 参考情報

i. 写真

このテンプレートは、博物館における資料調書を参考にして作成したものである。生徒が作成した資料カードは、想定していたものとは多少異なるものもあったが、それでも地域の歴史を語る上で様々なバリエーションの資料が集まった。これら資料カードをグループ活動で相互に発表し、意見交流を行った。意見交流は1人あたり6分以内（資料カード1枚につき3分以内）とし、どのような資料なのか、なぜ資料として記録しようと思ったのか、この資料から分かる地域の歴史の概要はどのようなものかについて分かりやすく伝えるよう工夫する。各自にコメントシートを用意して、相互の発表にコメントを書いて渡す方式を採った。

続いて資料カード作成・交流を踏まえて、地域の歴史を調査し発表する活動へと移る。調査・発表のグループ活動における係分担は表2とほぼ同様であるが、企画書ではなく発表概要を作成し、発表資料の補助とする。主題設定にあたっては、これまでの学習内容を踏まえつつ生徒それぞれの興味・関心に基づいて話し合い活動を行うことを促す。一般的にこうした活動を「探究学習」と呼称する。学習指導要領解説ではこうした探究学習を以下のように想定している。

探究する活動とは、生徒の発想や疑問を基に生徒自らが主題を設定し、これまでに習得した歴史の概念を用いたり、社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせたりして、諸資料を活用して主体的に多面的・多角的に考察、構想し、表現する活動である。また、生徒が充実した探究活動を行うためには、教師の支援が大切である。

生徒の生活圏のなかから歴史資料を見出し、それを基に地域の歴史を調査して発表することで、自分たちの日常生活と歴史とは無関係で断絶したのではなく、明確な関係をもって連続していることを理解してもらうことを目標とする。

そして学習のまとめとして、「地域史×ビジネス」という問題解決型学習まで展望する。地域の歴史の

調査発表は、具体的な地域の歴史を掘り起こし、未来へと地域の歴史をつないでゆくことに主眼があるが、調査発表で学習が終結してしまう可能性がある。授業の内容が日常生活に延長してゆくために、〈地域の歴史の利益化〉という課題を設定し、自由な発想を促しつつ、現代的な課題の解決に歴史の学習内容が活用できることを実感することを目指す。

(4) 成果と課題の整理

以上掲げた2つの単元指導計画と実践報告について、成果と課題を整理したい。

成果としてまず挙げられるのが、生徒の興味・関心に沿った主題設定から学習を深めることができた点である。防災教育においてはフィールドワークとその報告書作成、地域史探究においては資料カードの作成といったように、まずは生徒個人個人の個別的な学習活動を行っている。これを経た上で、協働的な学習に取り組み、個人個人の興味・関心から一歩進んで、課題解決的な発想ができるような授業デザインを目指した。グループ活動においては、課題に対する主題設定が最も重要であることを繰り返し伝え、各自の興味・関心を統合させつつ、グループ独自の課題に対する見方・考え方を表現することができるよう支援した。この点も成果と言えるだろう。生徒の生活圏の話題から主題を見だし、グループ活動によって意見を交流し、より多くの課題に対応できる新たな主題設定へと進み、最終的に現代的な諸課題の解決を図ることができるような力を身に付けるといった展望をもって授業を構想した。

もう1つの成果が、地域連携である。探究型学習においては生徒の発表活動が重視され、発表が終われば（授業としては）完結という形をとることが多い。生徒の活動が、授業・教室を越えて現実社会へと開かれようとしているところで終わってしまうのは惜しい。そこで今回の2つの授業実践例では、授業と社会が結びついていることを想像できるよう外部講師の方をお呼びしたり、生徒が外部へ訪問したりする活動を取り入れた。これにより、探究活動における主題設定や調査・研究の段階でより多くの情報に触れることができたと思う。さらに、学習内容

が授業内のみで完結することなく、日常生活の延長線上に位置するという点を改めて実感することができたのではないだろうか。防災教育においては、自分の生活圏における災害上の危機とその課題解決について専門的な指導助言をいただき、改めて身の周りには様々な地形や災害リスクについて考えるきっかけになっただろう。地域史探究においては、普段何気なく通り過ぎているお寺や神社について、また名も無き石造物についてその背景にある歴史的な文脈に思いを馳せてみたりするようになったかもしれない。こうして学習前と学習後とは、普段の景色が違って見えてくるようになれば、新学習指導要領の想定する各教科特有の見方・考え方を身に付けることができたと言えるだろう。

課題についてまず挙げたいのは、特に防災教育について地域連携のその後までフォローできなかったことがある。問題解決型学習を標榜する以上、生徒が提案した防災教育の発表を何らかの形で実現しなかったが、筆者の力不足によりできなかったことは課題の大きな部分として残る。高崎オーパでは、特設ブースにおいて非常食販売イベントを開催することについて前向きに検討していただいたものの、生徒たちの卒業間近ということや、教員側の準備不足により結局は実現することができなかった。県総務部危機管理課でも、ショート動画作成までおこなったものの、最終的には手続き上の問題があり、限定公開という形でしか掲載することができなかったことも悔やまれる。こうした課題については、単元指導計画の段階で地域連携の規模や時期を明確にすること、必要な手続きをかなり早くから組織的におこなう必要があることを痛感した。したがって、こうした課題解決型学習もしくは探究型学習は、複数のスタッフでの対応が求められる。その場合、年間指導計画を作成し、課題解決の提案をどの程度まで実現しようとするのかについて詳細な検討をすべきだと感じた。

もう1つの課題は、主題設定に際して外部の専門家の意見を聞く機会がなかったことである。課題解決型学習においては、単なる調査研究の発表にとどまることなく、社会で現実にある諸課題にはどのよ

うなものがある、どのようなアプローチでその課題を解決することができるのかについて考えることが非常に重要である。よって、自分たちが選んだ主題がどのように展開するのか、または難しいのかについて、調査研究の出発点にあたる時点で外部の専門家の方の意見を聞く機会があれば、多くの生徒がより現実的な課題解決の提案までたどり着くことができたように思う。どのような主題設定にするのかは生徒たちが決めることであるが、主題設定次第で考察が深まる場合もあれば、行き詰まる可能性もある。限られた時間内で作業を進めるために、主題設定の段階で様々な方からの指導を受けることは、有効な手法だと考える。

(5) 補足：1人1台端末の活用

「答申」のなかでは、GIGA スクール構想に基づく学校の ICT 環境と1人1台端末の整備により、各学校においては ICT の活用を積極的に進めることができるとしている。「個別最適な学び」でも「協働的な学び」でも、子供が日常的に ICT を活用できる環境が整ってきた。

そこで、補足として、今回の事例報告において ICT の活用をどのようにしていたのかについて紹介したい。群馬県の県立学校では、生徒と教師にそれぞれ Google アカウントが配布され、Google Workspace for Education を利用することができる。ここで各種ツールを活用して授業をはじめ、連絡伝達手段としても日常的に利用することができる。

高崎商業高校では、情報管理部を中心に Google Classroom の運用基準を定め、新しい Classroom を開設するときは必ず管理職を担任教師の中に入れること、生徒の負担増とならない配慮をすること等が共有されている。授業の進め方の説明に関する資料や課題については、そのほとんどを Classroom で行った。

授業の説明プリントは Google ドキュメントで作成し、生徒に共有をかけて閲覧できるようにした。これにより年間をとおして指導するため紙の紛失等の問題を考慮しなくてもよくなった。また、ドキュメントは教師側で授業の進行に合わせて内容を一部

改変したり追加したりすることができ、その都度生徒と状況を共有できるという利点もある。ドキュメントはこの他、防災教育の授業で発表活動の際の概要作成でも用いた。生徒が作成した発表概要を即座に共有し、発表の補足資料として活用することができた。しかし、ドキュメントの操作が上手くいかず、こちらが指定した様式を崩してしまったり、A4版1枚にまとまりきらなかったりする班もあり、微調整に手間と時間がかかった。よって、地域史探究の授業においては紙ベースでの提出と変更した。

地域史探究の資料カード作成については、一定の様式を共有するため Google スプレッドシートを用いた。生徒は様式に従って文字を入力したり、写真を挿入したりしてそれぞれの資料カードを作成した。

この他、自己評価や相互評価、振り返りには Google Forms を活用した。Forms で収集した情報は、スプレッドシートとリンクさせて即座に回答の状況を確認することができる。また、グループ活動は授業時間内にそれほど多くの時間を割くことができなかつたため、各グループは協力して授業外で活動を進めていた。例えば、発表資料の Google スライドをグループメンバーで共有して同時編集したり、休み期間中に打ち合わせを行うため Google Meet を使用したりと、こちらから具体的な提起を行わなくてもそれぞれで自発的に各種ツールを使いこなしている姿が確認できた。

1人1台端末の利用は、生徒個々人が学校の内外で様々な学習に取り組むことのできる環境を実現するためには不可欠である。生徒は自分自身のアカウントを保持することにより、クラウドシステム等も活用しながら自宅にいても同じ作業や学習を継続することができる。そして何よりこちら側が手取り足取り指示を出さなくても、生徒の方が積極的にこれらのツールを使いこなそうと日常的に端末に触れており、主体的な学習活動を促している効果が認められる。

むすびにかえて

本稿では、群馬県立高崎商業高等学校における地歴科授業の実践報告をとおして、問題解決型学習と

地域連携の成果と課題を整理した。

新学習指導要領においても重視されている探究型の学習は今後も継続して取り組むべき授業の方針である。従来の教授型授業については必要に応じて実施してゆくが、各学校や地域の実情、学年・学級の様子等に応じて脱却・再構築することも求められているように思う。

「答申」の中では、高等学校における学びの姿として以下のように記される（p.20）。

各高等学校においては、選挙権年齢や成年年齢が18歳に引き下げられるなど、生徒が高等学校在学中に、主権者の一人としての自覚を深めることを含め、自立した「大人」として振る舞えるようになることが期待されていることから、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、地域の課題等についての認識を深め、その解決を社会の構成員の一人として担う等、社会の形成に主体的に参画するために必要な資質・能力を身に付けられるよう、初等中等教育段階最後の教育機関として、高等教育機関や実社会との接続機能を果たしている。

学校における授業が学校内のみで完結することなく、地域社会や日常生活に開かれた学びとなるよう、様々な外部機関等との積極的な協力関係を今後も構築しながら授業改善を行いたい。

参考文献

- ・文部科学省『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 地理歴史編』東洋館出版、2021年
- ・奈須正裕『個別最適な学びと協働的な学び』（東洋館出版社、2021年）

註

- (1) 2020年2月27日開催の新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示された。これを受け、各学校の設置者に対して2020年3月2日から春季休業の開始日までの間、学校安全保健法第20条に基づく臨時休業が要請された（令和2年2月28日元文科初第1585号「新

型新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」。

- (2) 「答申」のなかで、「カリキュラム・マネジメント」とは「学校全体で児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的・目標の実現に必要な教育内容等の教科等横断的な視点での組立て、実施状況の評価と改善、必要な人的・物的体制の確保などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る」（p.14）こととされる。
- (3) 「答申」のなかで、「社会に開かれた教育課程」とは「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、学校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携及び協働によりその実現を図る」（p.14）こととされる。
- (4) 本来であれば学習指導案を掲示すべきであるが、本稿の趣旨を重視してここでは単元構想における指導計画のみを掲出する。
- (5) 高崎市 HP「高崎市ハザードマップ」>外部リンク：地図情報システム「まっぶde たかさき」>防災情報マップ>洪水浸水想定区域（<https://www.sonicweb-asp.jp/takasaki2/>）2024/11/30 23:31アクセス

前橋市東上野町公民館所蔵文書の 発見・保存・調査とその活用実践について

—— ぐんま史料ネットとの連携と大字誌へ ——

野 口 華 世

はじめに

前橋市東上野町は、群馬県庁から国道50号を東に約8kmほどの北側にあり、赤城山の裾野の小高い丘の上にある小さな集落である。高台に畑、低地に水田があり、現在は100戸ほどの住居が存在する。特別に開発されたところがあるわけではないので、近年あまり戸数に変化のないことも特徴である。赤城南麓の大変景色のよい、のどかなところといえる。東上野町公民館とは、社会教育法に基づいた前橋市の施設ではなく、東上野町の自治会が管理・運営する自治公民館である。

なお、東上野町公民館所蔵文書については、すでにいくつかの媒体で発表している。

- ①野口華世「自治会文書の現地保存—東上野町公民館所蔵文書の整理・保存・活用—」（『ねっと群文協』43号、2019年9月）
- ②野口華世「前橋市東上野町公民館所蔵文書整理・保存の取り組み」（『武尊通信』159、2019年）
- ③野口華世「東上野町公民館所蔵文書、いざ大字誌に向けて—東上野町公民館所蔵文書の保存・調査と未来へ—」（『DARUMA』2、2022年）
- ④野口華世・池田義久「『東上野町公民館所蔵文書』保存・調査の取り組みからはじまる大字誌」（『ぐんま地域文化遺産フォーラム2022記録集 みぢかな歴史のつむぎかた—自治体史編さんへ向けた大字誌の可能性—』2023年）
- ⑤野口華世「前橋市「東上野町公民館所蔵文書」

保存の取組みから大字誌に向けて」（『地域歴史文化フォーラム新潟資料ネット・博物館・文書館と市民・学生、報告書』2023年）

これらも同時に参照していただければ幸いである。本稿では重複する点もあるが、その後の展開についても述べてゆきたい。

1. 東上野町公民館所蔵文書とその整理・保存の取組みの流れ

・東上野町公民館所蔵文書とは

2016年1月に東上野町公民館所蔵文書が公民館に保存されていたタンスから発見された。そもそもは公民館の後方に存在する上野神社にあったと考えられ、それが昭和後半期に建てられた公民館に保存されるようになったのだろうということである。古文書の内容は江戸期から平成期にわたる自治会の区有文書とも言えるもので、代々の自治会長、古くは村役人が伝えてきたものであろう。平成の初期頃に何らかの事情により伝来が不明となり、平成の終わり2016年（平成28年）に発見されたのであった。なお、最も古い文書は延宝6年（1678）の水帳である。また、伝来不明中に行われた県史編さん事業においては、未調査で、ある意味新出文書といえる（ただし木瀬村誌などどこかの段階では調査された形跡はある）。

・整理・保存の取組みの流れ

古文書の発見を受けて、前橋市（永明公民館）職員の方からのご相談が、近所であり筆者の勤務先でもある共愛学園前橋国際大学地域共生研究センターにもたらされ、それにより筆者も整理・保存に携わらせていただくことになった。

その後、文書群の整理・保存に向けた取組みを実施していくことになるが、その取組みは三段階に分けることができる。第1段階は整理・保存のための目録採り、第2段階は古文書をデータで残すための写真撮影、第3段階はいよいよ内容の解読である。現在は第3段階に入っている。もちろん内容の解読については、第1・第2段階でも平行して少しずつ行っていた。後述するように、前橋市の生涯教育施設でもある永明公民館での古文書講座の開催とそれへの地元の方々の参加があったことも補足しておきたい。次に各段階について述べてゆこう。

・第1段階：目録採り

古文書が発見されて以降、本格的には2016年11月から目録採りを始めた。これが第1段階のはじまりであるが、およそ月に1回のペースで行い、最初は江戸時代の古文書に苦勞しながら、また2020年3月頃からは周知のとおり新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、2021年7月に全1252点の目録採りを終了することができた。ちょうど目録採りの終盤あたりから、新型コロナウイルス感染症の流行が始まり、手元の資料によれば2020年度は2回しか調査を実施できていない。それでも全時期を振り返ると、いろいろなご縁から、本学の学生や地元の高校生が目録採りに参加してくれたこともあり、異世代間交流もありつつ目録採りをすることができた。

・第2段階：写真撮影（写真1）

目録採り終了後の2021年10月から写真撮影を始めた。写真撮影は、ある程度やり方が定まってくると、地元メンバーだけでも実施することができた。ノウハウは県内の近世史・近代史研究者がレクチャーして下さり、目録番号を一緒に写しこみながら撮影を進めていった。基本的には地元メンバーのカメラで、2人一組となり、多い時には3台のカメラで撮り進めた。まだまだ新型コロナウイルス感



写真1 古文書の写真撮影・ぐんま史料ネットとの連携

染症の影響は大きく、筆者を含め外部の人間が東上野町に立ち入ることが難しい時期もあり、地元の方々だけで撮影が進められたことは、古文書調査の継続という意味でも非常にありがたかった。地元メンバーのみの撮影もそのペースはどンドンあがり、2023年7月に全件の撮影を終了することができた。現在は膨大な写真データの整理を進めているところである。

・第3段階：内容解読（写真2）

写真撮影が終了した2023年夏頃から、東上野町公民館でも古文書の解読会を開始した。最初は読みやすいものから、と考え、目録番号60～90番台に多い、年貢受取状を読んでいった。定型文が多く同じような文字が出てくるため、かなり読めるようになってきたと実感する。また、最近は文書群のなかでも江戸時代の各時期を揃える水帳（9冊）の検討に入り、耕作者名、面積、田・畑の別とその種類、地字名、などの情報を読み解いている。まだ始めた



写真2 内容読解の様子

ばかりだが、時期ごとの村の人々の実態をある程度明らかにすることができるだろう。もともとは内容を読んでみたいということが、地元の方々の願いだったので、できるところからみなさんと一緒に勉強してゆきたいと考えている。

2. 永明公民館との連携

先述の通り2016年度より永明公民館にて東上野町公民館所蔵文書を利用した古文書講座を実施している。紙幅の関係もあり目録全件を紹介することはできないので、古文書講座でとりあげた古文書を紹介することによって、どのようなものがあるのかという事例の提示としたい。これまでにとりあげた古文書はほとんどが江戸時代のもので、以下の通りである。

- ・2016年度 2017年3月24日
目録番号29「宝暦八年（1758）差上申一札之事（切支丹類族有無につき）」
- ・2017年度 2017年8月29日・30日
目録番号66「慶應元年（1865）送り一札之事（御蔵米送り手形、（裏書き）御蔵米請取手形）」
目録番号175「嘉永四年（1851）詫書一札（金子盗取一件につき）」
目録番号32「天保五年（1834）送一札之事（兼吉不緑につき）」
- ・2018年度 2018年9月25日・10月2日
目録番号121「天保四年（1833）御条書覚（村民、家族の生活スタイル（荒地再開発、農閑商売、懐妊、縁切等）」
- ・2019年度 2020年2月3日・4日
目録番号43「天保一二年（1841）内済証文之事（倭八と弥七畑譲渡差もつれ一件につき）」
- ・2020年度 2020年11月7日・14日
目録番号38「安政五年（1858）落着一札之事（えし緑組につき）」
目録番号35「安政三年（1856）落着一札之事（勘蔵緑組につき）」
目録番号31「安政二年（1855）落着一札之事（のふ緑組につき）」

目録番号34「文久三年（1863）落着一札之事（きく緑組につき）」

目録番号59「弘化三年（1846）落着一札之事（ふで線組につき）」

目録番号32「天保五年（1834）送一札之事（兼吉不緑につき）」

目録番号53「弘化五年（1848）送一札之事（すい緑組につき）」

目録番号56「嘉永三年（1850）送一札之事（てう緑組につき）」

・2021年度 2022年3月12日・19日

目録番号42「天保九年（1838）儀定一札之事（村内段々滞りにつき）」

目録番号2「元禄二年（1689）上野国勢多郡之内上野村辰より亥迄新田水帳」

目録番号83「（年未詳）差上申一札之事（鉄炮所持者御座無く候）」

・2022年度 2023年2月18日・25日

目録番号197「明治一〇年（1877）改正漬地一筆限取調帳」

目録番号183「天明四年（1784）郷御蔵立替御普請帳」

・2023年度 2024年2月10日・3月2日

目録番号89「天保一一年（1840）赤城山惣修覆氏子頼母子講」

古文書講座は永明公民館の事業として実施されている。講座には東上野町の方々も毎回参加して下さるほか、永明地区や周辺地域の古文書や歴史に興味のある方、また上記の目録採りに参加してくれた高校生や大学生などが参加してくれたこともあり、毎回多くの方々が受講してくださっている。

3. 群馬歴史資料継承ネットワークとの連携

2022年度から群馬歴史資料継承ネットワークと連携を開始した。群馬歴史資料継承ネットワークは2020年7月に筆者もメンバーの一人として、県立女子大学の築瀬大輔氏を代表に立ち上がった群馬における資料ネットワークである。資料ネットワークとは、災害時に被災した史料をレスキューすることからはじまったもので、失われていく資史料を守り継

承していこうという目的のもと全国各地で立ち上がっている。その各団体がネットワークを築いて、情報共有・交換している組織体でもある。近年資料ネットワークでは、災害時だけでなく、平常時にも歴史資料の重要性を知っておいてもらうことが大事であると理解され、そのような意味での大字誌活動が注目されるようになった。大字誌とは、江戸時代における村の範囲を大字といい、そのミニマムな範囲の歴史を綴ったものをいう。より身近な歴史を知ってもらうことで、その地域の魅力を再認識したり、それを語ってくれる地元の史料の貴重さを広く理解してもらうことに繋がるのである。

東上野町の古文書整理活動が、大字誌活動にリンクすると気がついたのは、群馬でも資料ネットワークをつくらうということになり、「群馬歴史資料継承ネットワーク」を立ち上げるにあたり、多くの資料ネットワークとの交流が生まれたからであった。東上野町の活動はまさに大字誌活動だったのである(写真1～6)。

4. 東上野町の大字誌活動(途中経過)

今述べた大字誌活動という視点で見たとき、東上野町では古文書整理・保存の取組みから派生して、地元の方々が主体となって実施する活動がいくつか見られるようになった。

その一つは、「かわらばん」の発行である。「かわ

らばん」を作ろうと地元の方々からの発案があり、みなさんの試行錯誤のうえ、実際に2023年2月に「東上野古文書かわらばん1号」が発行された(写真3)。つづいて2023年9月には「かわらばん2号」が発行されている。内容はわが町の古文書整理の進捗状況や、ぐんま史料ネットとの連携による町歩き(2023年3月実施)の様子などで、目録が完成した際には目録の一部を紹介したり、古文書勉強会の様子を釈文つきで紹介するなど、地元の方々の目線で編集されている。この「かわらばん」は町の方々へ毎戸配送されたとのことである。

話は少し逸れるが、「かわらばん2号」に掲載された「町歩き」の記事により、東上野町出身の力士の父子が江戸末期にいたことを記した墓碑が、町内の墓域に存在することがわかった。改めて墓碑を読んできると、霧海という力士の墓で、錦島三太夫(三代目か)の門人だったこと、また父は佐渡嶽澤右衛門(五代目か)の弟子で二見潟と称したことなどがわかる。墓碑についてはゼミの学生と拓本を採りにいき、拓本によって解説することができた(写真4)。これに関わる古文書は管見のところ見出せていないが、今後留意しながら古文書も読み解いてゆきたいと思っている。

話を戻して、東上野町では毎年11月23日に東上野町公民館で収穫祭が行われるのだが、そこで町のみなさんの作品展とともに、古文書(の一部)も展



写真3 東上野古文書かわらばん第1号



写真4 学生の拓本採り



写真5 収穫祭での展示



写真6 収穫祭での展示

示されるようになったことが、地元の方々が主体となっている活動のもう一つである。収穫祭は町の方々の多くが参加するため、2階に設けられる展示をたくさんの方が見学する。実際の古文書を町のみなさんに見ていただき、その存在を知っていただくことは非常に重要で、東上野町公民館所蔵文書を今後守り伝えるためにも、良い機会であると考え。2024年の収穫祭では、古文書とともに先述の力士の墓碑の拓本も展示していただいた。これらは全て東上野町の方々の発案である（写真5・6）。

以上のように東上野町地元の古文書メンバーの方々は、いまや東上野町公民館所蔵文書について、町の方々へ伝達し、その重要さを知ってもらいたいという気持ちで活動をしている。さらに古文書メン

バーの一人は、前橋市生涯学習奨励員でもあり、先日学習奨励員としての実践研究発表をこの古文書群で行った。すなわち、その伝達の範囲は町を優に超えて、市内の方々や、それ以上の広い範囲の方々も想定できるようになっている。そして、このような思いは、大字誌をつくるという方向にも向いている。ただ大字誌を作りたいという意思はあるのだが、どのようなものを作ろうかということがまだはっきりしていない。とりあえず2024年度中を目処に中間まとめを作成することとし、先述の御蔵米の納入額や年紀について考えたり、水帳を分析したりと、できそうなことを探して大字誌の中間まとめに向かいはじめている。大きな目標として、いつか大字誌を発行することを目指してまさに進んでいるところである。

おわりに

以上、これまでの取組みや、これからの活動への展望などを述べてきた。調査回数は2024年12月時点で87回にも及ぶ。とはいえ、現在に至るまでいつも試行錯誤の連続であった。それでも地元の方々も筆者もぐんま史料ネットのメンバーも、そして参加してくれた学生や高校生たちも、どこかしらで地域の古文書が楽しい！という思いをもって参加しているのだろうと思う。東上野町の大事な宝を今後も地元主体で守って行って欲しいと思うとともに、「宝」として「守って」いける方策を模索しつづける必要もあるだろう。そのためには古文書の貴重さとともに「楽しさ」を伝える術も考え続けなければならないと思う。

東上野町の大文字誌は、ようやく始まったところであるが、この大文字誌が編めたとして、さらにその後も、そこから始まる楽しい活動があることが望ましい。それを考えながら大文字誌活動をやっていこうと思っているが、良い知恵があればぜひ共有していただきたい。

地学連携による文化財シェルターの開設

—— 玉村町・群馬県立女子大学・群馬歴史資料継承ネットワークとの
被災文化財の保全に関する連携協定の締結 ——

築 瀬 大 輔

はじめに

2024年9月1日、群馬県立女子大学（塩澤寛樹学長）は、群馬県佐波郡玉村町（石川眞男町長）、及び群馬歴史資料継承ネットワーク（築瀬大輔代表）と、「玉村町・群馬県立女子大学・群馬歴史資料継承ネットワークとの被災文化財の保全に関する連携協定」（以下、三者連携協定）を締結した。これにより、自然災害の発生を前提としたときの、自治体・大学・史料ネットによる、地域における文化財の救出・保全に関する協力関係の枠組みが構築されることになった。本稿はそのあらましについて報告するものである。

1. 連携協定締結の背景

—群馬県における文化財防災体制の整備—

2019年（平31）4月に施行された文化財保護法の一部改正は、それまで保護重視だった文化財行政の基本的姿勢を改め、活用を前提とした保護を打ち出すこととなった。国はそのための規範と計画として、都道府県には文化財保存活用大綱の作成を求め、市町村には都道府県の大綱を規範とする文化財保存活用地域計画の作成を奨励することになった。また、指定・選定・選択以外の文化財も広く保存・活用の対象とすることとし、「未指定文化財」という未知の文化財領域を設定するとともに、市町村単位でその所在を把握し、そのリストを文化財保存活用地域計画に掲載するよう求めた。

さらに、同年3月に定められた「文化財保護法に

基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」では、大綱には、行政と博物館、民間団体などが連携することで平時からの文化財防災救援ネットワークを構築したり、緊急時の文化財レスキュー活動を行うための計画を定めたりするよう求めている。また、地域計画には、文化財防災対策、発災時の被害状況の把握、レスキュー対応への活用を想定して、未指定文化財を含む文化財リストを備え、計画に掲載するよう求めている。

こうした国の動きに対応して、群馬県では2020年（令和2）3月に群馬県文化財保存活用大綱を策定するとともに、次のとおり文化財防災体制を整えていった【図1】^①。

2021年（令和3）2月

群馬県文化財保護審議会に防災部会を新設

2022年（令和4）3月

群馬県文化財防災ガイドラインの作成

2023年（令和5）3月

文化財防災パンフレットの作成

同年12月

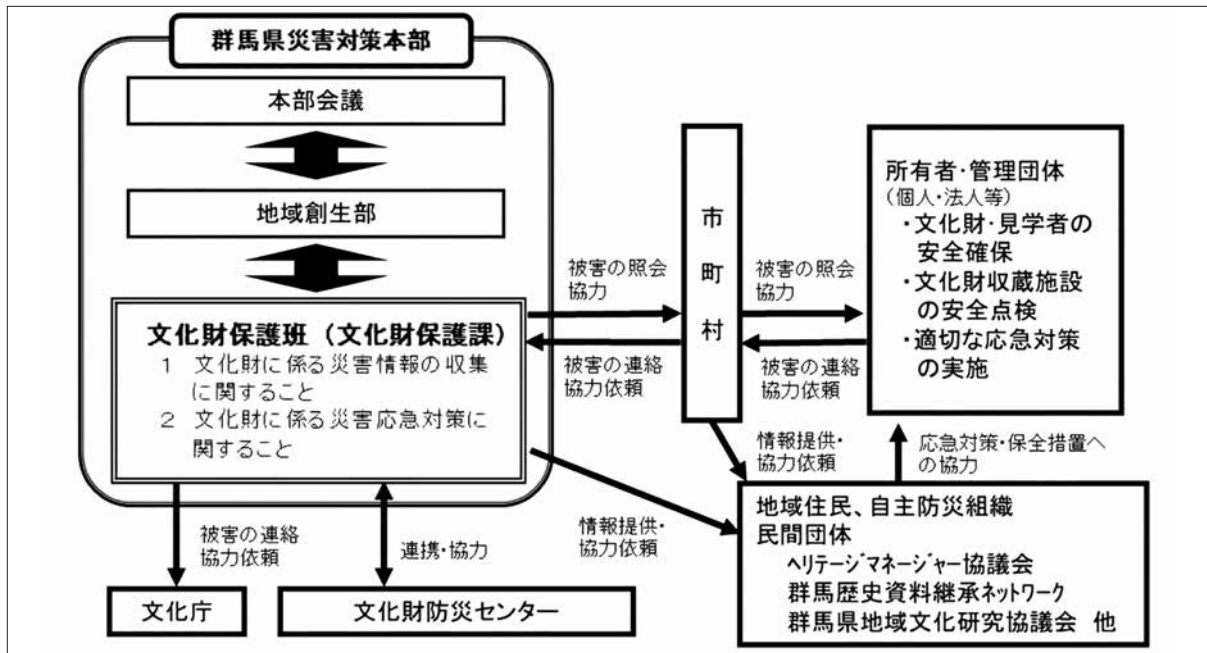
群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会の設置

2024年（令和6）1月

群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会・第1回会議の開催

群馬県地域創生部文化財保護課が2022年3月に作

やなせ だいすけ（群馬県立女子大学 群馬学センター 教授）



【図1】 群馬県における大規模災害時の文化財保護体制(「群馬文化財防災ガイドライン」群馬県地域創生部文化財保護課)

成した「群馬県文化財防災ガイドライン」は、主に平常時の文化財防災と、発災時の文化財の避難のてだてを文化財所有者と市町村担当部局の視点で整理したものである。さらにこのガイドラインをわかり易く、より実践的なものとして周知するために、翌年3月に作成したのが「文化財防災パンフレット」である。この時、災害時には「文化財の避難」ということがあり得るということが所有者に対して明確に示され、文化財所有者自身がそのための「避難場所」を事前に定めておくことが奨励された。

また、2023年12月には、同課を事務局とする群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会が設置された。これは、県立歴史博物館、県立文書館、県立図書館、埋蔵文化財調査事業団といった資料の調査・保存機関、地域史研究学団体である群馬県地域文化研究協議会、建築や歴史資料保存のための市民団体である群馬県ヘリテージマネージャー協会や群馬歴史資料継承ネットワークを横に繋げる連絡組織である。従前の文化財行政における県と市町村を軸とするタテのつながりを補完するとともに、未指定文化財の自覚的保全、専門的な知識と技能を有する異分野の職員の連携・交流を企図して設置されたものである。

文化財の避難場所

絵画や仏像、古文書、民具など、動かせる文化財については、発災時の避難場所を決めておきましょう。

例えば…

- 敷地内の高い場所(蔵の2階等)
- 周辺の高い場所や建物
- 地域の博物館や資料館等



【図2】 群馬県による文化財避難所設定の啓発(「文化財防災パンフレット」群馬県地域創生部文化財保護課)

2. 文化財レスキューの課題と近県の動向

自然災害発生時に地域の文化財を救出し、価値ある資料として未来に継承することで、地域の文化的価値の醸成に貢献することができる。さらに、災害時の文化財レスキュー活動には、災害で疲弊・困憊した人びとの心に、家族や地域の絆を甦らせるとい

う心理的効果があり、被災地の復旧・復興の前提となる安心と活力を得られることが実証されている。

文化財を自然災害から守るといった場合、その局面は文化財防災という予防対応とともに、災害に巻き込まれてしまった文化財を救出し保全するという事後対応も想定して、行動規範を含む体制を整備することになる。いわゆる文化財レスキューである。では、行政（市町村）単独での未指定文化財を含む文化財レスキューの実施には限界がある。

文化財レスキューを実施するためには、人（知識・技術）、場所（保存・作業環境）、資材の確保が必要である。しかし、実際には市町村の組織・施設・予算には当然ながら制約があり、実施体制の構築には相応の準備と判断が必要である。さらに、発災時の行政対応の実際は、人命の救助、生活の支援・再建が優先となるため、文化財の救出・保全に「空白」が発生してしまうことは免れない。

そこで登場したのがいわゆる史料ネットで、現在全国に30団体超が設立され活動している。史料ネットの多くは大学研究室を拠点にしているから、史料ネットはそもそも大学とは強い親和性をもって活動する団体であると言える。そして、史料ネットと大学の二者が被災地の自治体と連絡を取り合い、連携をとりながら文化財レスキューが実現することになる。よって、ここで改めて「地学連携」と銘打たなくとも、地（自治体）と学（大学）の連携による文化財の救出・保全活動は、史料ネット活動を媒介にしながらすでに各地で展開しているのである。

また、レスキューの組織的な実施に際しては、歴史資料ネットワーク（神戸大学）や宮城歴史資料保全ネットワーク（東北大学）のように全国を股にかけて活動する史料ネットをはじめ、隣県の史料ネットや自治体・博物館などからも人材・資材・機材の支援があって実現してきたことを忘れてはならない。つまり、被災地では、史料ネットと大学が県外からの支援の受援窓口として有効に機能していることは重要である。また、2020年に独立行政法人文化財機構に文化財防災センターが設立され、文化庁と都道府県と連携した全国的な被災文化財救出・保全のための支援体制が整備されつつある⁽²⁾。

それでは、被災し、救出された文化財はいったいどこに避難・収容されるのだろうか。近県の例で言えば、2015年（平成27）9月の関東・東北豪雨による鬼怒川・小貝川氾濫では、茨城県常総市の水損文化財の一部が茨城文化財・歴史資料救済・保全ネットワーク（茨城史料ネット）によって、同ネットの活動拠点である茨城茨城大学に搬送され、学生らによって保存ための処置が続けられている。栃木県では、令和元年東日本台風（2019年）で被災した同県佐野市の個人所有の文化財が水損し、歴史資料ネット（神戸大学）によって、宇都宮大学教育学部に搬送され、これがとちぎ歴史資料ネットワークの設立に繋がった。同台風では、長野県の千曲川が大規模に氾濫し、行政区や寺院所有の文化財が水損し、その一部が信州大学支援で長野市立博物館に運び込まれ、同館にて保存のために作業が現在でも続けられている。やはりこの救済活動の初期段階で信州資料ネットが設立されている⁽³⁾。

さて、茨城・栃木・長野県の場合、救出した被災文化財の収容先は国立大学と市立博物館であった。そして、全国的にもこのようなケースが通例と云ってよい状況にある。それでは、収容するためのその「場所」は予め用意されていたのだろうか。想定されるレスキュー体制の中に自明の要件として位置づけられていたのだろうか。文化財防災の先進地であればそういうことがあったかもしれないが、多くの場合はケースバイケース、現場合合わせの要素が濃いのではないだろうか。そして、被災時に「場所」が必要なのはもちろん文化財ばかりではない、発災後の「場所取り」は深刻だが、容易に想像できる事態である。このことは文化財レスキューを実現する上での重大な不安要素である。

このような中、栃木県那須塩原市的那須野が原博物館を拠点とする那須史料ネットは那須烏山市など「災害時の資料救出・保全に関する覚書」（2020年）を交わした。これは、被災時の被災文化財の収容先として市内の公設公民館を市が開放し、そこに那須史料ネットがレスキューに必要な資材を備蓄しておくという協力体制の構築を約したものである。自治体と資料ネットが「場所」の提供と「資材」を供出

するという関係が協定書を交わすことで成立したのである。同県では、宇都宮大学と國學院大學栃木短期大学が国立歴史民俗博物館と三者協定（2021年）を交わして、レスキューの協業体制がやはり協定書をもって構築されている⁽⁴⁾。

以上のように、大学を拠点とする史料ネットの設立、大学と自治体による文化財レスキューに関する協定の締結という流れが、特に令和元年東日本台風意向の関東近県の動向として整理することができる。

3. 三者連携協定の締結

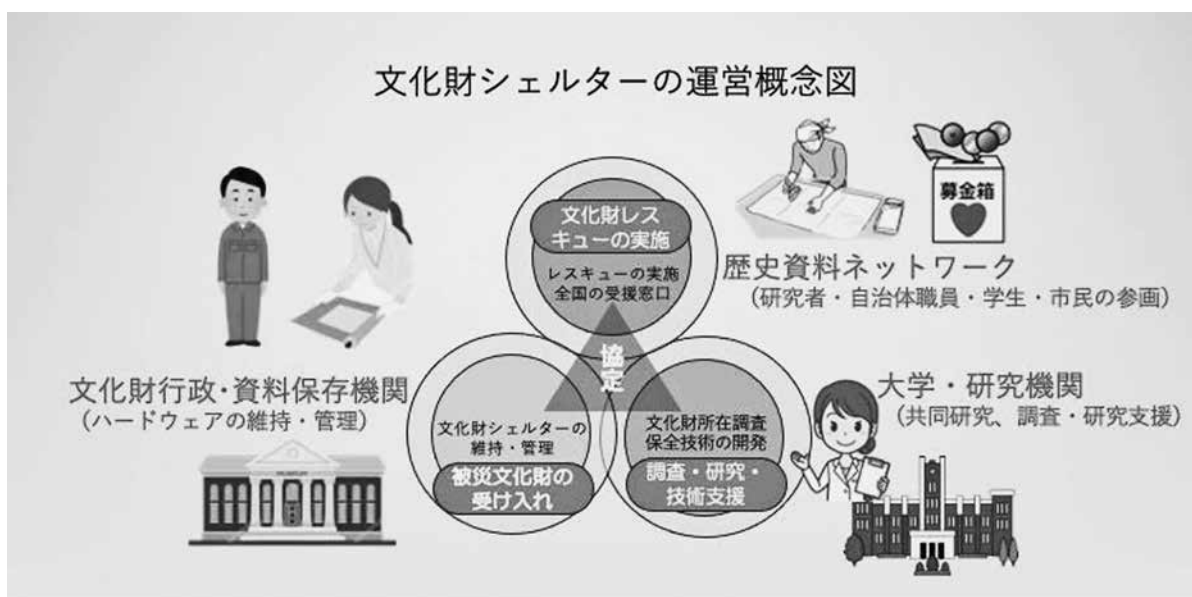
このような状況の中、群馬県立女子大学群馬学センター（以下、群馬学センター）では、2019年度より「地域史料防災に関する総合的研究」を掲げ、文化財防災に関する実践的研究を推進してきた。その成果のひとつが、2020（令和2）年7月12日に群馬学センター築瀬研究室を拠点に開設された群馬歴史資料継承ネットワーク（以下、ぐんま史料ネット）である。以来、史料防災を軸に大字誌活動や地域フォーラムを開催するなど、群馬学センターとぐんま史料ネットは緊密な連携体制を構築してきた⁽⁵⁾。

一方、群馬県立女子大学が所在する玉村町は利根川と烏川の合流域に立地することから、歴史的に水害に対する危機意識が高く、町をあげて防災政策を積極的に推進する風土がある。また、玉村町と群馬

県立女子大学とは、2011年（平成23）1月に「玉村町と群馬県立女子大学の連携協力に関する包括協定」を締結し、まちづくりの推進、教育・生涯学習・文化・スポーツの振興、研究及び学術の振興、人材育成などを連携して推進していくことを定めており、多様な局面で日常的に緊密な交流を展開している。

こうした前提の上に立って、2024（令和6）年9月1日、玉村町役場において、玉村町、群馬県立女子大学、ぐんま史料ネットによる三者連携協定の調印式が執り行われ、即日成立した【資料1】。

三者連携協定が唱う「被災文化財の保全に関する連携」とは、具体的には被災文化財の一次避難と保全作業を行う施設「文化財シェルター」を事前に定め、それを協同して整備・運営することにある。よって、本協定は「文化財シェルター整備・運営協定」と言い換えることができる。そして、本協定は文化財シェルターの整備・運営に関する三者の役割を定めたことに特徴がある。すなわち、玉村町は、シェルターの設置、運営及び維持管理並びに文化財保全に関する研修会の広報に関すること。群馬県立女子大学は、文化財保全に関する研修会の企画・運営、人材育成及び学術研究に関すること。ぐんま史料ネットは、被災文化財の救出・保全に必要な人材・機材・資材等の調達及びその受援窓口に関する



【図3】 文化財シェルターの運営概念図(作図: 築瀬大輔)

ことである。

三者連携協定によって構築された文化財レスキュー体制の特長は、三者がすでに持っている本来的機能（研究、施設、ボランティア）を寄せ合うことで、新たな投資や予算措置を講ぜずに災害時の文化財保全体制を構築し、機能を発揮させることができる点にある【図3】。また、大学にとっては、大学に求められている社会貢献・地域連携を大きく確実に前進させることができるというメリットがあり、あわせて、地方の人文・社会学系大学としての存在意義を高めることができる。

玉村町文化財シェルターの開設とその機能

三者連携協定に基づいて、玉村町では教育委員会が所管する文化財整理室を文化財シェルターとして活用することを定め、「玉村町文化財シェルター」が誕生した。管見の限りではあるが、「文化財シェルター」と銘打った施設は本邦初ではないかと思われる。

ぐんま史料ネットでは、このような地学協業による文化財シェルターを今後県内に普及させていくこと見込んで、「文化財シェルター登録票」を作成して把握していくこととした【資料2】。

登録票には、文化財シェルターの名称、所在地、設置根拠、規模・構造が記されている。その時重要なのは、文化財シェルターに求められる機能が当該施設に備わっていることが重要であるから、その観点から登録票は作られている。文化財シェルターに必要な機能とは次の3点である。



【写真1】 玉村町文化財シェルター（玉村町文化財整理室）



【写真2】 玉村町文化財シェルター名票

- ① 被災文化財の一時保管機能
- ② 被災文化財の保存・処置機能
- ③ 機材・資材等の常時保管機能
- ④ 研修会等の実施機能

中でも重要なのが、④研修会の実施機能であると考えている。自然災害の発生を歓迎する者はないのであるから、当然文化財シェルターは使用されないに越したことはない。その幸運が長く続くことを皆期待しているのであるが、その反面、文化財シェルターの存在と意義も風化しかねないという危惧も否定できない。そこで、年に1回程度はここを会場に、例えば水損資料の保全のための研修会を開催するなどして、技術の習得とともに、非常時にはここが文化財シェルターとして機能する施設であることを再確認する場にしようというねらいがある。

おわりに

一問われる地方人文系大学の災害対応力ー

連年のように発生する自然災害から国民・住民の生命と財産を守ることは、国・地方自治体にとって最優先の責務である。そして、被災地では一定量の文化財が生じていることを見逃してはいけない。その時、災害対応を念頭においた文化財防災体制の再構築という見地から大学は何ができるのであろうか。文化財防災・救出・保全の現場では、身近な人

文系大学の災害対応力がもうすでに問われている。
こうした課題に対して、地域に所在し、地域の文化
向上に一定の役割を担う我々は自覚的でありたいと
思う。

註

- (1) 小嶋圭「災害を想定して、「文化財」をどう守っていくのか？—文化財防災の展開と歴史資料保存—」(『群馬文化』第353号、2024年)
- (2) 人間文化研究機構「歴史文化資料保全の大学・共同

利用機関ネットワーク事業」監修、天野真志・後藤真編『地域歴史文化継承ガイドブック』(文学通信、2022年)。群馬歴史資料継承ネットワーク編『群馬の歴史資料を未来へ—歴史資料ネットワーク事始め—』(群馬歴史文化遺産・活用・発信実行委員会刊、2021年)

- (3) 註(2) 参照
- (4) 註(2) 参照
- (5) 拙稿「群馬県立女子大学群馬学センターと群馬歴史資料継承ネットワーク〈ぐんま史料ネット〉の連携」(『群馬学研究・KURUMA』第1号、2023年)

【資料1】 三者連携協定書

玉村町・群馬県立女子大学・群馬歴史資料継承ネットワークとの
被災文化財の保全に関する連携協定

玉村町・群馬県立女子大学・群馬歴史資料継承ネットワークとの被災文化財の保全に関する連携協定

玉村町(以下「甲」という。)、群馬県立女子大学(以下「乙」という。)&及び群馬歴史資料継承ネットワーク(以下「丙」という。)は、次のとおり連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙(以下「三者」という。)が連携することにより、自然災害発生時に被災した文化財(以下「被災文化財」という。)の一次避難と保全作業のための施設である文化財シェルター(以下「シェルター」という。)を協同して整備・運営し、シェルターで保全処置を施すことで、地域共有の財産である文化財を後世に継承することを目的とする。

(定義)

第2条 本協定における文化財とは、玉村町及び周辺地域に所在し、当該地域の歴史・文化を理解し継承する上で不可欠な未指定文化財を含む有形の資料で、シェルターに搬入可能な物をいう。

(連携事項)

第3条 三者は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力するものとする。なお、当該各号に関する具体的な内容、実施方法その他の条件については、三者が別途協議の上、決定するものとする。

- (1) シェルターの設置及び運営に関すること。
- (2) 文化財保全に係る研修会及び人材育成に関すること。
- (3) 文化財保全に係る学術研究に関すること。
- (4) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(役割分担及び費用負担)

第4条 前条に規定する連携事項に関する三者の役割分担は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

- (1) 甲 シェルターの設置、運営及び維持管理並びに文化財保全に関する研修会の広報
- (2) 乙 文化財保全に関する研修会の企画・運営、人材育成及び学術研究
- (3) 丙 被災文化財の救出・保全に必要な人材・機材・資材等の調達及びその受援窓口

2 前項各号に掲げる事項に係る費用は、原則として、それぞれ当該各号に掲げる者が負担するものとする。ただし、甚大な災害等により第1条の目的を達成することが困難と認められる場合は、この限りではない。

(連絡調整)

第5条 三者は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間の満了の日の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれかからも書面をもって改廃の申し入れがない場合は、本協定はさらに3年間更新されるものとし、その後も同様とする。

2 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって自己以外の当事者に通知することで、自己以外の当事者への何らの賠償等を要することなく本協定を解約することができるものとする。

(協議)

第7条 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、三者が誠意を持って協議し定めるものとする。

2 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、書類での合意により必要な変更を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年9月1日

甲 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201番地
玉村町長 石川 眞 男 (名前は署名) 印

乙 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1395番地1
群馬県立女子大学 学長 塩澤 寛 樹 印

丙 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1395番地1
群馬県立女子大学築瀬研究室
群馬歴史資料継承ネットワーク 代表 築瀬 大 輔 印

【資料2】文化財シェルター登録票

1. 名称及び所在地等	名称	玉村町文化財シェルター	設置日	2024（令和6）年9月1日
	設置根拠	①玉村町・群馬県立女子大学・群馬歴史資料継承ネットワークとの被災文化財の保全に関する連携協定（2024年9月1日） ②玉村町文化財シェルター設置要綱		
	所在地	〒370-1105 佐波郡玉村町福島325（玉村町文化センター敷地内） 玉村町文化財整理室		
	設置者	玉村町	管理者	玉村町教育委員会 （生涯学習課文化財係）
	共同運営者	群馬県立女子大学（群馬学センター） 群馬歴史資料継承ネットワーク		
	各連絡先（平常時）	玉村町教育委員会生涯学習課文化財係 0270-30-6180（歴史資料館） 群馬県立女子大学群馬学センター 0270-65-8511（大学代表） 群馬歴史資料継承ネットワーク（群馬県立女子大学群馬学センター・築瀬大輔研究室）		

2. 利用建物の状況	建物の構造	軽量鉄骨造 総2階建て
	床面積	601.7㎡
	室数	1階 4室（整理作業室・公文書収蔵室・遺物収蔵室・収納庫） 男子トイレ、女子トイレ 2階 6室（遺物収蔵室・図書室・整理作業室・図面収納室・写真室・製図作業室）
	平常時の主たる用途・機能	文化財保管庫、会議室
	保存・管理機能	電気・水道あり

3. シェルター機能	被災文化財の一時保管機能（室名、床面積）	2階 整理作業室 約84㎡
	被災文化財の保存処置機能（室名、床面積）	1階 整理作業室 約54㎡
	機材・資材等の常時保管機能（室名、床面積）	2階 整理作業室 約84㎡
	研修会等の実施機能（室名、収容人員）	1階 整理作業室 約54㎡ 20人
	被災文化財発生時の連絡先（公開）	玉村町教育委員会生涯学習課文化財係 0270-30-6180（歴史資料館） 群馬歴史資料継承ネットワーク （群馬県立女子大学群馬学センター・築瀬大輔研究室 0270-65-8511／大学代表）

玉村町文化財整理室 1階



玉村町文化財整理室 2階



◆年報◆

2024（令和6）年度 群馬県立女子大学群馬学センター年報

I 設置目的

群馬学センターは、群馬学推進のために必要な事業を行うための拠点として設置され、その成果を、群馬県立女子大学の教育研究活動に活用するとともに地域社会に還元することにより、資質の高い人材の育成と地域文化の向上発展に寄与することを目的とする。（群馬県立女子大学群馬学センター規程・第2条）

II 業務

群馬学センターは次の業務を行う。（群馬県立女子大学群馬学センター規程・第3条）

- (1) 「群馬」についての様々な分野に関心の高い県内外の有識者、学内外の研究者及び一般県民の人的交流に関する業務
- (2) 「群馬」に関する様々な情報の収集整理、発信に関する業務
- (3) 「群馬」に関するシンポジウムの開催や各種講座の開講に関する業務
- (4) 「群馬学」の確立のために必要な調査研究に関する業務
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務

III 組織

1 運営委員会

群馬学センターの運営に関する重要事項を審議するために、学長が任命する委員をもって運営委員会を組織する。（群馬県立女子大学群馬学センター規程・第4条、及び同運営委員会規程・第2条）

〈令和6・7年度運営委員〉

塩澤 寛樹	センター長／学長
築瀬 大輔	副センター長・センター教員／群馬学センター教授
小林 徹	文学部長／英米文化学科教授
小笠原奈保美	国際コミュニケーション学部長／同教授
渡邊 藍衣	文学部国英米文化学科講師
野口 和彦	国際コミュニケーション学部教授
佐嶋 洋子	事務局長
塚越 正弘	株式会社エフエム群馬代表取締役社長
佐藤 孝之	東京大学名誉教授

2 教員

センター長	塩澤 寛樹	学長
副センター長	築瀬 大輔	群馬学センター教授

3 事務担当

事務局連携推進係

IV 運営

1 運営委員会の開催

第1回運営委員会

日 時：令和6年6月12日(水) 10:40～11:30

会 場：2号館 群馬学センター会議室

出 席：9名

議 事：災害時における被災文化財の保全の協力に関する三者協定について
令和6年度群馬学センター事業計画（案）について

第2回運営委員会

日 時：令和6年8月23日(金)

方 法：書面開催

報 告：被災文化財の保全に関する三者協定書の文言修正について

第3回運営委員会

日 時：令和6年11月19日(火)

方 法：書面開催

議 事：令和7年度履修要項（案）、及び開講科目（案）について

第4回運営委員会

日 時：令和7年1月21日(火)

方 法：書面開催

議 事：群馬学センター SA 細則（案）の制定について

V 活動実績

1 調査・研究活動

(1) 調査・研究

〈課題1〉 群馬学の確立と普及・展開のための総合的研究

群馬学センターの設置目標を達成するために、地域学の教育・研究活動の成果を学術情報として発表し、その成果を県民に平易な形で還元するための実践的研究。

〈課題2〉 地域史料防災の総合的研究

頻発する自然災害によって、地域や家庭に保存・継承されてきた歴史資料が毎年のように消失している。本研究はこのことを防止するために、地域固有の災害のあり方に対する史的理解を深めた上で、汚損・毀損・滅失等の危機的状況を防止すべき史料の所在を把握するとともに、地域住民の史料防災への意識向上に寄与することを目的とする。

(2) 群馬学連続シンポジウムの開催

①第45回群馬学連続シンポジウム

テーマ：「上野介源頼信とその時代―「亡弊史観」を見直す―」

〈シリーズ・地域史の画期を問い直すⅡ〉

日時：令和6年6月22日(土) 13:00～16:00

会場：群馬県立女子大学 講堂

内容：あいさつ 群馬県立女子大学 学長 塩澤 寛樹

趣旨説明 群馬学センター 教授 築瀬 大輔

講演

〔講演1〕「摂関政治期の上野国」

上武大学 教授 中村 光一

〔講演2〕「上野国交替実録帳に探る律令政治の亡弊事情」

群馬県文化財保護審議会 専門委員 前澤 和之

〔講演3〕「上野国と摂関家領荘園」

共愛学園前橋国際大学 教授 野口 華世

〔講演4〕「源頼信の武威と坂東武者」

國學院大學栃木短期大学 教授 菱沼 一憲

パネルディスカッション

「群馬県地域史における古代・中世移行期研究のこれから」

パネリスト 中村 光一 前澤 和之 野口 華世 菱沼 一憲

コーディネーター 築瀬 大輔

後援：玉村町 上毛新聞社 群馬テレビ FM GUNMA 群馬県地域文化研究協議会

群馬歴史民俗研究会 群馬歴史資料継承ネットワーク 〈ぐんま史料ネット〉

参加費：500円（大学生以下無料）

参加者：258名（定員300名）

刊行物：令和7年度に地域学ブックレット『群馬の歴史と文化遺産』Vol.15として成果を公表する。

②第46回群馬学連続シンポジウム

テーマ：「関東平野の文化的景観と防災文化財」〈シリーズ・群馬の災害文化Ⅱ〉

日時：令和6年12月21日(土) 13:00～16:00

会場：群馬県立女子大学 講堂

内容：あいさつ 群馬県立女子大学 学長 塩澤 寛樹

趣旨説明 群馬学センター 教授 築瀬 大輔

講演

〔講演1〕「利根川・烏川合流域の文化的景観と災害文化」

玉村町教育委員会生涯学習課図書館係長 中島 直樹

〔講演2〕「利根川・渡良瀬川合流域の文化的景観と災害文化」

元板倉町教育委員会生涯学習課文化財担当 宮田裕紀枝

〔講演3〕「東京低地の文化的景観と災害文化 ―堤のある風景―」

東京都葛飾区教育委員会生涯学習課兼務産業観光部観光課主査 谷口 榮

パネルディスカッション

「文化的景観から防災文化財論をはじめよう！」

パネリスト 中島 直樹 宮田裕紀枝 谷口 榮

コーディネーター 築瀬 大輔

後援：玉村町 上毛新聞社 群馬テレビ FM GUNMA 群馬県地域文化研究協議会
群馬歴史民俗研究会 群馬歴史資料継承ネットワーク〈ぐんま史料ネット〉

参加費：500円（大学生以下無料）

参加者：130名（定員300名）

刊行物：令和7年度に地域学ブックレット『群馬の歴史と文化遺産』Vol.16として成果を公表する。



写真① 第45回群馬学連続シンポジウムポスター



写真② 第46回群馬学連続シンポジウムポスター



写真③ 第45回群馬学連続シンポジウム会場の様子



写真④ 第46回群馬学連続シンポジウム会場の様子

(3) 地域学ブックレット『群馬の歴史と文化遺産』の刊行

① 『群馬の歴史と文化遺産』 Vol.13

表題：『関東徳川史観と「天正十八年問題」』〈シリーズ・地域史の画期を問い直す I〉

内 容：第43回群馬学連続シンポジウム講演録（令和5年9月23日（土・祝）実施）

刊行日：令和7年3月18日

配 布：県内大学・図書館等の他、当該シンポジウム参加者に特典として無償配布した。

②『群馬の歴史と文化遺産』Vol.14

表 題：『自然災害伝承碑は警告する』〈シリーズ・群馬の災害文化Ⅰ〉

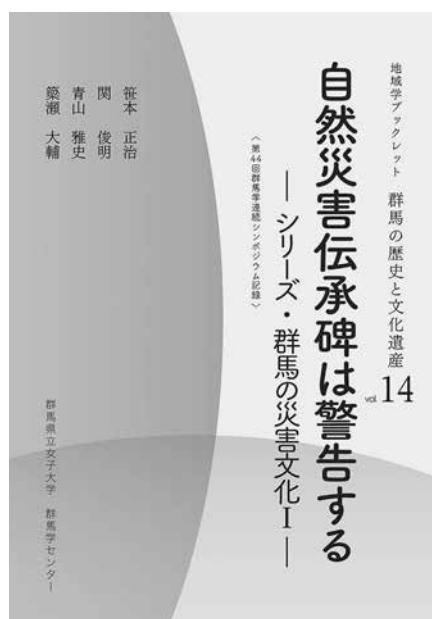
内 容：第44回群馬学連続シンポジウム講演録（令和6年1月27日(土) 実施）

刊行日：令和7年3月18日

配 布：同上



写真⑤ 『群馬の歴史と文化遺産』Vol.13表紙



写真⑥ 『群馬の歴史と文化遺産』Vol.14表紙

(4) 学術誌『群馬学研究・KURUMA』の刊行

『群馬学研究・KURUMA』第3号

内 容：論文6本 動向2本 年報1本 告知1本（本書目次のとおり）

刊行日：令和7年3月18日

配 布：人文系学部を設置する県内及び関東の大学図書館を中心に配布した他、PDF版を群馬学センターホームページで公開している。

(5) 飯豊毅一収集方言資料の整理

飯豊毅一氏が収集した日本の方言に関する基礎資料の管理を行った。

2 地域ネットワークの拠点としての活動

(1) 群馬歴史資料継承ネットワークとの連携

沿 革：2020年7月12日 群馬歴史資料継承ネットワーク（以下、ぐんま史料ネット）が群馬学センター（築瀬研究室）に事務局を設置して発足。

目的：群馬県及び近接地域の未指定文化財を含む文化財や歴史資料の保全と次世代への継承に資する活動を行うことで、地域社会に貢献すること（ぐんま史料ネット規約・第2条）

方針：群馬県及び近接地域の歴史や文化、文化財や歴史資料に関心をもつ者が、個人の意志として自発的に参加する非営利のボランティア組織で、全国の史料ネットワーク、県内の大学、文化財保護行政（県市町村）、地域の歴史サークル、学術団体、資料保存活用機関（博物館・文書館・図書館等）と連携を図りながら活動する（同規約・第3条）

- 活動：(1) 自然災害等で消失の危機にある歴史資料の救出・保全・記録作成
(2) 次世代に継承していくべき歴史資料の把握
(3) 県内及び周辺地域の住民への歴史資料防災の啓発や歴史研究活動の支援
(4) 歴史資料の防災、歴史資料の保存、災害史などに関する研究
(5) 全国の歴史資料ネットワークとの交流と相互支援
(6) その他会の目的を達成するために必要な活動

(2) 歴史文化資料保全首都圏大学協議会への参加

令和6年度歴史文化資料保全首都圏大学協議会

テーマ：「地域開発と文化財保全活動の行方：成田空港拡張計画と地域文化」

日時：令和7年3月6日(木) 13:30~17:00

会場：千葉大学 千葉キャンパス総合研究棟2階 グラデュエイトラウンジI

主催：人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究プロジェクト「歴史文化資料保全の大学共同利用機関ネットワーク事業」（主導機関：国立歴史民俗博物館）

3 県民共同利用機関としての活動

(1) 群馬学連続セミナーの開催

①第5期群馬学連続セミナー「史料で読み解く群馬」の開講

テーマ：『『太平記を旅する』第一幕・後醍醐天皇の即位

日時：令和6年8月9日～9月27日 全8回 10:40~12:10

会場：群馬県立女子大学 2号館 第1講義室

内容：群馬県立歴史博物館蔵・古態本系『太平記』第一巻の講読

講師 群馬県立女子大学群馬学センター 教授 築瀬 大輔

参加費：4,000円

特典：全回受講者に学長より修了証を交付する。

参加：83名（定員100名）

②第6期群馬学連続セミナー「史料で読み解く群馬」の開講

テーマ：『『太平記を旅する』第二幕・後醍醐天皇の謀反

日時：令和7年2月13日～3月26日 全6回 10:40~12:10

会場：群馬県立女子大学 2号館 第1講義室

内容：群馬県立歴史博物館蔵・古態本系『太平記』第二巻の講読

講師 群馬県立女子大学群馬学センター 教授 築瀬 大輔

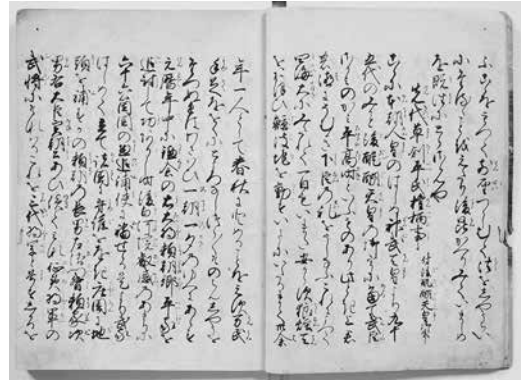
参加費：3,000円

特典：全回受講者に学長より修了証を交付する。

参加：93名（定員100名）



写真⑦ 群馬学連続セミナー 会場の様子



写真⑧ 群馬学連続セミナー テキスト
（群馬県立歴史博物館蔵・古態本系『太平記』）

(2) 群馬学センター資料室、及び萩原進記念文庫の公開

群馬県の地域史関連資料、及び萩原進氏が収集した群馬の郷土史・災害史に関する基礎資料の公開・活用をはかった。

(3) 群馬学センター公式 SNS アカウントの運用

Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram を利用して、群馬学センターの事業の告知、活動の周知、及び教員研究室の研究活動等に関する情報を発信した。

4 学生教育

(1) 開講授業

〈前期〉

群馬学入門 1（原始古代・中世の群馬）	教 授	築瀬 大輔	受講12名
群馬学入門 2（近世・近代の群馬）	非常勤講師	松浦 利隆	受講 9 名
地域史入門 1（地域の見方と調べ方）	教 授	築瀬 大輔	受講13名
世界遺産概論	非常勤講師	松浦 利隆	受講48名

〈後期〉

地域史入門 2（文化財の保存と活用）	非常勤講師	松浦 利隆	受講 5 名
近代化遺産論 1（群馬・日本の近代化遺産）	非常勤講師	松浦 利隆	受講 8 名
文化的景観論（文化的景観の保存と活用）	教 授	築瀬 大輔	受講 9 名
群馬の人と自然の関係史	教 授	築瀬 大輔	受講10名

(2) 群馬学連続シンポジウムの授業連携

第45回群馬学連続シンポジウム「上野介源頼信とその時代―「亡弊史観」を見直す―」〈シリーズ・地域史の画期を問直すⅡ〉（令和6年6月22日開催）に、「群馬学入門1（原始古代・中世の群馬）」と「地域史入門1（地域の見方と調べ方）」の受講生のべ25名が授業として参加した。第46回群馬学連続シンポジウム「関東平野の文化的景観と防災文化財」〈シリーズ・群馬の災害文化Ⅱ〉（令和6年12月21日開催）に、「文化的景観論（文化的景観の保存と活用）」と「群馬の人と自然の関係史」の受講生の

べ19名が授業として参加した。

(3) 県内大学連携伝等文化魅力発信啓発事業の実施と授業連携

令和6年度県内大学連携伝統文化の魅力発信啓発事業（令和6年度第47回県民芸術祭参加事業）・群馬県立女子大学群馬学センター連携事業「ぐんまの民俗芸能 in 県立女子大 Vol.2 人形浄瑠璃」に、「群馬学入門1（原始古代・中世の群馬）」と「地域史入門1（地域の見方と調べ方）」の受講生のべ25名が授業として参加した。「ぐんまの民俗芸能 in 県立女子大 Vol.3 獅子舞」に、「文化的景観論（文化的景観の保存と活用）」と「群馬の人と自然の関係史」の受講生のべ19名が授業として参加した。

テーマ：ぐんまの民俗芸能 in 県立女子大 Vol.2 人形浄瑠璃

日時：令和6年7月13日(土) 13:30～15:00

会場：群馬県立女子大学 講堂

主催：群馬県 公益財団法人群馬県教育文化事業団 群馬県立女子大学

内容：レクチャー「浄瑠璃王国・ぐんまの文化力」講師 群馬県立女子大学 教授 築瀬大輔
公演「生写朝顔話 宿屋の段～大井川の段」出演 八城人形浄瑠璃城若座
ワークショップ（人形の仕組み、操作体験）：講師 八城人形浄瑠璃城若座

後援：群馬県教育委員会 安中市 安中市教育委員会 上毛新聞社 群馬テレビ株式会社
FM GUNMA

参加費：無料

参加：150名

テーマ：ぐんまの民俗芸能 in 県立女子大 Vol.3 獅子舞

日時：令和6年11月9日(土) 13:30～15:00

会場：群馬県立女子大学 講堂

主催：群馬県 公益財団法人群馬県教育文化事業団 群馬県立女子大学

内容：レクチャー「地平を跳ねる獅子を見た」講師 群馬県立女子大学 教授 築瀬大輔
公演 千本木龍頭神舞 出演 千本木龍頭神舞保存会

後援：群馬県教育委員会 伊勢崎市 伊勢崎市教育委員会 上毛新聞社 群馬テレビ株式会社
FM GUNMA

参加費：無料

参加：161名



写真⑨ ぐんまの民俗芸能 in 県立女子大 Vol. 2 ちらし



写真⑩ ぐんまの民俗芸能 in 県立女子大 Vol. 3 ちらし



写真⑪ ぐんまの民俗芸能 in 県立女子大 Vol. 2 会場の様子



写真⑫ ぐんまの民俗芸能 in 県立女子大 Vol. 3 会場の様子

VI 沿革

- | | |
|----------------|---|
| 平成16年（2004） | 学内教員を中心に「群馬学」を提唱し、調査・シンポジウム等を開催 |
| 平成16年（2004）5月 | 第1回群馬学連続シンポジウムの開催 |
| 平成17年（2005）3月 | 『群馬学の確立にむけて』第1巻を刊行 |
| 平成21年（2009）4月 | 群馬学センターの開設 |
| 平成22年（2010）10月 | 第1期群馬学センターリサーチフェローを認証 |
| 平成30年（2018）3月 | 『群馬学の確立にむけて』第8巻にて終刊
群馬県立女子大学群馬学センター規程、及び群馬県立女子大学群馬学センター運営委員会規程を施行 |
| 平成31年（2019）3月 | 地域学ブックレット『群馬の歴史と文化遺産』Vol. 1を刊行 |
| 令和2年（2020）7月 | 群馬歴史資料継承ネットワーク〈ぐんま史料ネット〉の事務局を開設 |
| 令和3年（2021）12月 | 群馬学センターワーキンググループが「群馬学センターの長期的・中期的あり方について」を学長（センター長）に答申
群馬学センターリサーチフェローの終了（全6期） |

	第1期群馬学連続セミナーを開催
令和5年(2023)2月	ぐんま地域文化遺産フォーラム2022(第2回)を開催 『群馬学研究・KURUMA』第1号を刊行
令和6年(2024)7月	県内大学連携伝等文化魅力発信啓発事業「ぐんまの郷土芸能」を開催 県内大学連携伝等文化魅力発信啓発事業「ぐんまの郷土芸能」を「ぐんまの民俗 芸能 in 県立女子大」と改称し継続開催
令和6年(2024)9月	玉村町・群馬県立女子大学・群馬歴史資料継承ネットワークとの被災文化財の保 全に関する連携協定を締結

◆告知◆

原稿募集

群馬県立女子大学群馬学センターでは、『群馬学研究・KURUMA』の原稿を募集しています。投稿を希望される方は、次に掲げる刊行の趣旨、投稿規定、執筆要領、及び諸権利の扱い等にご留意のうえ応募してください。

1 原稿募集と刊行の趣旨

群馬県立女子大学が推進する群馬学の確立と探求に資する調査研究の成果を、学問分野や学内外を問わず広く募集する。応募投稿は定期刊行誌『群馬学研究・KURUMA』に掲載して公開・発信し、広く評価・批判を求めるとともに、学術情報として蓄積・継承していく。そうすることで、地域文化としての「群馬」の持続的発展と、我が国の地域学の確立・発展に寄与することを目的とする。

2 群馬学について

群馬学とは「群馬」固有の地域課題を設定し、その課題を解決しようとするときの基底的で根源的な問いである「群馬とは何か」、「地域とは何か」を探究するための学である。そのために群馬学は「三つの開かれた学」であろうとする。第一は偏った郷土意識にとらわれないこと、第二は特定の学問分野に留まらないこと、第三は大学研究者と地域の研究者がともに交流し練磨し合いながら研究・実践することである。

3 募集内容

- (1) 群馬学、または地域学に関連する未公表の論文、資料・事例紹介、書評等。
- (2) 編集委員会が適当と認めたもの。

4 応募資格

- (1) 前項1、2の趣旨に賛同する学内外の者
- (2) その他編集委員会が必要に応じて依頼する学外の者。

5 応募方法と締め切り

投稿希望者は次項「執筆要領」に基づいて原稿を作成し、①氏名、②所属、③住所、④電話番号を明記のうえ、下記あてEメールまたはファイル共有サービス等で提出する。提出された原稿及び電子媒体は返却しない。

〈提出先〉 群馬県立女子大学群馬学センター KURUMA 編集委員会

Eメール：gunmagaku-center21@mail.gpwu.ac.jp

〈締め切り〉 随時

6 掲載の決定

応募原稿の掲載の可否、掲載号は編集委員会が決定し、応募者へ通知する。その際修正を求める場合がある。

7 執筆要領

(1) 刊行物の体裁

A 4判・横書き・左開きを基本とする。縦書き・右開きの場合は巻末からの掲載とする。

(2) 原稿（ファイル）の形式

原稿（ファイル）はMicrosoftWord形式を用いて次のページ書式で作成する。

(3) ページ書式

〔横書き〕23字×40行×2段=1,840字

*題名・氏名分として1頁目冒頭に8行×2段（368字）をあてること。

〔縦書き〕35字×29行×2段=2,030字

*題名・氏名分として1頁目冒頭に6行×2段（420字）をあてること。

(4) 分量

論文・研究ノート

〔横書き〕12頁（21,600字／原稿用紙54枚）以内

〔縦書き〕12頁（23,600字／原稿用紙59枚）以内

資料・事例紹介、書評、その他

〔横書き〕6頁（10,400字／原稿用紙26枚）以内

〔縦書き〕6頁（11,600字／原稿用紙29枚）以内

*写真・図表等は字数に含む。偶数頁推奨。

(5) 各種表記

①縦書きの数字は原則として漢数字を用い、万の位以上は単位を付ける。

例) 横「109,300円」 縦「一〇万九三〇〇円」

横「850~860個」 縦「八五〇~八六〇個」

横「1/3」 縦「三分の一」

横「26.5%」 縦「二六・五パーセント」

②年次を西暦表記する場合には必要に応じて（ ）で和暦（元号）を付す。年次を和暦（元号）表記する場合には必ず（ ）で西暦を付す。

③註は本文末尾にまとめ、本文中の句読点前に参照番号（1）（2）……を示す。

④参考文献は末尾（本文・註の後）にまとめ、表記方法は各分野の慣例にならう。

(6) 図表

①図表は原則として執筆者が作成する。本文中には挿入箇所のみを示し、図表データ（jpg推奨）は本文原稿とは別に添えて提出する。

②図表のキャプションは通し番号、タイトル、出典（所蔵）・場所等の順で記す。

(7) 校正

執筆者校正は原則初校のみとする。

8 諸権利の扱い

(1) 各著作物における引用・使用箇所の著作権等の処理

本誌に掲載する個々の著作物における引用・使用箇所にかかる著作権や肖像権等の使用に関する手続き（使用許諾申請、使用料負担）は、本誌がオープンアクセス（次項参照）であることを明示した上で執筆者が行う。

(2) オープンアクセスのための著作権使用の承認

本誌は本学ホームページ内で順次（次号刊行後）公開する（オープンアクセス）。そのため、執筆者は群馬県立女子大学群馬学センターに、本誌掲載の著作物の著作権の一部（複製権、公衆送信権）の使用を承認することとする。

9 その他

執筆者には紙媒体の掲載誌3部と抜き刷り50部、及びPDF版の抜き刷りを進呈する。

■問い合わせ先■

群馬県立女子大学事務局連携推進係 群馬学センター担当

住所：〒370-1193 群馬県佐波郡玉村町上之手1395-1

電話：0270-65-8511（代表）

「KURUMA」の由来

群馬県の「群馬」は律令制の上野国群馬郡に由来する。郡の範囲は上野国のほぼ中央（前橋市西部、高崎市東部、渋川市西部）を占め、ここに国府・国分寺（前橋市元総社町、高崎市東国分町・引間町周辺）が置かれた。

この「群馬」であるが、『倭名類聚抄』はこれに「久留末（くるま）」の訓をあてている。それを示すように、藤原宮跡から出土した木簡には「上毛野国車評」の墨書がある。『新撰姓氏録』によると、雄略天皇の時代に上毛野氏の同族が輿を供進して「車持公」を賜ったとされ、『上野国神名帳』の同郡の項には「車持明神」「車持若御子明神」の名が見える。中世に至っても、元亨3（1323）年造立の榛名神社（高崎市）の鉄灯籠に「上野国車馬郡」の銘があるように、「群馬（ぐんま）」の淵源が古代の「くるま」にあったことがわかる。

古代の地域社会に生まれた「くるま」の地名は、和銅6（713）年の「郡郷名には『好字』をつける」との施策によって「群馬（くるま）」という国家的表記が付与され、いつしか「ぐんま」へと呼び習わされていった。しかしその一方で、当該地域社会には現在でも車川や車持神社（ともに高崎市）のように、「くるま」の名を受け継ぎ、「くるま」に寄り添う人々のくらしと文化がある。本誌『群馬学研究・KURUMA』は常に地域社会を主体とする「文化や風土」「生活世界」の観点から群馬学を探究しようとするものである。

群馬学研究・KURUMA 第3号

2025年3月18日発行

編集・発行 群馬県立女子大学群馬学センター

〒370-1193 群馬県佐波郡玉村町上之手1395-1

群馬県立女子大学 2号館5階

TEL：0270-65-8511（代表） FAX：0270-65-9538

E-mail gunmagaku-center21@mail.gpwu.ac.jp
